

資料作成費

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	194		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費(資料作成費)・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「2025年京都府政資料」				
支払金額	559,845	按分率	100%	計上額	559,845
按分率の考え方					
備考	振込手数料495円含む				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

12/9

07-12-09	B W	*683,576	1) テラヒラヒ・シ・1ツハイ
07-12-09	B W	*495	振込手数料

194



-838-

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	195	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費(資料作成費)・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
支払内容	府政資料・京都府予算に関する申し入れ 送料			
支払金額	33,060	按分率	100%	計上額 33,060
按分率の考え方				
備考				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

1/6

現金自動預金支払機		
ご利用明細書		
●本日はご利用いただきありがとうございます●		
お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容
0801061138		お振込
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号
科目・口座番号		
振込通番	振込手数料	金額
	¥0	¥33060
メッセージコード	残	高

京都銀行		
府庁前支店		
当座 0110543		
カウイングススモーク様		
エキサイトウキョウトフキカイインタ		
ン タンチョウ シマダ ケイコ 様		
075414-5566		
		(お知らせ欄)
		おつり

お客様コード: [REDACTED]

京都府庁 議会棟

195 1/1

2026年 1月 6日

日本共産党京都府議会議員団 様

株式会社ウィングスマルコー
京都市大山区横表路駅ノ
代表取締役 橋本 公良

請 求 書

2025 年 11 月分

下記の通りご請求申し上げます

TEL:075-644-7611

FAX:075-644-7665

登録番号 T7-1300-0100-2570

ご請求金額 (税込)

¥33,060

お振り込み先は、京都銀行府庁前支店 口座番号 当座 110543 名義 (株)ウィングスマルコーへお願いします。

日付	内 訳	個数	サイズ	単価	合計	備 考
25/11/18 京都府内	配送料	43	4N	500	21,500	} 府政資料、予算要望
1/18 京都府内	配送料	26	6N	260	6,760	
25/11/18 京都府内	配送料	4	100N	1,200	4,800	

個数 73 10%対象 合計 ¥33,060 (消費税¥3,005)

第9号様式(第7条関係)

2025年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

日本共産党京都府議会議員団

配布物 (名称)	「2026年度京都府予算に関する申し入れ」		規格	A 4 版20P				
配付先	事前登録者等		作成部数	1,135部				
	無	有	充当有の場合					
			支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号	備 考
所要経費	印刷・ 作成費用	☐	有限会社 寺平美術平版	124,226	100%	124,226	196	
	封筒代	☒						
	封入封 緘費用	☒						
	送付等 費用	☐	株式会社 ウイングスマルコー	33,060	100%	33,060	195	府政資料も同封
		☐						
		☐						
		☐						
同封物	政務活 動費の 充当対 象	☐						
	政務活 動費の 充当対 象外	☐		—	—	—	—	
合 計				157,286	—	157,286	—	

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

195.196

2025年10月31日

京都府知事 西脇隆俊 様

ゆきづまった国一体政治と決別し

自治と公共の再生で

暮らしと地域守る府政を

2026年度 京都府予算に関する申入れ

日本共産党京都府議会議員団

団長 島田 敬子

【はじめに】

自民党政治のもと、コロナ禍に続く物価高騰で府民生活と営業は極限にまで追いつめられ、社会を支える医療・介護制度が破綻の様相を見せるなど「我慢も限界」の声や運動が広がり、昨年の総選挙に続き参議院選挙でも自公政権は少数に追い込まれ、公明党が連立から離脱、自民党は日本維新の会と政権合意し、議員定数削減、憲法改悪、安全保障三文書を前倒し防衛費のGDP 2%への増額、国民医療費4兆円削減をはじめ日本の平和、暮らしを脅かす重大な局面を迎えています。

地方のあり方をめぐっても、人口減少と地域間格差拡大で地域の疲弊がすすみ、広域化、官民連携、DXで自治体を再編、変質させる攻撃が強まり、住民との矛盾が拡大しています。

府財政は実質公債費比率17.1%、府債返済が今後もピークが続く、厳しく自由度がなくなっているにもかかわらず、348億円を投入する京都アリーナ計画がすすめられています。さらに、府民が耐えきれない負担が明らかな北陸新幹線延伸も中止・見直しを求める世論に延伸は必要との姿勢を崩していません。

医療・介護をめぐって国の療養病床削減計画に対し府立医科大学病院が先んじて削減を行い、現場において事態が深刻になっている医療・介護労働者の処遇改善や事業所の支援も限定的です。

「子育て環境日本一」を掲げながら、最大の課題になっている経済的負担軽減は、子どもの医療費助成制度も市町村の方が先行しており、要望が強い学校給食無償化支援には背をむけています。

教育をめぐっても管理と競争のもとで、いじめ不登校や教育格差も拡大しており、教員の増員、校舎整備など教育条件の抜本的改善、学校給食はじめ教育費無償化にも全国から遅れをとっています。

産業政策も産業リーディングゾーンや企業立地支援など特定分野の支援に特化しており、緊急に求められる賃上げのための中小企業への直接支援など中小企業振興政策で地域経済を底上げする姿勢に立っていません。

憲法違反の安全保障法制のもとで、京都でも敵基地攻撃も視野にした基地強化と日米合同演習など訓練が拡大しているもとで、防衛は国の専権事項として府民の生命と安全を守る姿勢はありません。

どの分野や地域においてもゆきづまりの深刻さを見せており、地方自治の本旨にもとづく、「住民の暮らしと福祉の増進」という自治体本来の役割を発揮する自治と公共の再生こそ求められます。

この立場から、我が党議員団は、本府の来年度予算編成と緊急に取り組むべき課題について、緊急要望57項目、分野別147項目を提案し、予算化・施策化されるよう申し入れます。

以 上

《緊急要望》

1. 物価高騰のもと、賃上げと営農継続へ 中小企業と農林水産業者への直接支援を

- (1) 中小企業支援と一体に直ちに時給 1500 円以上に引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度とするよう国に求めること。また、府独自に中小事業者への賃上げ直接支援制度を創設すること。抜本的な賃上げ・処遇改善を実現するため、知事を本部長とする「賃上げ・雇用対策本部」(仮称)を設置し、経済界・産業界・労働界などと連携し、医療・介護・保育・福祉などの分野をはじめ、きめ細かい対策を行うため本格的な体制づくりと取り組みを行うこと。
- (2) 最低賃金の抜本的引上げについて、国および中央最低賃金審議会に対し求めること。最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策については、消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を実施するよう国に求めること。京都地方最低賃金審議会に対して、最低賃金を 1700 円めざし速やかに 1500 円とするよう意見を表明すること。
- (3) 就職氷河期世代の実態をきめ細かく把握し、雇用、社会保障など包括的な対策を本格的にとること。また、医療や介護、福祉など公定価格で運営されている施設等の処遇改善ができるよう国に求めるとともに、府として対策を講じること。
- (4) 買い物難民対策のため、店舗営業の継続、住民の移動手段の確保をはじめ、市町村等と連携して実態を把握し、個別対策の具体化をはかること。
- (5) もっとも効果的な物価高騰対策である消費税の 5%への減税を決断し、社会保障などの財源は大企業や富裕層への応分の負担により確保するよう、国に求めること。中小・零細事業者や個人事業主に増税を押し付け、国民的大増税に道を開くインボイス制度は、直ちに廃止・撤回するよう、国に求めること。
- (6) 物価高、資材高騰に加え、今後想定されるトランプ関税の影響が中小企業に及ばないよう、補正予算等、速やかな対策をとること。またコロナ禍に続く物価高騰で重い負担となっているゼロゼロ融資返済支援を強化し、相談体制、借り換えや別枠債務化による返済猶予など弾力的運用を行うこと。家賃などの固定費支援を行なうとともに、物価高による燃料費・原材料費の値上げなどの実態を把握し、価格転嫁に苦しむ事業者への支援を行うこと。
- (7) 担い手 3 法の見直しをふまえ、公契約大綱の総括を行い、賃金下限や労働者保護規定などを盛り込んだ公契約条例を制定し、府の公契約下で働く人々の賃上げと雇用継続、法定福利費、仕事の質と人材確保、技術の継承、健全経営、地域の活性化などを図ること。また、大阪・関西万博工事代末払問題の解決を博覧会協会の責任で行うよう求めること。
- (8) 「産業創造リーディングゾーン」の整備計画は、府民への丁寧な説明を行うとともに、開発と一体の先端産業支援に偏重せず、予算の使い方も含め中小企業支援を最重点に取り組むこと。
- (9) 食糧自給率 50%目標を速やかに達成することを目指し、輸入拡大に頼らず、コメの増産、必要な備蓄米の確保など農政の抜本的な見直しを図ること。
- (10) 異常な渇水、高温によるコメ不足と米価高騰の教訓をふまえ、緊急対策とともに、来年も作付けができるよう、スピード感を持って資材高騰や物価高騰に見合う公費による支援策を現場の実情に寄り添い実施すること。また、将来にわたり米の増産と安定供給を確保するため価格保障や所得補償

などにより、担い手の確保も含めた農家と農村の維持ができるよう、自民党農政の転換を求め、府としても支援策を講じること。新規就農者への支援を強化すること。

コメの価格保障・所得補償に資する制度を府独自に検討し、とりわけ特裁米や有機農法など「こだわり農法」を実施する農家も含む所得補償制度や、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。

- (11) 農林水産業の飼料・肥料・資材・燃料費などの高騰に対する本格的かつ継続的対策を国に求めるとともに、府独自の支援策を実施すること。
- (12) 深刻な有害鳥獣の被害が拡大しており、集落の維持・存続にとっても大きな課題である。抜本的な強化を行うとともに、緊急対策をとること。
- (13) 木造住宅耐震改修等事業費補助は、令和7年度までの暫定制度を来年度も引き続き継続すること。

2. 子育て・教育

——子どもの医療費や給食費の無償化、学費負担の軽減を

- (1) 子どもの医療費助成制度は、国に拡充を求めるとともに、府の制度として18歳まで入院・通院ともに無償化を行うこと。子どもの医療費助成制度のペナルティーを復活させないよう、国に求めること。
- (2) 全員制のあたたかく栄養のある中学校給食をどの地域でも実施できるよう府として市町村への支援を行なうこと。安易な民間委託ではなく、子どもたちに安心・安全な学校給食を自校方式・自治体直営で実施できるよう、老朽化した給食施設の整備も含め、支援をおこなうこと。
- (3) 国は来年度から小学校学校給食無償化の方針を示しつつ、具体的制度設計を未だ明らかにしていない。現状では様々な実態にある府内自治体で、滞りなく無償化が実施されるよう、また中学校給食の無償化の早期実施を国に求めること。京都府としても小・中学校の給食無償化への支援を行うこと。
- (4) 小・中学校、および高校で30人以下学級を早急に実施し、1人ひとりに即した学習を保障すること。そのため、府として「京都式少人数教育」を見直し、緊急かつ計画的に正規教員を増やし、教員定数の抜本的改善と専科教員の増員を行うこと。
- (5) 社会問題となっている教職員の長時間・過重労働と、教員未配置の解消に向け、時間外勤務手当の支給を国に求めること。また改定給特法により位置づけられた「主務教諭」は教員間の序列を広げ協力関係を築くものであり、京都府では導入しないこと。
- (6) 不登校児童・生徒の急増に対し、府内のどこに住んでいても子どもたちが安心できる居場所を確保できるよう、校内別室や教育支援センターの整備拡充、フリースクールへの財政支援と利用料や交通費への補助、児童館や図書館などの子どもが無料で過ごせる施設の拡充をおこなうこと。子どもや保護者が相談しやすい学校をつくるため、正規教職員体制の拡充、相談・支援体制の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤化と全校配置をすすめること。保護者どうしの交流のため、相談者への親の会の紹介や、親の会の活動への支援をおこなうこと。
- (7) 高校無償化の拡充として、高校教科書、学習用端末などの無償化、高等学校等修学支援金制度、高校生等奨学給付金制度の拡充、高校生への就学援助制度、上級学校への進学に向けた給付制奨学金の拡充等を進めるよう国に求めること。府として高校生の学習用端末の全額公費負担、高等学校生徒通学費補助金の拡充を行うこと。府独自の高校生支援制度をつくること。

- (8) 府立高校再編にあたっては「適正規模」を口実にした安易な統廃合はおこなわないこと。府教育委員会が再編を計画する場合は、あらかじめ地元自治体や関係機関、子どもたちや保護者、教職員から意見を聞くとともに、十分な議論と合意を前提にすること。
- (9) 公立大学法人の授業料無償化をめざし、引き下げと減免制度の拡充を行うこと。
- (10) 府内学生のための給付制奨学金を府独自に創設し、奨学金返済支援制度については改善・対象拡充すること。大学等と連携して、学生の暮らしや学費負担、アルバイトなどに関する専用相談窓口を設置し、府として家賃補助や通学費補助を行うこと。高等教育の速やかな無償化、無償化制度の対象となっている学生への支援が成績要件等で在学中に打ち切られないよう制度の改善を国に求めること。

3. いのちと尊厳を守る社会保障の再構築を

- (1) 自民・維新の会が合意しすすめる国民医療費4兆円削減にもとづく11万床の病床削減、OTC類似薬剤の保険適用外し、地域医療構想などに反対すること。
- (2) 医療機関への経営危機への支援、医師・看護師等の処遇改善について、診療報酬の臨時改定や支援を国に強く働きかけるとともに、府独自に緊急に取り組むこと。介護保険制度への公的負担を増やすとともに、医療保険や介護保険制度における窓口一部負担金や、利用料負担を軽減すること。保険料滞納者への制裁は中止すること。
- (3) 介護保険への財源措置の強化なしに「保険あって介護なし」の事態は解決できない段階にきており、抜本的な見直しを求めること。
- (4) 障害者の家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。
- (5) 介護報酬の緊急改定を行い、訪問介護事業所の倒産などを回避するとともに、公費負担の引き上げや、従事者の処遇改善を抜本的に強化するよう国に求めること。また、府として処遇改善につながる独自施策を実施すること。
- (6) 健康保険証の廃止を中止するよう国に求めるとともに、マイナ保険証の事実上の強制を、府民や医療機関等に押し付けることはやめること。また資格確認証を職権で全員に送付するよう国に求めること。
- (7) 「マクロ経済スライド」など実質年金引き下げの仕組みを凍結・撤廃し、年金の引上げを物価上昇以上に行い、暮らしの安心を保障するよう国に求めること。
- (8) 高すぎる国保料を引き下げるため、公費負担の抜本的増額を国に求めること。また均等割・平等割を廃止し、保険財政に責任をもつ府として保険料負担軽減策を講じること。保険料の一律化に向けた論議をやめること。
- (9) 加齢をはじめとした難聴における補聴器購入費助成について、国に求めるとともに府としても支援策を創設すること。
- (10) 国において定期接種化された带状疱疹ワクチン、新型コロナワクチンの予防接種を受けやすくするため、地域間格差が起これないように府として費用補助を行うこと。

- (11) 後期高齢者医療制度の窓口負担3割化など、高齢者の医療費の負担引き上げに反対すること。また、京都府老人医療助成制度については、窓口1割負担に戻し、さらに対象年齢を拡充すること。
- (12) 物価高騰のもと重要性を増している生活保護制度は、人権を守る制度として改善・強化すること。老齢加算の復活、減額されてきた生活扶助・住宅扶助基準及び冬季加算を元に戻すこと。また、夏季加算の創設を国に求めるとともに、生活保護世帯への見舞金の復活、生活困窮世帯へのクーラー設置補助及び、修理・買い替えへの支援を行うこと。申請権を保障し、保健所や市町村窓口申請用紙を置き、扶養照会は申請者の意思を尊重すること。保護決定は法定期限の2週間以内とし、保護の辞退届けの強要や実態を無視した就労指導は行わないこと。
- (13) 2013年からの過去最大の生活保護基準引き下げについて、最高裁判所は厚生労働大臣の決定を違法と認定し、処分の取り消しを命じる原告勝訴判決を言い渡した。一刻も早く違法状態を解消し、生活保護基準の引き上げ及び保護費の遡及支給を行うよう、国に強く求めること。
- (14) 各種減免制度の拡充と周知徹底を国に求めるとともに、府としても手立てを尽くすこと。
- (15) 京都府物価高騰対策・生活困窮者支援事業費補助金については、継続・拡充するとともに、とりわけ、越年対策については早急に具体化し府民に知らせること。
- (16) コロナの総括と本格的な対策をとるため、コロナ禍の経験と教訓を現場の実践から正確につかむこと。

4. 北陸新幹線延伸など大型開発中止、 府民と地域を支える公共・自治の役割発揮を

- (1) 府立大学の体育館を早急に建て替えること。老朽化した府立大学施設の建て替えを急ぎ、「京都府における知の拠点」にふさわしいものにすること。
- (2) 府民の声を聞かず民間企業に作らせた「北山エリア整備基本構想」は、白紙撤回し、府立植物園については「にぎわい」導入でなく、観覧温室や標本庫などの生きた植物の博物館として整備を急ぐこと。
- (3) 京都アリーナ（仮称）の民間事業者まかせの現計画は白紙撤回し、府が責任を持って住民の要望の実現と不安解消を行うとともに、住民合意がないままスケジュールありきでの建設はおこなわないこと。住民合意を最優先に、抜本的な再検討をおこなうこと。
- (4) 北陸新幹線延伸計画は、自然環境や住環境の破壊、過大な財政負担を住民と沿線自治体に押し付けるものであり中止を求めること。リニア中央新幹線の大阪延伸中止を国に求めること。
- (5) マイナ保険証での初診料や再診料、マイナ免許証での更新手数料など、マイナンバーカードを使わないことに対する事実上のペナルティは行わないよう国に求めること。マイナンバー制度そのものが、政府による国民生活全体の管理と監視につながる危険をもち、企業による個人情報の利活用をねらいにしたものであり、紐づけの拡大をやめ、制度の見直し・廃止を求めること。
- (6) 府営水道へ自治体水道を経営統合せず、自治体の浄水場を生かし、いのちの水＝水道事業を充実させること。「ウォーターPPP」の導入、上下水道一体化による官民連携などを進める水道・下水道の広域化を強行しないこと。水道法の理念にもとづき、水道のあり方について住民的論議を保障するよう、財政的支援を自治体の上下水道事業に行い、簡易水道事業への補助制度拡充と存続を国に求めること。

- (7) 「北部地域連携都市構想第2期ビジョン」により、市町に「選択と集中」「分担と連携」「機能的合併」を押し付けるのをやめること。消防指令センターの共同運用について検証し、廃止も含めて再検討すること。水道事業の広域化は中止すること。
- (8) 地域計画や地域づくりの基本を住民の福祉の増進に置き、住民と当事者の意見を踏まえること。府民のいのち・暮らし・生業と地域を支える役割を発揮するため、これ以上の府職員の定数削減を行わず、超過勤務を縮減し、計画的な増員・定数増により、保健所・土木事務所をはじめ必要な体制を確保すること。広域振興局、土木事務所などの体制を統廃合前に戻し、強化すること。

5. ジェンダー平等、気候危機打開、原発ゼロ、平和憲法を守り生かす発信を

- (1) シビリアンコントロールの逸脱や国内法に違反した日米合同訓練が相次ぐもと、京都府として中止を求めるとともに、自衛隊の大規模演習、実弾射撃・空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の展示飛行、市民や子どもたちのヘリコプターや車両、艦船への試乗などについて中止を求めること。
- (2) 隣接する福井県域をはじめ、原発の稼働延長や新增設に反対すること。エネルギー基本計画は、原発を「ベースロード電源」とするのをやめ、再生可能エネルギーを基本とするものに見直すよう国に求めること。関西電力敷地内の使用済み核燃料貯蔵施設建設に反対すること。京都府地域防災計画・原子力発電所防災対策計画編については、30 kmの範囲に限定せず府内全体を対象とすること。
- (3) 「京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」で規定した温室効果ガス排出量の「2050年の実質ゼロ」、当面の目標として「2030年度に2013年比40%以上削減」を規定したが、目標のさらなる引き上げを行うこと。年間880万トンものCO₂を排出する舞鶴石炭火力発電の廃止を求めること。エネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの飛躍的普及をすすめること。
- (4) 有機フッ素化合物PFASは水質基準を現行参考値より低減させるとともに廃棄物処分の抜本的強化策を国に求めること。水質基準を超過している周辺地域の安全対策・農家支援を強化すること。地下水が基準超過している周辺地域について継続監視・周辺検査を強化し、住民に正確な情報を公表し、健康を守ること。
- (5) 京丹後米軍基地強化及び米軍と自衛隊との一体化、舞鶴海上自衛隊司令部の「地下化」や弾薬庫の増強とトマホーク配備、祝園分屯地における大型弾薬庫14棟の新增設、日米共同軍事訓練など「安保3文書」で示した大軍拡と「敵基地攻撃能力」保有に向けた一連の動きは憲法違反であり、府民の生命と暮らし、地方自治を守る立場から反対すること。舞鶴港への米軍・NATOなど外国軍の艦船の入港、軍事的利用は拒否し、「平和の港」として発展させること。
- (6) 憲法改悪、とりわけ9条改憲、緊急事態条項の創設などに反対すること。府として被爆の実相を広げる取組を行い、国に対して核兵器禁止条約への参加を求めること。
- (7) 政治とカネ問題の根絶のため、裏金づくりの真相究明と、企業団体献金の全面禁止、政党助成金の廃止を国に求めること。
- (8) ジェンダー平等社会の本格的な実現に向け、選択的夫婦別姓制度の創設・実施、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を速やかに行うこと、男女賃金格差の是正、性的マイノリティの人権保障などを国に求めること。府としても、男女賃金格差の実態把握と是正のため対策を講じること、パートナーシップ制度・条例の実現、各種申請用紙等の改善や相談窓口設置などに取り組むこと。

- (9) 性別や世代間、民族間など様々な分断を広げようとする動きに反対の姿勢を明確に示すこと。ヘイトスピーチ、ヘイトクライムについて、防止するための対策を講じること。
- (10) 外国人の人権を保障し、教育・福祉・医療・市民サービス等について、多文化共生社会を実現する立場から制度の拡充を図ること。

《分野別要求》

1. 社会保障の連続改悪に反対し、いのちを守る医療・介護・公衆衛生の体制充実を

- (1) コロナ禍や物価高騰の深刻な影響による受診控えが起きないように、無料低額診療の実施医療機関の目標をもち、また歯科も含め対象を増やすための取り組み、制度の周知徹底をすすめること。また、保険調剤薬局でも実施できるよう国に求めるとともに、府独自に制度を創設すること。公的医療機関における一部負担金減免制度拡充のため支援すること。
- (2) 南丹みやま診療所については、休止された入院病床の再開や往診の充実等のため、休止せず地域住民が安心して利用できるよう、すみやかに常勤医師を確保すること。そのために、京都府が直接確保する努力も含め、南丹市と連携して取り組むこと。また、医師確保や看護師等確保に全力をあげる。また、さらに老人保健施設の再開をはじめ、介護保険サービスが利用できるよう、体制確保も含め支援を行うこと。
- (3) 京都府ヤングケアラー総合支援センターをはじめとしたヤングケアラー対策について、教育現場をはじめ府民的周知を行うとともに、実態を把握し、寄り添った支援に取り組み、生活・学習支援に取り組むこと。
- (4) 医師偏在解消を建前とした「保険医定数制」や「自由開業規制」を導入しないよう求めること。また、かかりつけ医以外の受診の際の「定額負担」導入に反対し、紹介状なしの大病院受診の際の「定額負担」制度の拡大は速やかに見直し廃止するよう求めること。
- (5) 府立医科大学の地域枠の拡充等、地域の医師不足対策を進めるとともに、医師養成数の抑制政策を見直し増やすこと。
- (6) 国民健康保険運営方針の改定にあたり、高すぎる保険料の見直しのため、国による公費負担を抜本的に拡充すること。また、一般会計からの繰り入れなど、これまで市町村が保険料負担を抑えてきた努力を無にする、統一保険料導入は行わないこと。また保険料負担軽減のため、府として支援すること。市町村による資格証明書交付は全廃するよう求めるとともに、人権を脅かすような滞納処分や地方税機構への移管はやめ、国保法 44 条に基づく窓口一部負担金減免制度を積極的に活用するよう支援すること。
- (7) 特別養護老人ホームをはじめとした入所施設の計画的な増設、待機者の解消を図り、マンパワー確保など地域包括支援センターへの支援を強化すること。介護保険の補足給付改悪により、介護施設入所者にとって深刻な負担増となっており、国に元に戻すよう求めること。地域ケア会議等への公的関与の仕組みを高めること。

- (8) 障害者総合支援法を見直し、「骨格提言」に沿う新法の制定を行い、障害者対策予算の抜本的増額をはかるよう国に求めること。障害児(者)の福祉医療の「応益負担」を撤廃し、無料化するよう国へ求めること。65歳以上の障害者の介護保険優先を定めた介護保険法第7条の廃止を求めること。
- (9) 障害のある人々からの相談と解決に積極的に取り組む関係行政機関の体制を強化すること。府障害者相談等調整委員会や推進協議会に幅広い種別の障害当事者の意見を反映できるよう、体制と運営の充実を図ること。
- (10) 障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。重度心身障害者の医療的ケア体制等の充実をはかること。障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を整備・拡充すること。地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。
- (11) 精神障害者の運賃割引制度を全ての公共交通機関で適用できるようにすること。精神を含む全ての障害者のための「指定相談支援事業所」の増設、24時間対応、精神福祉士などの専門職員の配置の拡充を行なうこと。
- (12) 精神科病床を府北部医療センターや中部医療センターに整備するなど、救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。府立洛南病院の改築にあたっては現場職員の声を充分反映し、医師、看護師などの増員を行うこと。
- (13) 発達障害の診断ができる医師の確保に努め、初診待機期間を減らすこと、また、発達障害者支援センターにおける相談体制を充実させること。
- (14) 障害児の療育の充実、障害児保育の受け入れの支援と、放課後デイサービスの質の向上を支援すること。
- (15) 府立ろう学校の児童が居住地の学童保育・児童クラブを利用できるようにすること。盲・ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減、自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。
- (16) 医療的ケア児(者)を受け入れる生活介護施設の看護師配置・加算の補助金を復活し拡充すること。特に医療的ケア児を受け入れることが出来る療育施設、保育所が不足しており、どの地域でも安心してケアを受けられる体制の整備に全力を上げること。
- (17) 京都府福祉医療制度について、所得制限を緩和し、重度心身障害児(者)医療制度について、すべての精神障害者手帳2級まで対象とすること。障害者手帳3級と療育手帳Bも対象とするなどに拡充すること。
- (18) 桃山学園や府立洛南寮などの福祉施設は本来直営とすべきであり、指定管理者制度に移行後の総括および検証を真摯に行い、指定管理料の引き上げや必要な施設整備、実情に応じた職員体制の強化など支援を強めること。
- (19) 民間医療機関の耐震補強工事への公的支援の拡充を行うこと。
- (20) 府立医科大学附属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの看護師を大幅に増員し、夜勤体制の充実を行うこと。また、長時間労働・二交替制勤務を是正し、不払い時間外労働・違法宿日直などの労働基準法違反をただちに改めること。府立医科大学学内保育所については直営に戻し、保育士の処遇を改善すること。
- (21) 府立看護学校の建て替えにあたっては、寮の引っ越し費用など必要な支援策をとること。また、卒業生には北部への就労支援を行うこと。准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。

OT、PT、STの養成・確保と地域偏在解消対策を講じること。京都府看護師等修学資金については、貸与額の引き上げや貸与条件を満たしている希望者全員が貸与を受けられるように拡充するとともに、入学時に貸与を受けた看護学生に卒業まで継続貸与すること。また、返済免除要件の年数の緩和をはかること。

- (22) 自殺対策について、とりわけ若年者の対策を強化するとともに、福祉・医療・教育をはじめとした関係機関と連携し、切れ目ない対策をとること。
- (23) 総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行う体制を整備すること。高額な薬価を引き下げる見直しを求めること。AYA世代のガン支援策を拡充すること。
- (24) 肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な具体的法整備と予算化をすすめるとともに、医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制の整備を図ること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
- (25) 難病法は抜本的に見直し、すべての難病患者を医療費助成の対象にするなど、安心して治療に専念できるよう制度の抜本的改善を国に求めること。自己負担をなくす等、すべての難病患者を対象とするなど療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国に求めること。さらに府独自に、難病患者の申請書料・診断書料・交通費等支援策を復活させ、20歳を超えた小児慢性特定疾患患者への支援など難病対象事業適用までの間の支援策を検討するなど、難病対策を強化すること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行うこと。難病相談支援センター及びピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充をはかること。
- (26) 高次脳機能障害支援について、専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行うこと。
- (27) 人工透析施設の整備促進など地域における慢性腎不全対策を推進すること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。災害発生時における透析患者受け入れ体制の構築をはかること。
- (28) 周産期医療情報システムの充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、府南部地域などの医療機関の産科・小児科医師の確保・派遣、NICU後方病院・後方施設の整備を行うこと。
- (29) 未熟児・低体重児等、きめ細かな支援が必要な乳幼児に対する市町村の訪問事業への支援を行うこと。
- (30) アレルギー疾患対策基本法に基づく実態調査を行い、医療関係者や学校・福祉関係者と連携・協議のもと本府のアレルギー疾患対策の基本計画を策定すること。保健師や栄養士、養護教諭、保育士などに対して、アレルギー性疾患への対策と対応についての専門的な研修を充実させるなど、積極的な人材育成を行うこと。
- (31) 化学物質過敏症(CS)・香害など、新たな課題について実態を掴むとともに、あらゆる機会を通じた府民への周知、学校現場での合理的配慮に取り組むこと。
- (32) 消費生活安全センターの専門的な相談機能や啓発、市町村への支援など本来の役割を果たすための職員体制の充実と相談員の雇用の安定いっそうの処遇改善に取り組むこと。

- (33) 家庭支援総合センター、児童相談所の施設・設備整備の充実、体制と機能強化を図り、児童虐待やDVはじめとした課題に対応をすること。

2. すべての子どもの発達と学びを保障し、府民の文化・スポーツの権利保障を

- (1) 高校で学ぶ権利を保障するため、公立高校の定員を維持し、どの学校でも格差のない豊かな高校教育を保障すること。「新しい普通科」など「特別な学校づくり」による学校間格差と序列化、統廃合を進める方針を改めること。
- (2) 私立高校あんしん修学支援制度を拡充し、他府県への通学生や専修学校高等課程、各種専門学校、他府県に本校がある通信制高校も対象とし、生徒への直接助成とすること。
- (3) 養護教員・事務職員の複数配置、専任の学校司書と栄養教諭の全校配置を支援すること。
- (4) 学校におけるICT等の活用については、新たな格差を生まないよう、機器購入や通信環境整備などは公費で行い、機器の利用について教員や児童・生徒をサポートする支援員を各校に配置すること。
- (5) 府立高校の派遣ALT（英語指導助手）について、賃金の抜本的引き上げと継続した任用となるよう早急に処遇改善を行い、府として直接雇用とすること。
- (6) 競争教育に拍車をかけ、学力形成に有害な「全国学力テスト」の廃止を国に求めるとともに、テスト結果は公開しないこと。府独自の「学力診断テスト」を見直すとともに、本来の学力形成に重点を置くこと。
- (7) 希望するすべての学校に通級指導教室を設置し、教員の定数化、特別支援コーディネーターの専任化などを国に求めるとともに、府独自でも条件整備をはかること。
- (8) 外国人の子どもへの教育条件の整備をすすめること。
- (9) 地域教育力の衰退、長時間・長距離の通学、安全面などの不安につながる学校統廃合は推進せず、マンモス校の分離・新設への支援、小規模校の良さを生かした学校教育への手厚い支援を行なうこと。
- (10) 子どもの安全を守るため、通学路や園児移動経路などの総点検にもとづく安全対策を急ぐこと。学校周辺及び通学路の危険なブロック塀の撤去、「ゾーン30」の区域拡大など、道路管理者と連携した取り組みを行うこと。
- (11) 酷暑が続いており、体育館のエアコン設置を急ぐこと。府立学校の耐震工事、エレベーター設置などのバリアフリー化、トイレの洋式化、老朽校舎の改修を促進すること。北桑田高校美山分校の体育館は授業で使えないままになっており、耐震改修を急ぐこと。危険なブロック塀の撤去を含め学習環境の改善をすみやかに行うこと。
- (12) 盲・聾支援学校の教育条件整備について、京都府の学級編成基準、教員配置を改善し、定数を大幅に増員すること。
- (13) 特別支援学級の学級編成基準を8名から6名に改善し教員を増やすよう国に求めるとともに、府として独自に6名とすること。一人でも特別支援学級への希望があれば学級を開設すること。
- (14) 特別支援学校の大規模・過密化対策として教職員の増員、教育環境の改善をはかること。老朽校舎の与謝の海支援学校の建て替え計画を早急に具体化するとともに、それまでの対策を講じること。丹波支援学校の大規模化を解消し、子どもたちの教育を保障するため、新たに特別支援学校を亀岡地域に整備すること。生徒が急増している宇治支援学校の対策を早急におこなうこと。

- (15) 支援学校のスクールバスや給食の民間委託を改めること。医療的ケア児の送迎について保護者負担の軽減をはかること。
- (16) 児童・生徒への防災教育（原発・放射能被害など含む）をすすめること。
- (17) 子どもの意見表明権や思想・信条・良心の自由を尊重し、管理的な校則や指導の見直しをはかること。体罰をはじめ、あらゆる暴力を学校から一層すること。
- (18) すべての子どもたちを対象とする学校での公演鑑賞や創作活動等の機会を増やす等、抜本的に拡充すること。
- (19) 憲法と子どもの権利条約を生かし、「人格の完成」を教育目標とする、子どもたち一人ひとりの幸せと成長・発達をめざす教育を推進すること。そのためにも、首長等による教育内容への「不当な介入」を行わず、教育委員会の独自性・中立性を堅持し、保護者や府民、教職員の意見が反映される民主的な教育行政をすすめること。憲法19条に違反する「内心の自由」への侵害、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制をやめること。
- (20) 主権者教育、政治教育は、「個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、批判的に政治や社会の問題を考え行動できるよりよい主権者として成長することをめざすものとする。高校生の政治活動の自由を尊重し、一般市民と同様に認めること。
- (21) 学校教育として自衛隊の職場体験や防災体験は相応しいものではなく、実施しないこと。子ども版「防衛白書」の学校配布をおこなわないこと。自衛隊を研修先とした教員研修をおこなわないこと。
- (22) 学校での性暴力や盗撮を絶対に許さず、人間の尊厳を大切にした関係を築くため、子どもの発達に応じた「包括的性教育」を府として推進すること。生理用品を学校トイレ等に配備すること。
- (23) 公立大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動を保障するために、大学法人への財政措置をはじめとした支援を行なうこと。「戦争する国づくり」と一体となる軍学共同研究は受け入れないこと。
- (24) 京都スタジアムについては、「稼ぐスタジアム」づくり優先を改め、真に府民スポーツ振興をはかる拠点として公的施設にふさわしい役割と責任を京都府が果たすこと。
- (25) 京都府立文芸会館は、貴重な府民の文化拠点であり、また建物や舞台そのものが貴重な財産である。関係者や利用者の意見を聞き、技術職員体制強化や老朽化対策、修繕を行うこと。
- (26) 北山エリアの「シアターコンプレックス」は、設計や管理運営に利用者からの要望を反映させるとともに、「にぎわい機能」、ホテル・コンベンションの併設は中止すること。
- (27) 府立歴史館について、指定管理者による管理をこれ以上拡大せず、全体を府直営に戻すこと。
- (28) 文化財や文化芸術を「地方創生」や観光の道具とし、「稼ぐ」ことに偏重した活用方針は見直し、関係者の意見をよく聞いて必要な支援を拡充すること。
- (29) 中丹文化会館について、外部のタイルがはがれ、空調が不具合で使用できない状態になっており、早急に対応を行うこと。

3. 中小事業者支援と一体の賃上げ、正規雇用拡大、地域循環型経済を

- (1) 地域経済の振興のため、小規模企業振興基本法に基づいて「中小企業地域振興基本条例」を制定すること。中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」を設置し、真に実効ある振興策を確立し、継続的に対策をとる体制とすること。

- (2) 雇い止め・リストラ対策を抜本的に強化し、雇用を継続・拡大する中小企業等への支援を国に求めるとともに、府独自の対策を行うこと。「1日7時間、週35時間」労働で、人間らしい生活時間を確保し、経済と社会の発展を目指す労働法制の抜本的改革を国に求めること。
- (3) 雇用調整助成金特例措置を、コロナ対策だけでなく物価高対策として継続し、失業給付上限を雇用調整助成金の特例に合わせて引き上げ、給付期限を延長、休業支援金制度の改善など、国に求めること。雇用保険の加入条件緩和に伴う小規模事業者の雇用者負担軽減へ支援を行うこと。
- (4) 高等技術専門校における職業訓練の機能と体制を強化すること。政府の進めるリスキリング（職業能力の再学習）は、国がすすめる労働市場改革の一環として成長分野への労働移動を促進するものであり、京都府として具体化する際には、個人の能力を高め京都経済に資する方向となるよう努めること。
- (5) 「雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例」に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告・協議し、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- (6) 中小企業が障害者の雇用確保と定着をはかれるよう、支援策を講じること。中高年齢者の雇用拡大にむけて求人開拓やリカレント教育などの取り組みを強化し、高齢者雇用に取り組むすべての団体を支援すること。
- (7) 京都府が廃止した中丹勤労者福祉会館を福知山市が借り受けて運営しており支援策を講じること。廃止した城南勤労者福祉会館にかわる府民の活動や職業訓練の場の確保に加え、他の施設の老朽化対策と維持・管理の財政措置を行い、住民合意で機能を存続・強化させること。
- (8) インバウンド偏重の観光政策を見直し、府内・国内観光客誘致に重点を移すとともに、府域内での消費を喚起するために内需をあたためる経済政策に転換すること。京都市内で、受け入れ能力を超える観光客が殺到し、住民生活に重大な支障をきたしているオーバーツーリズムへの対策を、京都市と協力して実施すること。
- (9) 地域経済への波及効果が大きい住宅リフォーム助成、商店リフォーム助成などを制度化し、経済活性化への支援をつよめること。
- (10) 西陣織、丹後織物、京友禅等伝統産業の振興をはかるため、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」を活用し、庁内横断的な総合的対策を行う本部を設置すること。事業所の悉皆調査など、早急に実態調査を行うこと。伝統産業振興のための予算を大幅に増やし、伝統産業育成基盤強化事業の通年化や新規就労支援制度など職人の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。炭素繊維の活用、新たな商品開発、販路拡大など、産地の新たな取り組みを積極的に支援すること。
- (11) 西陣織・丹後ちりめんの機料品、道具、部品生産について、府として全国の産地や国にも働きかけ、織機づくり、部品など、生産の具体化を図ること。
- (12) 伝統地場産業の技術や材料など消滅の危機にある業種・業界について、関係者の意見を聞き対策を講じること。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、イニシアティブを発揮し、業界団体や販売グループへの支援・育成をはかること。
- (13) 丹後地域をはじめ織物業の最低賃金引き上げについて、後継者育成のためにも府として国とも連携しながら、最低賃金の徹底に責任を持って取り組むこと。
- (14) 文化活動継続補助金を復活させ、施設使用料減免や損失補てん等も支援対象とし、技術職人なども広く支援できるようにすること。

- (15) 府全体の産業振興を図るため、振興局も含めた経営支援機能、公設試験研究機関の抜本的な機能と体制の強化を図ること。中小企業技術センターについては、体制と機能強化をすすめるとともに、経営支援機能を復活させ、府の全産業を視野において振興を図る拠点として、体制と機能の強化を行うこと。また北部産業技術支援センター、京都府織物・機械金属振興センターの検査器機設備の拡充、技術職員の確保や充実などをすすめるとともに、市町とも協力して事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行うこと。
- (16) 大型店と大企業系列店のこれ以上の進出を規制するため、大店立地法の全面見直し、小売商業調整特別措置法の活用や「まちづくり条例」の制定をはかること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など、来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援、大型店やスーパーの撤退にともなう、市町村の「買い物難民」対策を府として支援すること。大型店の出店にあたっては、警察とも連携して交通渋滞対策を抜本的に強化すること。
- (17) 中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施すること。信用保証料や金利負担の軽減をはかること。新規開業や新事業への転換、新製品開発に取り組む中小業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠拡大など、融資制度の改善・充実をはかること。延納等で納税している事業者について、資格者として資金需要に応えられるよう、改善すること。
- (18) 中小企業あんしん借換融資の5号の指定業種について、前年対比での判断でなく、経営実態に即した指定となるようにするとともに、地域ごとでの指定がなされるように国に働きかけること。日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定をはかること。
- (19) 信用保険法の保証割合を、100%保証に戻すよう国に求めること。信用保証協会が中小零細企業支援に資するよう、制度融資の金融機関窓口一本化をやめ、府として経営診断と制度融資を行うしくみに戻すこと。
- (20) 暫定登録文化財制度の修復事業をはじめ、文化財修復事業による新たな仕事おこしを進めること。事業推進にあたっては、各同業組合とも連携し地元の技術と意欲のある事業者への発注を拡大し、技能や技術継承・向上に資する支援制度を構築すること。
- (21) 公共事業の発注にあたっては、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の積極的活用により仕事確保をはかること。小規模工事希望者登録制度を創設すること。事業者による企画・提案を評価して契約するプロポーザル方式による府外企業への発注が増えている現状について、見直しと改善をはかること。
- (22) 京都が世界に誇る文化財を維持するため、技能や技術の継承対策を早急に進めること。文化財修復予算を抜本的に拡充するよう国に求め、府としても拡充に努めること。
- (23) 府職員の賃金を中堅職員も含め、引き続き物価高騰に見合う水準に引き上げるとともに、計画的に職員定数増をはかること。会計年度任用職員について、同一労働・同一処遇の実現にむけ、抜本的な賃上げと権利の拡充とともに、公募期限の撤廃と正規職員化も含む雇用の安定・継続のしくみを早期に確立すること。

4. コメ農家、小規模農家をはじめ農林水産業を支え、持続可能な地域づくりを

- (1) フードテックについては、遺伝子組み換えやゲノム編集など安全性などへの不安の声も多く、推進一辺倒でなく、食の安心・安全や食料システムへの悪影響についての検証を行うこと。
- (2) 国連「家族農業の10年」にもとづき、小規模・家族農家、兼業農家をはじめ中小の農業経営を支え、農村集落を維持・存続するとともに、食料自給率の向上をはかるため、「京都府農林水産業振興条例」を制定し、農業・林業・水産業の振興に向けた総合計画を策定すること。農林水産技術センター等の専門職員体制や設備の拡充をはかること。
- (3) 近年進行する気候変動などにより、天候不順や病害虫による農作物への被害が相次いでおり、国際情勢の不安定さや急激な円安不況のもと、肥料、飼料、原油高騰などによる農家の減収も大きいことから、営農を継続できるよう収入減少への補填・支援を実施すること。カメムシによる被害への支援策は、果樹だけでなく、米も対象にすること。
- (4) 種子法が廃止されたもとでも、農林水産技術センターや農業研究所、改良普及センター等、「公」が担う原原種、原種を守り、地域にあった種子開発を強め、府独自の種子条例を制定して自家種子と農家経営を守ること。
- (5) 画一的な大規模化や企業参入のための農地再編、規制緩和に反対すること。農地中間管理機構の運営における農地の貸付等は地域の農業者優先ですめること。農業機械の更新への支援は、法人以外に集落営農とともに個人の農業者にも助成を拡充すること。
- (6) 新規就農者について、研修期間・終了後を通じて支援を強化し、支援金や貸与額の引き上げ・期間延長、農機具の購入支援、住宅対策、技術支援や販路拡大、地域との関係づくりやグループづくりなど総合的な対策を継続的に行うこと。農家子弟の就農に対しても積極的な支援を講じること。
- (7) 鳥獣被害対策を強化し、恒久防護柵の設置人件費補助、電気柵等の設置や補修への支援、罟・檻の設置や駆除後の処理に対する助成の引き上げ、捕獲に対する支援金の拡充など、従事者の要望に応えた対策をすすめること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。
- (8) 都市近郊農家が守ってきた環境と優良農地を維持・保全するため、生産緑地制度の届け出の支援など、振興策の推進をはかること。
- (9) コメ作りについて、水田活用交付金の削減中止、法的義務のないミニマム・アクセス米の輸入中止、収入保険や各種農業共済保険料の軽減と条件緩和、飼料用米の助成措置の安定確保、転作に伴う補助金の主食用米に見合う単価への引き上げを、国に求めること。
- (10) 中山間地直接支払い制度や多面的機能支払交付金の改善・拡充を国に求めるとともに、府として、いわゆる「限界集落」も含めた中山間地域・集落への支援をつよめること。
- (11) CSF(豚熱)に関する情報収集、野生イノシシへの経口ワクチン散布、定期巡回などの感染拡大防止対策をいっそう強めること。国産牛のBSE検査の復活を国に求めること。
- (12) 国産飼料の自給化、特に飼料用稲の実用化への支援を行うこと。乳価引き上げを国に求め、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、畜産農家の経営支援対策を強化すること。感染症についての情報提供、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- (13) 茶農家の後継者対策をつよめ、茶園の再整備や機械化、製茶工場や改植・本ず等への支援および、茶の消費拡大にむけた取り組みをいっそう強化すること。農業共済の掛け金の補助を行うこと。霜被害対策を抜本的に強化すること。

- (14) 原木価格の引き上げのために、外国産木材の輸入規制、緊急を要する除・間伐への支援強化、造林経費控除の全額への引き上げ等を、国に求めること。「府内産木材の利用等の促進に関する条例」にもとづき、府内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「ひろがる京の木整備事業」(住宅タイプ) 補助金については、施主への直接交付にすること。
- (15) 間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電などの推進、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。松茸や漆など特用林の振興対策を強化すること。
- (16) 森林の持つ資源や景観などはもちろん、水源涵養や防災機能といった多様な働きを維持するために、国に対し森林環境税の交付基準の見直し、京都府豊かな森を育てる府民税の継続を見直し、一般会計における林業予算の拡充を強く求めるとともに、市町村の体制強化、地産地消の木材活用のさらなる推進を府としても支援すること。
- (17) 森林の適正な管理により森林災害を未然防止するため、森林組合への支援、林務事務所、地域振興局などの職員体制を強化し、森林の実態把握と所有者への支援を積極的に行うこと。下流部で水害が発生している森林での残土投棄などを禁止する条例改正を行うこと。放置されている風倒木の撤去を急ぐこと。
- (18) 漁業の継続・発展の根幹となる、魚価の引き上げのための対策を実施すること。育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興へ、栽培漁業センターの体制や設備など支援を拡充すること。担い手対策を強化し、水産加工、商品開発、流通対策、開業などへの支援をはかること。丹後とり貝の振興、燃油対策などを行うこと。放置されている倒木の撤去を急ぐこと。
- (19) 府内の漁業の中心を担っている定置網について、負担の大きい網の更新への支援を実施すること。国に対し、定置網の税法上の償却期間延長を求め、設備施設として位置づけられるようにすること。
- (20) クロマグロの漁獲量規制について、大中規模の巻網漁業を優遇して小規模漁業者を排除する理不尽な配分が一方的に決められており、小規模漁業者を排除しない配分へ見直すよう、国に求めること。
- (21) 府内農産物の地産地消を促進するとともに、「食育」を推進し、全員制の中学校給食の実施、府内農産物の学校給食への活用等がいっそう進むよう、市町村への支援を行うこと。
- (22) 「食の安全」確保等のため、食品衛生監視員の専任化・増員をはかるなど体制強化と検査機器の充実をはかるとともに、市町村の消費者相談窓口への支援を強化すること。輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。
- (23) CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)や、USMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)、日EU・EPA(経済連携協定)などは、際限のない市場開放により中小企業や家族農業など地域経済を衰退させ、貧富の格差を拡大するものであり、直ちにやめるよう国に求めること。

5. 地域と住民の暮らしを支え、安全を向上させる建設・交通行政に

- (1) 大阪・関西万博は労働者と下請け業者の未払いが多数発生し、事業者の倒産なども発生している。事業者などへの保障に国と万博協会が責任を持つよう強く求めること。また、府としても、実態把握に取り組むこと。

- (2) 人口減少時代において市街地拡張の大型開発を進めず、老朽化している既存市街地の道路・排水等インフラ整備など住み良い市街地作りを進めること。
- (3) 多くの人々が利用する大規模建築物の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。市町村の耐震改修が促進されるよう支援すること。
- (4) 住民の理解のもと、土砂災害警戒区域の指定の促進、砂防ダム・治山ダム等の整備をすすめ、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の防止対策を抜本的に強化すること。また、森林の適正管理を促進し、倒木・流木の抑止対策をすすめること。
- (5) 国道の危険箇所の解消、歩行者安全対策を急ぐなど、府民生活と地域経済に結びついた生活関連道路の整備を急ぐこと。
- (6) コロナ禍の減便は特に交通困難地域に大きな影響を与えている。在来線の増便などダイヤの充実を鉄道各社に求めるとともに、国に支援策を求めること。鉄道駅のエレベーターの設置などバリアフリー化を促進すること。踏切の改良、転落防止のためのホームドアの設置等の安全対策を早急に講じること。ＪＲ奈良線の全線複線化、ＪＲ片町線、山陰本線、関西本線の利便性向上への対策を進めること。ＪＲ奈良線で住民合意なく廃止された「生活踏切」を復活・整備すること。駅の無人化、「みどりの窓口」閉鎖をしないよう求めること。
- (7) 地域住民の交通権の保障、財政支援の拡充を国に求めること。府の補助制度を拡充し、市町村と連携して乗合バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等「住民の足」を確保すること。
- (8) 府営住宅については、入居の希望に応じた整備を進めること。エレベーター設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の改善を進め、エレベーターの電気代、耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替は、府の負担で実施すること。民間任せの指定管理者制度をやめ、住民の声を生かし自治を尊重した管理に改善すること。
- (9) マンション管理適正化法の主旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行うこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組むマンションを支援すること。
- (10) 再エネ普及を名目にした無秩序な大規模開発・自然破壊を許さないよう行政指導を強化すること。太陽光や風力発電等の整備にあたっては、ゾーニングを規定する等の条例を検討するとともに、良好な自然、景観および生活環境調査と災害防止を目的にした「再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」を策定すること。住民合意と協力、環境を壊さず、利益が地域に還元される再生可能エネルギー利用のため、環境影響評価も含め、府がイニシアティブを発揮すること。老朽化が進む既存施設の安全確保への対策を進めること。
- (11) 世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかること。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。
- (12) 城陽市東部丘陵地における開発は一旦立ち止まって見直すこと。山砂利採取跡地に搬入された産廃は覆土ではなく完全に撤去させること。違法伐採した保安林は復元させること。地域住民の安心安全のためにも、観測井戸の復旧を行うこと。
- (13) 府営水道については、上下水道一体の広域化・民営化を強行せず、依然として高い水道料金の要因となっている受水市町への供給水量を見直し、過大な「建設負担水量」の押しつけを見直すこと。

府営水道施設のダウンサイジング、未利用水利権の活用等を実施するとともに、一般会計からの繰り入れ努力を行い、また国からの財政的支援を強く求め、料金値上げをしないこと。

6. 災害から府民を守り、環境保全対策、原発ゼロと再エネ促進を

- (1) 発生が予測されている南海トラフ巨大地震、日本海側大地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。日本海側の津波に対して、防災・避難の総合対策を講じること。
- (2) 避難所の整備・拡充にあたっては、新型コロナウイルスの対策として、災害時の感染症対策、感染者の避難所確保や搬送の体制を強化すること。迅速な災害対応をとるため、的確な情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、また、市町村消防団員の定数確保対策、団活動への支援を強化すること。
- (3) 水害等避難行動タイムラインの作成や避難所の増設避難所の環境改善など、地域防災計画を実態にあったものになるよう市町村や地域自治組織を支援すること。
- (4) 原子力防災対策は府内全域を対象とし、複数の避難経路の確保など避難計画の実効性を確保し、必要な資機材やインフラ整備対策などの予算確保を国に求めること。初期被曝医療体制、二次被曝医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をすすめる、そのために必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。安定ヨウ素剤について、UPZ内で事前配布をすすめること。
- (5) 激甚化する災害に応じた緊急治水対策を講じること。遊水地、遊砂地、山林整備、治山、堤防強化などハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速する「流域治水」対策を講じること。
- (6) 宇治川への1500トン放流は見直し、各河川の堤防を強化し、大戸川ダムの建設の中止、堤防強化等の促進を国に求めること。
- (7) 建設アスベスト被害については、国に対して全ての被害者の早期救済・解決を求めること。さらなる被害を防ぐために、府としても関連条例の抜本的な改正や、調査のための補助制度の実施など、必要な対策に全力を上げること。「吹き付け石綿」のみを対象にしている府条例を改正し、2006年以前の全ての建築物を対象にすることや解体工事の事前調査と結果の掲示、発注者による届け出や近隣住民への工事説明会の義務付け、届け出のない解体・改修の現場への立ち入り等を実施し、レベル3を含め解体現場等での新たな被害を防止すること。アスベスト建材が使われてきた建物の解体が増加しており、石綿分析調査、除去工事等に対する補助制度を創設するとともに、保健所など必要な体制を強化すること。
- (8) 全ての盛土を総点検し産業廃棄物、残土など原因の如何を問わず起因者に撤去させるとともに、代執行等も含め早急に安全対策を講じること。
- (9) 産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府の産業廃棄物規制条例による立入検査の徹底、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者・排出者の責任による撤去を実施させること。代執行など実効ある措置を取るとともに体制の強化を図ること。
- (10) ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用をはかるよう指導を強めること。
- (11) 中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかること。

- (12) 住宅や小規模工場の屋根への太陽光パネルの設置、自治体主導や住民の共同による事業、屋根貸し太陽光発電事業などを推進するとともに、再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度を地域の多様な取り組みを促進するように改善すること。
- (13) 絶滅のおそれのある野生動植物保全条例を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみで保全するため、府民の啓発や無秩序な開発の規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。
- (14) 海岸への漂着ゴミの対策及び廃棄プラスチックの海洋汚染防止対策を強化すること。100トン/日以上大型焼却工場に集約する「ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」を強行しないこと。

7. 憲法にもとづく人権、平和、地方自治の尊重——府民が主役の府政を

- (1) 京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯への強引な差押えをただちに中止し、換価の猶予など滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、「納税緩和措置」を活用するよう求めること。府や市町村の課税自主権を侵害する、さらなる「事務移管」は撤回し、課税業務の全面移管の検討は中止すること。
- (2) 京都府戦没者追悼式は、「すべての戦争犠牲者」が対象であることの周知徹底をはかるとともに、空襲被害者遺族などによる献花を行うなど、戦没者遺族が主人公の追悼式となるよう、内容を改善すること。
- (3) 被爆者健康手帳は、申請にもとづいてすみやかに交付すること。
- (4) 土地利用規制法の府域での対象施設の指定中止及び法律の廃止を国に求めること。
- (5) 自衛官募集業務への自治体の協力要請、青年名簿の提出などの押し付けをやめるよう、国に求めること。自衛隊での府職員研修はおこなわないこと。
- (6) 京丹後米軍レーダー基地について、現在までの米軍の法令違反や約束違反を検証するとともに、自衛隊を動員した共同軍事訓練、自衛隊福知山演習場での実弾射撃訓練は中止すること。米軍関係者の交通事故等は全件を報告する仕組みに戻すよう求めるとともに、再発防止・交通安全対策を徹底すること。また、自家発電機の使用は平日の日中に限るとともに、商用電源を使用するよう求めること。日米地位協定の抜本的見直し、米軍基地撤去を国と米軍に求めること。
- (7) 府民簡易監査制度は、府政に対して府民が直接意見を述べ回答を求められる重要な施策であり、制度を維持すること。
- (8) 「人権」に名を借りた「同和啓発」「同和研修」は廃止すること。
- (9) 反共カルト集団である旧統一協会・勝共連合と自民党をはじめとした政党・政治家、地方議員、政府関係者との関係について徹底究明するよう国に求めること。
- (10) 財政収入確保対策として、ふるさと納税などへの依存を強め、府有資産活用として府民財産の売却や民間活用の推進、府民利用施設の利用料値上げの影響について検証し、利用料の引下げも含め見直すこと。府民本位の財政確保のためにも、不要不急の大型開発は中止すること。地方自治体の財政需要に見合った一般財源総額・地方交付税の拡充を国に求めること。
- (11) 「自治体情報システム標準化」は、運用コストが従来の2倍～4倍になる試算が示されており、自治体に過大な財政負担を強いることから国に対して中止を求めること。また、「デジタル田園都市国家構想」など、公権力としての自治体を持つ個人情報や企業に利活用させないよう国に求めること。

- (12) 住民や構成府県市よりも関西財界の利益代弁機関となっている関西広域連合について、あり方そのものの抜本的見直し、廃止も含めた検証を行うこと。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	196		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費（ ~~資料作成費~~ ）・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	「2026年度京都府予算に関する申し入れ」				
支 払 金 額	124,226	按分率	100%	計 上 額	124,226
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

12/9

07-12-09	B W	*683,576	1) テラヒラヒシツツイ
07-12-09	B W	*495	振込手数料

お客様コードNo. [REDACTED]

印 小 目

(発行日 2025年 11 月 30 日)

No

1 196

602-8570

京都市上京区下立売通新町西入ル

京都府庁内 日本共産党議員団控室

日本共産党 京都府議会議員団 御中

(有) 寺平美術平版

T6130002011209

601-8317 京都市南区吉祥院新田式ノ段町38-1 2F

TEL:075-681-0445

FAX:075-681-5831



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(年 月 日 締切分)

PAGE

前回御請求額	御入金額	前請求額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0		0	621,433	62,143	683,576

年月日	伝票No.	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
2025/11/12		2025年 京都府政資料	900	冊	565	10% 508,500
		2026年 予算申し入れ冊子	1,135	冊	99.50	10% 112,933
		税上合計			(本体 10%)	621,433
					(消費税 10%)	62,143

お振込の筋は右記宛に賜ります様よろしくお願い致します。

京都信用金庫十条支店 当座預金0002290 (有)寺平美術平版
恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担くださいますようお願いいたします。

第9号様式（第7条関係）

2025年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

日本共産党京都府議会議員団

配布物 (名称)	賃上げ・雇用シンポジウムパンフレット		規格	A 4 版 5 4 P					
配付先	事前登録者、労働団体等		作成部数	1,700部					
	無	有	充当有の場合						
			支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号	備 考	
所要経費	印刷・ 作成費用	☒	☐	株式会社 関西共同印刷所	911,295	100%	911,295	197	
	封筒代	☒	☐				0		
	封入封 緘費用	☒	☐				0		
	送付等 費用	☒	☐				0		
		☐	☐				0		
		☐	☐				0		
		☐	☐				0		
同封物	政務活 動費の 充当対 象	☐	☐				0		
	政務活 動費の 充当対 象外	☐	☐		—	—	—	—	
合 計				911,295	—	911,295	—		

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

「失われた30年」を 打ち破ろう！ もっと報われる社会に

生活できる賃金で地域経済の再生を

2025賃上げ・雇用シンポジウム 報 告 集

主 催：「賃上げ・雇用シンポ」実行委員会

基
調
演

齋藤 敦 教授(徳島文理大学総合政策学部)
「新自由主義による雇用破壊に対する最低賃金引き上げと地域活性化」

日 時

2025年12月17日(水)

場 所

ラポール京都ホール
Zoom併用



2025 賃上げ・雇用シンポジウム

「失われた30年」を打ち破ろう！ もっと報われる社会に

CONTENTS

開会あいさつ	京都総評 議長 梶川憲氏	3
基調講演	新自由主義による雇用破壊に対する 最低賃金引き上げと地域活性化 徳島文理大学教職員組合書記長・ 同大学総合政策学部教授 齋藤敦氏	5
特別報告 1	最低賃金を巡る状況 京都総評 事務局長 柳生剛志氏	18
特別報告 2	「くらし・働き方の実態アンケート」中間報告& 西協府政の雇用・産業政策とは？ 日本共産党京都府会議員団 馬場敏平議員	25
フロア発言		31
閉会あいさつ	京都府職員労働組合委員長 高橋幸信氏	38

資 料

2025年度京都地方最低賃金審議会答申	39
京都府会議員団 報告資料	42
京都府会議員団 「くらし・働き方アンケート」自由記述(抜粋)	48
生協労連 最低賃金まるわかりーフ	53

開会あいさつ

京都総評 議長

梶川 憲 氏



みなさん、こんばんは。きょうはシンポジウムにご参加いただきありがとうございます。

世界の国々に比べても日本だけが賃金が下がり続ける国になった。「20世紀末から長期に続く雇用の劣化、大幅な賃金下落、多くのセーフティネットの縮小、孤立の拡大・深化は日本社会をすっかり変えてしまった」とは、都留文科大学の後藤道夫さんの言葉であります。

「失われた30年」をつくった張本人である日本経団連は、2025年春闘時に発表した「経営労働政策特別委員会報告」（経労委報告）で、ITバブル崩壊などによる経営環境の悪化を受けた2003年版の（経労委）報告で、“ベースアップは論外だ。”“定期昇給の凍結見直しも労使交渉の対象だ。”このスタンスを示して以降、「国際的な賃金水準の低迷をもたらした可能性は残念ながら否めない」と。えらい遠回しの言い訳ですが、経団連が、賃上げ抑制の路線が賃金の上がない国をつくってきたことを、はじめて認めた文面です。

私は、こんな人たちが日本で経済を牛耳ってきたことに本当に怒りを禁じえません。今や賃上げが経済活性化の出発点だということは、論をまたなくなりました。「大企業が潤えばそのうち滴り

落ちるから待っている」と言われたトリクルダウンは起きないと岸田首相が認めました。だから直接支援の政策が必要になりました。

例えば最低賃金は今すぐ時給1500円、さらに1900円、2000円を必要とするというのは、われわれ京都総評が調査をした結果でもあります。これは調べるごとに物価が上昇し、どんどんせり上がっていております。

低賃金の矛盾と「（賃金が）払えへん」との悲鳴を労働者と事業主の両方に押し付けている場合ではないと思います。政治を中央でも地方でも動かし、賃金上がる国、払うことができる生業が地域に息づく社会をつくる大転換をやらねばならないときが来ているのではないか。ここで一文を紹介したいと思います。

「中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減など、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を政府に対して強く要望する。最低賃金にかかわる事業者を一者たりとも取りこぼさない。賃金上昇で受ける経営的負担に対する直接的な実効ある大胆な支援を必ず実行されることを政府に強く要望する。」

これはどこの文章だと思いますか。これが今年（2025年）の京都地方最低賃金審議会答申の全会一致の文面で、労働局のホームページに掲載されております。のちほど京都総評の柳生事務局長が報告いたしますが、中小企業支援の地方の合意はここまでつくられてまいりました。

しかし、いかんせん高市政権は逆噴射です。「最賃1500円を2020年代で」という石破内閣の目標すら消しました。「賃金は企業の努力でやれ」と生産性向上の条件が繰り返されております。直接支援は背を向けられたままです。本来、国がやるべきだけでも国を待てないと、各県の独自の努力が始まっています。

きょうはその突破口を開いた1つでもあります。徳島県の事例を、徳島文理大学の齋藤先生に講演していただくこととなりました。

“国を待てない”という県独自の施策は、経済対策・経済政策だけではありません。子どもの医療費の助成や、学校給食の無償化、補聴器の助成、どれも市・町の努力を県政が支えていくことが決定的な違いになりました。

3か月後に迫りました京都府知事選挙も視野に入れまして、きょうは経済・賃金の角度から議論をぜひ深めあっていきたいと思います。

最後までのご参加をお願い申し上げて、私からのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

2025 賃上げ・雇用シンポジウム

「失われた30年」
を打ち破ろう！
もっと報われる社会に
生活できる賃金で地域経済の再生を

新自由主義による雇用破壊に対する 最低賃金引き上げと地域活性化

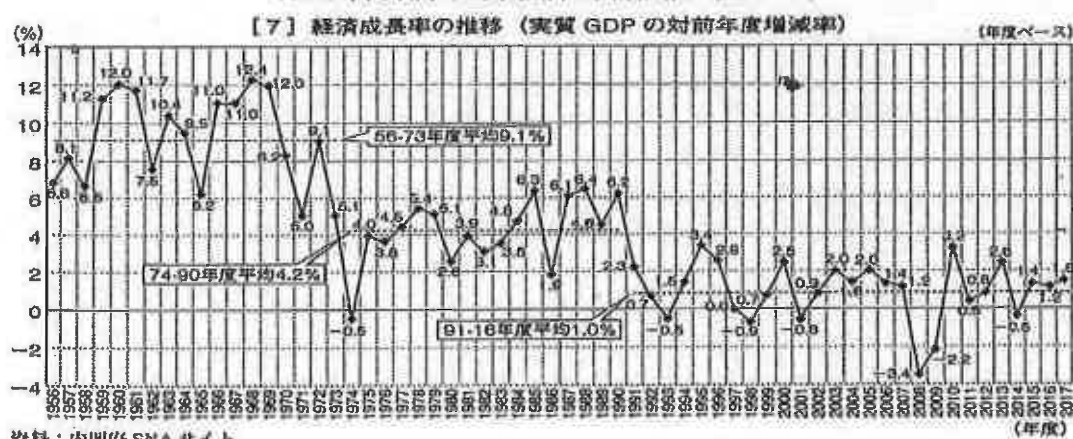
徳島文理大学教職員組合書記長・
同大学総合政策学部教授

齋藤 敦 氏



1. 新自由主義の流れと最低賃金制度の意義

1990年代以降の日本経済の低成長化 (図1-1)

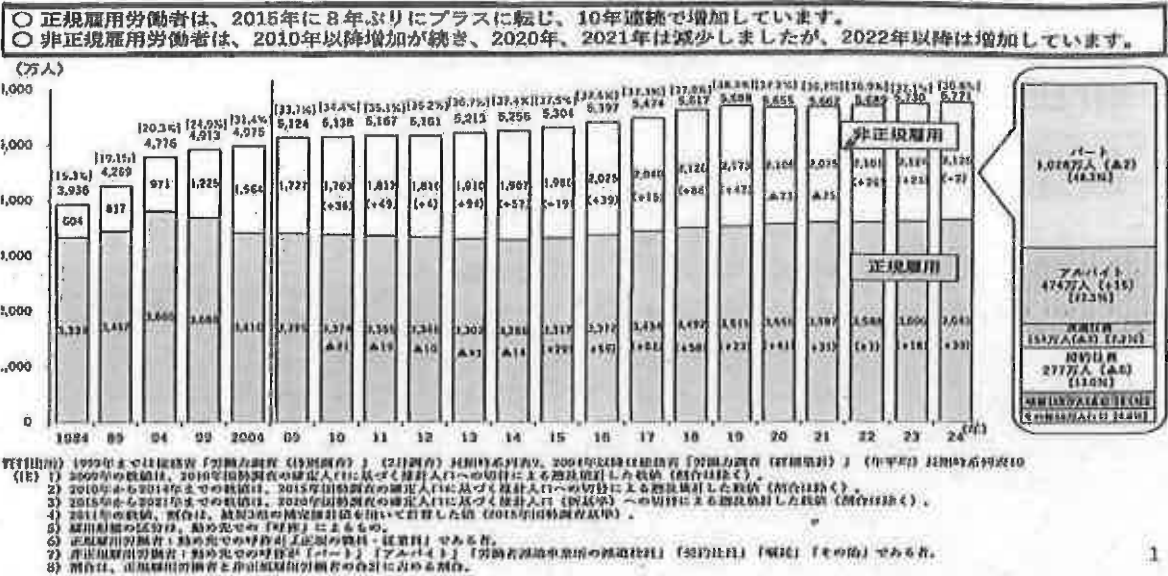


バブル経済崩壊と新自由主義

1956年から1973年度まで、日本にはGDP成長率が年平均9.1%の時代がありました。これがオイルショックやドルショック以降の1974年からバブル経済崩壊前の90年までになると、成長率が年平均4.2%です。それがバブル崩壊後1991年から2016年度までは平均1.0%です。GDPの成長が年平均で1.0%というのは、経済が拡大している実感がほほない時代が、バブル崩壊後からずっと続いているということになります。

非正規雇用の増大 (図1-2)

【正規雇用労働者と非正規雇用労働者の推移】



非正規雇用の増大と就職氷河期

バブル経済が崩壊するもと、グローバル競争の激化があり、日本において新自由主義の経済政策がとられ、コスト削減のため非正規雇用を増大させる動きが見られました。

図1-2の棒グラフで、うすい色の部分が非正規雇用です。左端が1984年、隣が1989年、3番目が1994年です。棒グラフの3番目のあたりから非正規の割合が高くなり、2024年の段階で非正規雇用が全体の36.8%となり、3人に1人以上が非正規雇用で働いている状態です。

就職氷河期とは、1990年のバブル崩壊の影響による経済的な不景気以降に就職難となった時期で、2019年の内閣府による定義では、「1993年から2005年に大学や高校等を卒業し、就職活動を行った世代が該当する」とされています。

私は1993年に大学を卒業した世代で、就職氷河期にあたる世代ですが、そういった雇用の場が失われる、雇用の量的な喪失が出てくるのが、バブル経済の崩壊以降です。

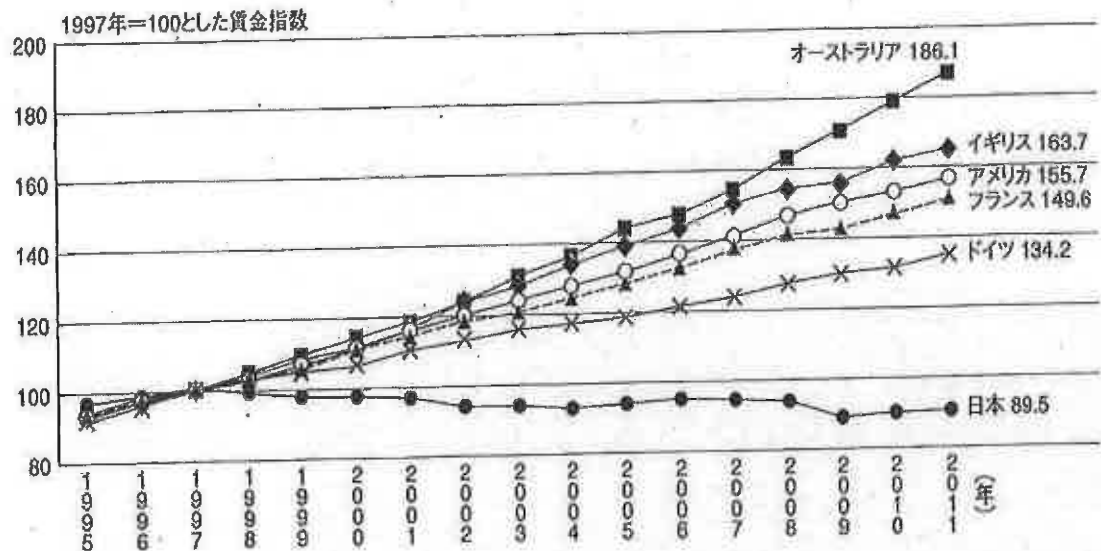
1997年以降の平均賃金は低下傾向 (日本のみ)

アジアの通貨危機があった1997年から2011年までの各国の賃金変化を表したグラフ(図1-3 日本と諸外国の賃金比較)です。

1997年から2001年までドイツは34.2%、フランスは49.6%、アメリカは55.7%、イギリスは63.7%、オーストラリア86.1%と各国は賃金が増えるなか、日本は10.5%も賃金が減っています。

ちなみに「図1-3 日本と諸国の賃金比較」を作成した全労連の伊藤圭一さんは、OECDに「このデータは間違っていないですか?」と問い合わせをすると、OECDの職員さんから「データは間違っていない。日本は変な国ですね」と答えたそうで、それぐらい日本は賃金に関して他の国とは違う異質な動きをとっている国と言えます。

日本と諸国の賃金比較 (図1-3)

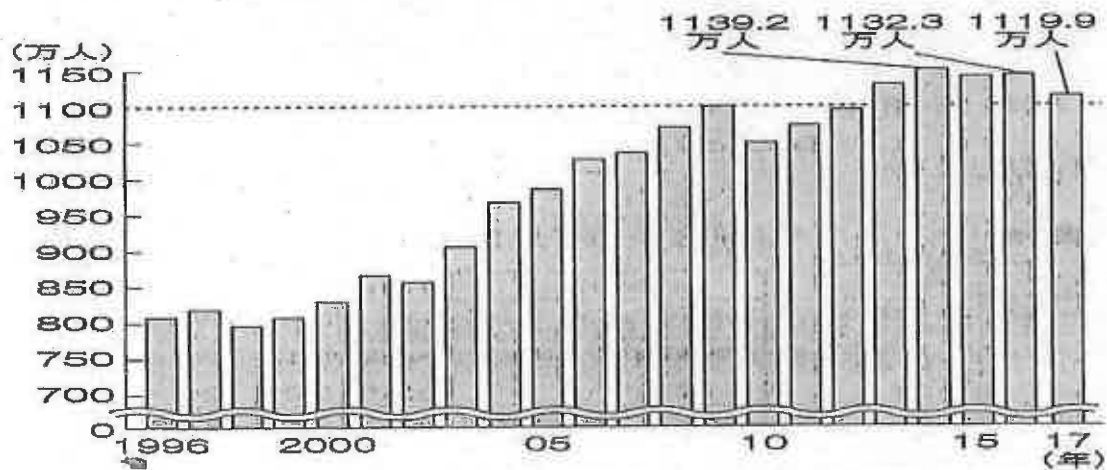


(出典) OECD資料により全労連伊藤圭一氏作成

ワーキングプア問題

日本は賃金の低下（コスト削減）と合わせ、ワーキングプアが増大してきています。

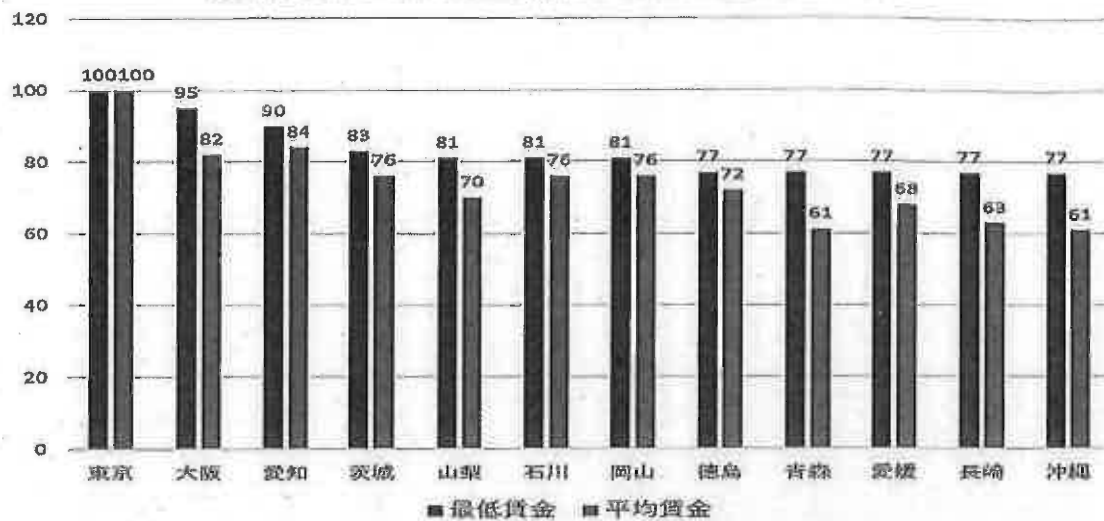
ワーキングプア問題
年収200万円以下（ワーキングプア）層の推移 (図1-4)



資料：国税庁「民間給与実態統計調査」から1年を通じて勤務した給与所得者について集計。「しんぶん赤旗」編集室作成。

1996年からのデータしかありませんが、そこからでも年収200万円以下（ワーキングプア）の層がどんどん増加していることがわかります。(参照：図1-4)

東京都に対する地方の最低賃金と平均賃金の割合 (図1-5)



(出典) 厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査特別集計」により齋藤ゼミ作成

バブル経済崩壊後に起こったことではありませんが、地域間の賃金格差も歴然と生じています。

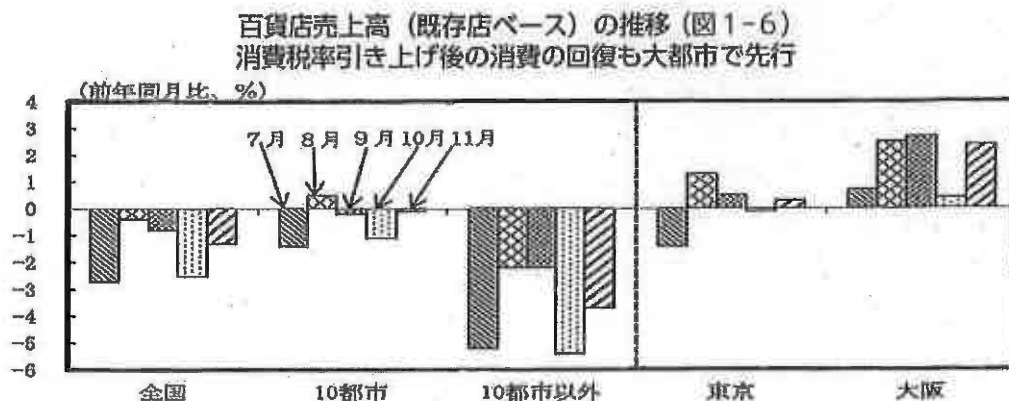
図1-5は、私のゼミの学生が作成した表ですが、東京都の最低賃金と平均賃金を100とした場合の各都道府県の最低賃金と平均賃金の割合を示しています。

最低賃金は左の棒、平均賃金は右の棒で示しています。東京をいずれも100とした場合の各都道府県の割合は、一番高い大阪でも最低賃金は95%、平均賃金は82%ですが、徳島の場合、最低賃金は77%、平均賃金は72%で、平均賃金は3割も少なくなっています。

このように地方は賃金が低いとなると、経済的に非常に困難な状況が生じてきたときに、地方経済はそれを回復する動きを取りにくいということです。

地方経済の回復の鈍化

消費税が8%に上げられたのは2014年ですが、このときの地方経済の回復について示したものが図1-6です。



(備考) 1. 日本百貨店協会「全国百貨店売上高概況」により作成。税抜きの売上高。
2. 10都市は、札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の合計。

(出典) [日本経済 2014-2015]

一番左が全国で、その隣が10都市、その隣が10都市以外です。10都市は、札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の合計で、10都市以外はそれ以外で、徳島は10都市以外に入っています。

地方経済において、2014年の消費税8%引き上げでどれだけ消費が落ち込んだかと言えば、10都市は落ち込み方が少ないけれども、10都市以外はかなり落ち込んでいます。賃金が低いとそれだけ経済を回復させる力が失われてしまっているということが、この図から分かります。

ちなみに東京と大阪をみると、消費税が8%に引き上げられたとしてもすぐに経済を回復させています。つまり、消費税の引き上げのような何がしかのことがあっても、それを克服するような力を持ちうると私は考えています。そういう意味では賃金は非常に大事だと思っています。

日本国憲法第25条は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書いてあります。このように賃金が低下する状況の中では、労働者の生活を守るという意味で、最低賃金制度の意義は非常に高まってきていると思います。

2. 日本の最低賃金制度の問題点

次に、最低賃金制度がどのような形で運営されてきているか、その概要と問題点についてお話しします。そもそも最低賃金法が制定されたのが1959年で、1968年より現在のような審議会方式に変更されました。審議会方式では中央の最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に引き上げ額の目安を提示し、それに基づいて各地方の最低賃金審議会が金額の審議をし、その審議の中で異議申し出等を受けて、最終的に金額が決定されます。

(1) 労働者側委員の連合への偏り

問題点の1点目は、中央も地方も最低賃金審議会の労働者側委員はすべて連合に偏り、全労連や全労協の人は1人も入っていません。このような偏りではいけないと思っています。

というのは、連合の組合員の多くは大企業の労働組合に入っていて、中小企業の痛みを実感として気づけないような人が中にはいます。

そういった人たちが占める労働者側委員ではいけないのではないか、ということを私は問題点として思うところです。

(2) 地方の経済実態を反映しないランク付け

問題点の2つ目として、地方の最低賃金に関しランク付けがされ、そのランクにAランクは何円、Bランクは何円、Cランクは何円という形で目安が提示されます。最近ではA・B・Cの3ランクになっていますが、数年前まではA・B・C・Dの4ランクでした。

先程、申し上げた10都市に含まれる福岡は、Aランクとは言えないまでもBランクに入って当然というぐらいの経済規模だと思いますが、おそらく東京から遠いということで数年前はCランクに入っていました。

このように、地方の経済実態を反映せず、東京から遠いといったようなことでランク付けをしていたと言わざるをえません。最近では少し改善されてきましたが、地方の経済実態に反映しないランク付けをしてきたことが問題点の2つ目と私は思います。

(3) 最低賃金額での生活の厳しさ

問題点の3つ目は最低賃金は現在でも非常に低い額で、その額に労働時間を掛け算した金額（賃金）で生活をするとなると非常に厳しいです。神奈川労連が最賃をめぐる裁判における記録を出しています。そ

の記録を見ると、原告側のタクシーの運転手さんなどは、体に異常が出てきても医者にもかかれないう状態となっています。

あるいは母子家庭の場合、子どもが学校で必要な物があっても買い与えることや、遊びに連れて行くこともできないなど、涙ぐましい体験を書いております。

最低賃金による賃金額では生活が厳しい、しづらいことが問題点だと思います。

(4) 最低生計費の地域間格差の小ささと地方からの労働力の流出

25歳単身男性の最低生計費の地域比較 (表2-1)

	徳島市	福島県会津若松市	さいたま市	静岡市	愛知県名古屋市中区	広島市	長崎県大村市	各地の平均
地域別最低賃金ランク	D	D	B	B	A	B	D	
食費	39,521	40,822	39,554	38,695	41,194	41,558	42,194	40,707
住居費	36,000	30,000	54,167	42,000	47,000	40,770	30,000	39,134
水道光熱費	7,017	9,017	6,552	6,993	7,937	6,998	7,546	7,709
家具・家事用品	3,841	3,417	3,881	2,686	3,856	4,793	3,401	3,628
被服・履物	7,381	5,889	7,548	5,838	4,764	9,538	4,654	6,180
保険・医療	2,492	2,465	2,465	2,420	2,495	2,674	2,465	2,488
交通・通信	34,391	42,252	18,214	40,082	18,635	14,995	35,550	29,997
教育	0	0	0	0	0	0	0	0
娯楽・娯楽	10,679	16,650	18,273	15,417	17,187	20,397	16,522	17,293
理美容品費	2,962	2,518	3,275			2,871	3,067	2,045
交際費・その他	17,084	20,167	20,467	19,418	24,378	15,252	18,167	19,724
消費支出計	161,368	172,997	174,406	173,549	167,318	159,945	163,566	168,906
非消費支出	42,515	42,603	42,395	44,835	39,223	43,387	39,047	41,683
予備費	16,000	17,000	17,000	17,335	17,000	16,000	16,000	16,762
理論最低生計費(税込月額)	219,883	232,600	233,801	235,719	223,539	219,332	218,613	227,351
173.8時間換算時給	1,265	1,338	1,345	1,358	1,286	1,262	1,258	1,308

(注)さいたま市は2008年、会津若松市は2009年、静岡市、長崎県大村市、愛知県名古屋市中区は2010年、徳島市は2012年調査
(出典)全労連資料

問題点の4つ目は、最低生計費の地域間格差は実は小さいという問題です。

「表2-1 25歳単身男性労働者の最低生計費を調べた地域間比較」は、全労連が全国のいくつかの都市で実施したもので、私は徳島労連の一員として徳島の調査に加わりました。

表2-1から徳島市は理論最低生計費が税込月額で219,883円、一番高いさいたま市が233,801円で、大都市圏も地方も22万から23万程度で大きな差がありません。

賃金の地域間格差について、対象者に「その理由は何でしょうか」という質問に「物価が違う」と多くの方は答えますが、本当に物価が違うのでしょうか…。例えば、徳島のイオンと関東方面のイオンで売られている服の金額は同じだと思います。ただ、東京のレストランに比べ徳島のレストランは安いということがあっても、それは高級志向か、低廉でみんなに食べてもらいたいという企業の方針かで、必ずしも物価とは関係のないものです。

物価の違いが明確に表れているのが、都市部と地方での住居費で、さいたま市の住居費は54,167円、徳島市は36,000円と1.5倍も差があり、確かに都市部の住居費は高くなっています。この住居費の比較は、同じ広さと間取り、利便性も同様の条件で、一番安い家賃から算出した金額ですが、それでも1.5倍の差があります。ところが理論最低生計費はほぼ同じ金額ということは、地方の方が高いものがあるはず。それは交通通信費です。

徳島市は34,391円、さいたま市の18,214円と倍ほど交通通信費が高くなっています。その背景として、都市部はJR、地下鉄、バスなどの公共交通機関を利用し好きなところにいけますが、地方では公共交通機関が少なく、コストの面から便数は削減、運行路線も限られ、行きたいところになかなか行けず、地方

では車が必需品です。

車は高額で、維持費もかかり、月割りにすると交通通信費が34,391円となり、その差が住居費と相殺され、結果的に理論最低生計費は都市と地方で同じような額になると全労連は考えています。

理論最低生計費の地域間格差がそれほど大きくないにも関わらず、最低賃金を含めた賃金に大きな格差が生じれば、賃金の高いところで働くことが得策となり、地方から労働力が都市部に流出することになります。私はこれを4番目の問題点ととらえています。

徳島県からの人口流出入[平成24年] (表2-2)

	15~19歳			20~24歳			25~29歳			30~34歳			35~39歳			40~44歳			45~49歳		
	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差
北海道	3	4	-1	24	25	-1	19	15	4	7	10	-3	11	10	1	8	18	-10	9	4	5
東北	7	3	4	12	15	-4	28	17	11	21	18	3	18	6	12	6	12	-4	6	13	-7
関東	32	98	-66	225	483	-258	360	479	-119	320	288	34	219	194	25	167	142	25	99	60	18
中部	24	64	-40	99	184	-85	130	145	-15	95	72	23	68	72	-4	52	37	15	14	29	-15
近畿	111	310	-199	517	972	-455	624	752	-128	370	387	-17	278	282	-4	157	227	-70	92	133	-41
中国	43	90	-47	221	211	10	243	206	38	155	118	37	111	91	20	68	62	6	40	38	2
四国	126	159	-33	440	440	0	554	580	-26	434	388	46	354	313	41	225	206	19	150	132	18
九州・沖縄	34	28	6	121	127	-6	118	157	-41	61	82	-21	63	70	-13	42	40	2	30	33	-3
国外	103	8	94	308	194	114	401	212	189	314	200	114	158	148	10	83	59	24	38	40	-2
合計	483	763	-280	1,967	2,532	-665	2,477	2,563	-86	1,777	1,561	216	1,280	1,190	90	810	803	7	477	602	-125

徳島県「徳島県人口統計調査年報」徳島県、2013年より筆者作成。

表2-2は徳島県における人口流出入のデータですが、流出数が多いところを色づけしました。徳島県から関東方面、近畿方面に出て行く人が多いことがわかります。

大学入学期にあたる15~19歳では、関東方面に66人、近畿に199人の転出超過ですが、20~24歳の大学卒業期になると、大学入学期以上の数で関東に258人、近畿に455人が出て行きます。

つまり、大学の入学期以上に、大学を卒業して就職し、賃金をもらう時期により多くの人が出て行くことがわかります。残念ながら地方においてはあり得ることなのかもしれません。

さらに私どものゼミで気づき驚いたことは、高校卒業期の15~19歳、あるいは大学卒業期の20歳~24歳という世代だけではなく、25~29歳も関東方面に119人、近畿へも128人が転出超過になっていることです。

大学を出て徳島で就職したけれども、「賃金が高いところに行ったほうが得だね」という感じになり、就職後に徳島を出ていく人が少なからずいることがわかります。

しかも近畿に限って言えば、30代前半、30代後半、40代前半、40代後半までの働き盛り人たちも、徳島からずっと出続けています。これで地方が成り立つのか、ということです。

その元凶になるのが地域別最低賃金制度、賃金の地域間格差だと思いますので、日本の最低賃金制度は非常に大きな問題を含んでいると私は思うところです。

3. 最低賃金制度の問題点の解決に向けて

私なりに考えた解決策についてお話をします。申し遅れましたが、私は徳島文理大学総合政策学部教授で、所属している大学の（労働）組合の書記長を務めています。私どもの組合が加盟している徳島労連から幹事を出してほしいという依頼を受け、私はもう十何年も徳島労連の幹事を務めています。

その関係もありまして、徳島県の最低賃金審議会で私のゼミの学生も意見陳述をしております。そのときの使用者側の委員が「最低賃金を引き上げると人件費が増大する。それは企業の経営にとっては非常に圧迫する大変なことなんだよ」という発言を必ずして、最低賃金引き上げに強い懸念を表明します。

最低賃金引き上げによる人件費増大の懸念

企業にとって賃金（コスト）を上げることは、経営を圧迫する大変なことという懸念が強くあります。その懸念を払拭するための方策としては、①手厚い中小企業支援策が必要です。その中で賃上げの補助金の拡充や、全労連も言っていますが、社会保険料の負担軽減も必要です。あるいは公契約法、公契約条例の整備、さらには下請けいじめ防止法の制定など、最低賃金引き上げに合わせ、さまざまな施策をとる必要があります。

ただそれだけではなく、私個人の考えとしては、②賃上げにより売上を増加させて、地域活性化を図ることに、労使ともに目を向けることが必要ではないかと思います。

地域活性化策としての賃上げ要望（表3-1）

（設問1）		総計					
			1位	2位	3位	4位	5位
地域 活 性 化 項 目	①賃金引き上げによる住民の購買力増加	124	47	40	45	3	
	②地域製品の他地域への販売増加	27	69	82	52	4	
	③観光客増加（一時的流入）	26	47	68	86	6	
	④人口増加（定住）	78	83	42	41	0	
	⑤その他	7	6	4	0	28	

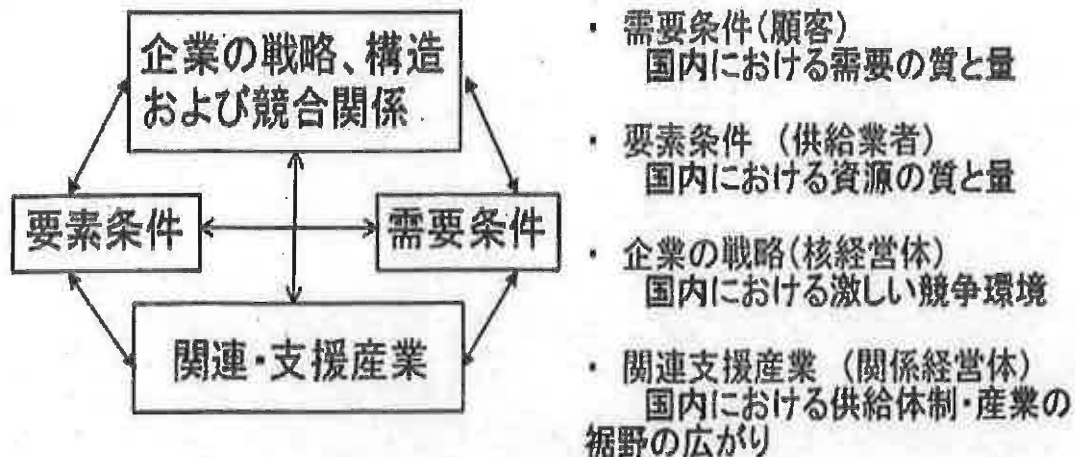
私が徳島労連にかかわっていることもあり、ここ10年、最低賃金や平均賃金をテーマにゼミ学生とともに勉強してきましたが、初期に学生が行なったアンケート調査があります（表3-1）。

これは地域の経営者、労働者、学生、行政の方などに、「地域活性化策としてどの方法がいいか」という設問のアンケートを行ったものですが、その集計結果です。

①賃金引き上げによる住民の購買力増加 ②地域製品の他地域への販売増加 ③観光客の増加（一時的流入） ④人口増加（定住） ⑤その他の選択肢を順位付けしてもらいました。

その結果、地域活性化には「① 賃金引上げによる住民の購買力増加」が良いという答えが一位でした。そういう意味で地域の方々には「地域活性化のためには賃上げがいい」という要望が強くあり、私どものゼミでも賃上げの有効性について考えました。

ポーターのダイヤモンド理論 (図3-1)



マイケル・E・ポーター著 土岐 坤 他訳『国の競争優位(上)』ダイヤモンド社より

ポーターのダイヤモンド理論は、需要条件と要素条件と関連・支援産業と企業の戦略、構造、および競合関係という4つの項目が備わっていないと、その地域の優位性は発揮されないという理論です。

賃金がまず上がると需要が増え需要条件が好転するとともに、また人口流出を抑えることにつながり、人材などの要素条件がよくなるということです。

また、賃金が上がり需要が増えれば、下請けなどの関連・支援産業も、あるいは親会社も地域にとどまり、本社を東京に移すことも減るかもしれません。そういう意味で関連・支援産業の整備もおこります。

あるいは、賃金が上がり、需要が増えれば、「ここで一発当ててやろうか」というアイデアが出てきて、地域で商売をするという企業戦略などもどんどん出てくると思います。

そういう意味で、賃金を上げればポーターの言う「4つの要素」が整備され、地域活性化につながることを私のゼミでは考えたところです。

4. 徳島県での最低賃金大幅引き上げの要因

徳島県で去年(2024年)、大幅に最低賃金が引き上げられた状況について話をいたします。

去年(2024年)の話ですが、徳島県の最低賃金が84円アップし980円になりました。これを新聞報道では“徳島ショック”という表現をされました。

大幅引き上げの要因として、最低賃金審議会に対して、徳島県知事や立法関係者の要請がなされ、これを受け引き上げられた、という報道がもっぱらでした。新聞に対して意見を寄せた大学の有識者、研究者は、「アクロバティックな感じがしますね」ということを言われ、(引上げ額が)根拠に基づいたものではないというような評価でした。

実際は昨年、徳島県地方最低賃金審議会の審議がもつれ、最後には公益委員の見解に基づいて最終決定されました。公益委員の見解は、徳島県の経済規模が全国のちょうど真ん中ぐらいで、一昨年(2023年)の最低賃金の全国平均が930円で、去年(2024年)50円アップの目安が出されたことを受けて、全国平均の930円に50円を足して980円を徳島の最低賃金額にするというもので、それで金額が決定したようです。

徳島県の最低賃金大幅引き上げの要因として、県知事や立法関係者の要請が大きな要因ではなく、それ以上に関係しているものがあることを私は言いたいのです。

(1) 最低賃金引き上げに関する政策的提起と労働運動

2019年2月に自由民主党の中に最低賃金一元化推進議員連盟が結成され、そこでいろいろな議論がされ、その後、2024年の総選挙で多くの党が最低賃金の引き上げを公約にしたのはご承知の通りです。

私自身も徳島労連の一員として、2019年より前から地元の自民党国会議員などに、「最低賃金引き上げの要請」をやってきました。

徳島県知事になった後藤田知事が国会議員時代のときから、私どもは後藤田事務所に「最低賃金を上げてください」という要請を続けてきました。そういった運動があることを後藤田知事も知っていて、県知事になってそういうことを言い出したのだと私は思っています。

全労連の議員要請などがずっと続けられたことが、最低賃金大幅引き上げの1番目の要因と私は思っています。

(2) 徳島県地方最低賃金審議会での労働者たちの意見陳述

2024年の徳島地方の最低賃金審議会では、1人目として現役労働者（看護師）が意見陳述をされました。

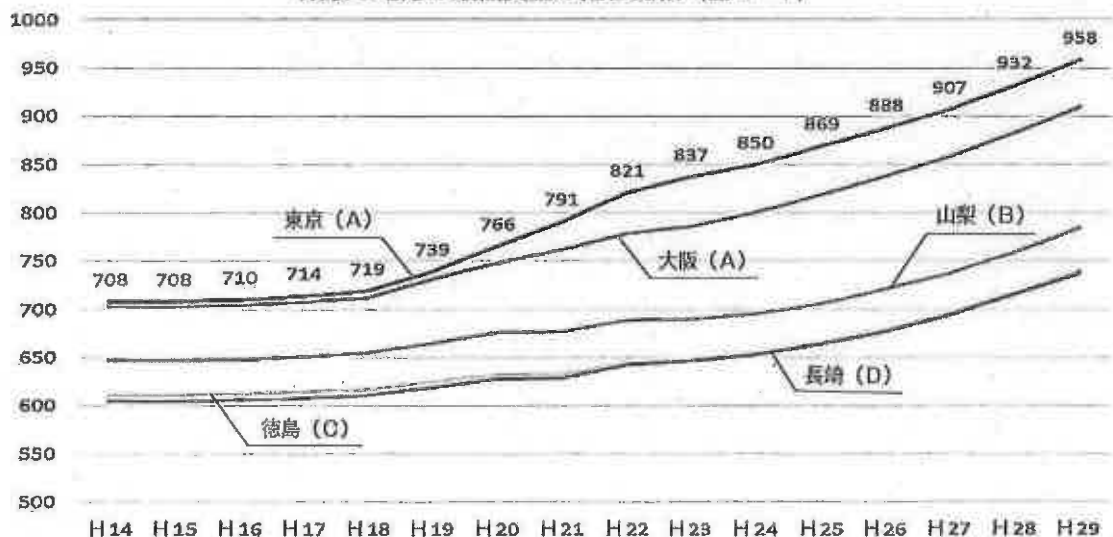
この方は2023年、2024年の最低賃金体験をしてみたが、この金額では生活は困難であるという体験談を話されました。

さらに令和5年（2023年）の賃金構造基本統計調査のデータに基づき、地域間賃金格差を示し、徳島県と兵庫県は10万円の賃金格差があり、「これではコロナ禍のような状態では看護師が徳島県から兵庫県などへ出て行ってしまう。その結果、医療スタッフが不足し、医療サービスの質の低下を心配します」ということを切実に訴えられました。

また、徳島文理大学の学生も将来の労働者として意見陳述しました。

学生Aは、賃金の地域間格差があると学生の自己投資の差につながると述べました。

東京と地方の最低賃金の推移比較（図4-1）



（出典）厚生労働省資料により齋藤ゼミ作成

これは地域別最低賃金のランクを指標（当時4ランク）により、私どものゼミ生が作成したグラフです（図4-1）。

このグラフでは徳島が一番下の線、東京が一番上の線です。東京と徳島を比較すると、平成14年段階でも大きな差がありましたが、平成19年以降では差がどんどん開いていることがわかります。これでは徳島の学生のアルバイト収入は低く、習い事など自己投資に差が出てしまいます。

学生Bは、賃金の地域間格差があると就職時に著しい人口の転出につながるのではないかとこのことを、実姉を例にあげて話をしてくれました。

先ほどの平成24年のデータ（表2-2、P11参照）で、関西方面には15歳～19歳の高校を卒業するとき、20歳～24歳の大学を出るときは言うに及ばず、40代の後半まで転出する人がずっと続くという話をしました

が、この傾向は平成29年のデータでも基本的に変わらず続いています（表4-1）。

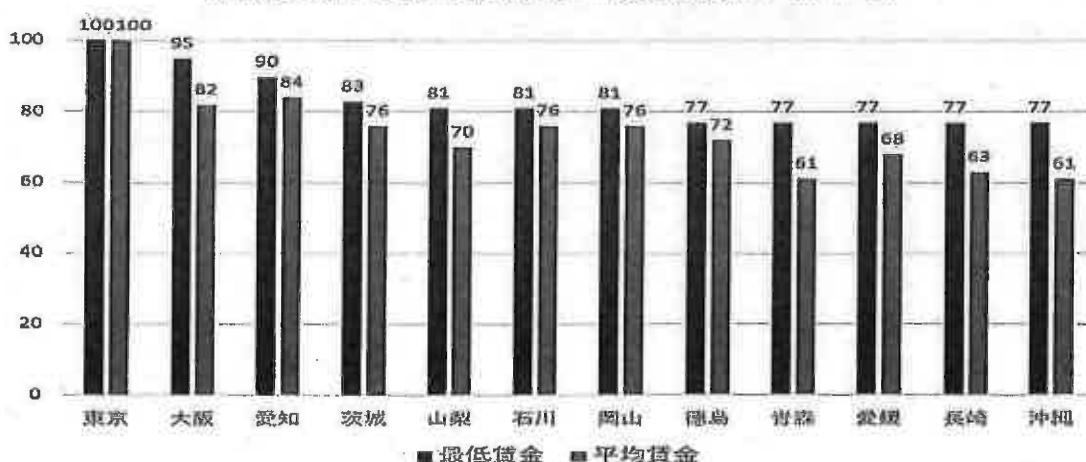
ところが関東に関しては、平成24年では10代後半、20代前半、20代後半まで転出する人が多いのですが、30前半以降は、転入する人の方が多いという形になっていたものが、平成29年になると関西と同じように40代前半まで転出し、関西と同じ形が関東でも生じてしまっていることがわかります。

賃金格差が広がるとどんどん転出する形になってしまうのではないかと、実姉もそうだとこのことを学生は述べました。

学生Cは、最低賃金の格差よりも平均賃金の格差がより大きいとなると、地元就職する気持ちが学生には起こらないのではないか。賃金の低い地域に就職することは逆に親不孝になるのではないかと、ということを感じる。そういう意味でも、最低賃金を引き上げ、平均賃金全体を上昇させる必要があるのではないかと述べました。

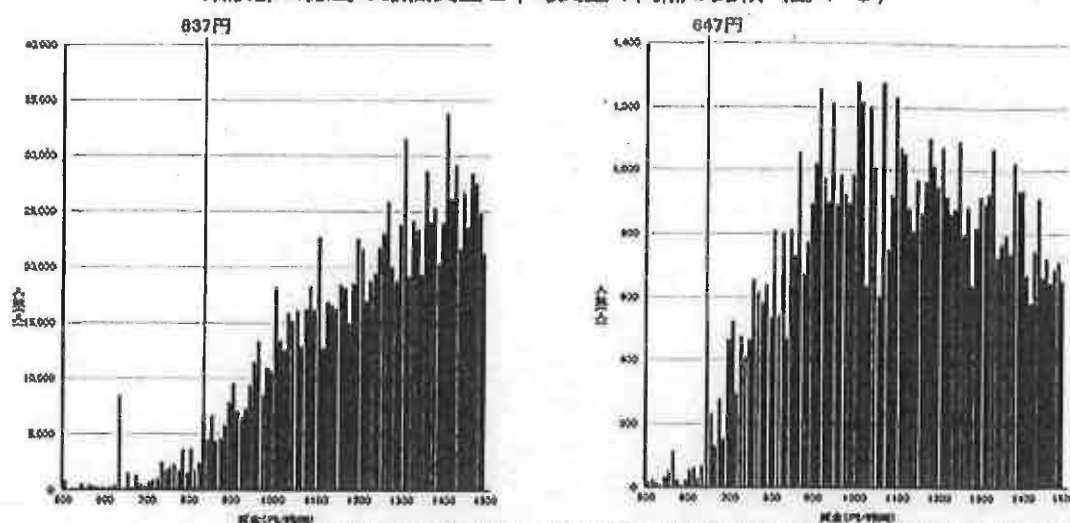
図4-2を見ると最低賃金の地域間格差に対し、どの都道府県でも平均賃金の格差の方が大きいことが分かります。これはどういうことかということです。

東京都に対する地方の最低賃金と平均賃金の割合（図4-2）



出典 厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査区別集計」により齋藤ゼミ作成

東京都と徳島の最低賃金と平均賃金の間隔の比較（図4-3）



（出典）厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査特別集計」により斎藤ゼミ作成

図4-3を見ると東京の最低賃金（平成24年）は837円に対して、徳島は647円でした。賃金分布から見ると、平均賃金は東京よりも徳島の方が最低賃金に近いところにあることが分かります。地方の最低賃金は東京よりも低いですが、平均賃金に関しては東京よりもさらに低いので、地方における最低賃金と平均賃金の間隔が狭くなります。

つまり、地方ほど最低賃金を上げると平均賃金上がりやすいのだと私どもは考えていますが、それを使って学生は最低賃金を引き上げれば平均賃金上がるから、もっと最低賃金を上げて地方にとどまる人を増やすべきだ。そうしないと僕は「地元就職すると親不孝になってしまいかねないので、徳島を出ることを考えます」という意見陳述をしました。

このように現役の労働者と大学生という将来の労働者の意見陳述がなされたことが、去年の大幅な引き上げの2番目の要因ではないかと私は思っています。

（3）徳島県地方最低賃金審議会での有識者（弁護士）の意見陳述

3番目の要因として、去年の最低賃金審議会では弁護士が意見陳述をしました。

弁護士たちは、最低賃金は労働者の生活に対するセーフティネットの役割を担っている。ところが昨今では物価上昇や円安などで生活しづらい形となり、最低賃金の重要性はますます高まっている。一方、徳島県の最低賃金は、一昨年（2023年）の段階まで全国から2番目に低いという絶対的な低さになっている。そういう意味でも「最低賃金を上げないといけない」ということを述べました。さらには徳島県の最低賃金審議会の議事録の公開の必要性もあわせて述べられました。

そういった労働者だけではなく有識者も含めた世論の高まりを委員会の委員の方たちに意識づけさせることができたのではないかと。これらが徳島で去年（2024年）、最低賃金が大幅に引き上げられた要因になったと私は思います。

賃金の大幅な引き上げはコストが非常に高まることになり、企業の経営を大きく圧迫することになるので、そうそう賃上げはできないという意識を経営者が強く持たれているとするならば、手厚く補助金を出し企業を助けることも必要ですが、それと合わせて、経営者と労働者が同じベクトルで、自らの手で地域経済をつくり発展させる意識を持つことも重要ではないか。私はそういった動きを作り出すには今が絶好のチャンスなのではないかと思っています。

実際、意見陳述をした学生は、大幅に最低賃金が引き上げられ、アルバイト代が上がったことに大変喜んでいて、学生にはネットで都会から購入するのではなく、地元の商品を買いたいという気持ちも出てきたようです。

賃金が上がれば、地元で働く人たちは地元企業を応援するという気持ちが高まるということ、経営者たちに理解していただき、経営者と労働者が同じベクトルで、自分らの手で地元経済を作り上げていく意識を持つチャンスが、今、訪れているのではないかと思います。

そういう意味でも、京都のみなさんも地域経済循環を作り出して、地元経済を支える主役にぜひなってもらいたい。そういう意味で、賃金を引き上げる運動をしていただきたいと思います。

補 足

賃上げの補助金制度に対して、徳島でどういうことが行われたかということです。共産党の徳島県議会議員の達田（良子）さんの事務所の笠原所長さんから「徳島県は賃上げ支援金として補正予算10億5000万円が組まれたが、最終的な消化率は20数%に留まった」ということを教えていただきました。

予算に対して消化率が低かった理由は、徳島県が打ち出した支援には条件がつけられていて、最賃審議会が公益委員が基準とした全国平均である930円を下回る時給だった企業が980円にもっていく場合は補助金を出す、もともと930円を上回る金額の企業が980円にすることに関しては支援をしないという考えられない条件を出した経緯もあり、予算の消化率が20数%に留まったということです。

そういった意味合いから、京都でも補助金などの制度を作り、企業支援をこれからお考えになると思いますが、岩手県は充実した支援をしているようで、いいところを見習って補助金の支援を考えていただければと思います。

以上で私の話は終わりといたします。ありがとうございました。

特別報告 I

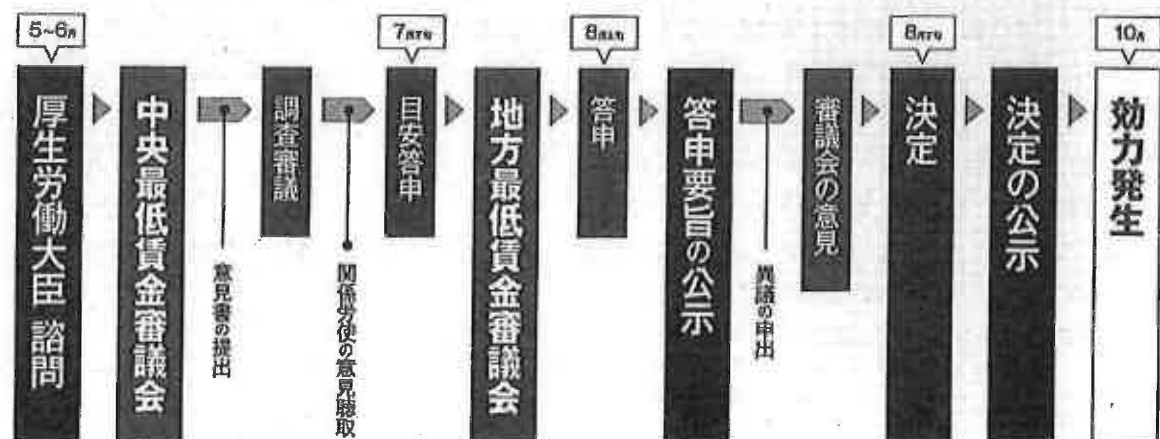
最低賃金を巡る状況

京都総評 事務局長
柳生 剛志 氏



最賃が決まる流れ

最賃が決まる流れは、5月～6月頃に厚生労働大臣のもとに中央最低賃金審議会が設けられ、そこで都道府県をA・B・Cランクに分け、「このぐらいの賃上げしたらどうか」という目安を出します。それに基づき地方最低賃金審議会が議論し、答申し、通常であれば10月頃に発効するというのがこれまでの流れでした。



2025年地域別最低賃金と答申

2025年 地域別最低賃金と答申										2025年9月5日現在 京都府作成									
ランク	地 方	答申	答申 引上げ率	引上げ額	目安 との差	目安	現行	答申日	発効日 (含予定)	ランク	地 方	答申	答申 引上げ率	引上げ額	目安 との差	目安	現行	答申日	発効日 (含予定)
A	京 京	1,226	5.4%	63	0	63	1163	8月8日	10月3日		京 京	1,051	0.6%	65	2	63	995	8月8日	11月16日
	特 京	1,226	5.4%	63	0	63	1162	8月8日	10月4日		新 潟	1,050	0.5%	65	2	63	995	8月8日	10月2日
	大 阪	1,177	5.7%	63	0	63	1114	8月19日	10月16日		岡 山	1,047	0.5%	65	2	63	992	8月20日	12月1日
	埼 玉	1,141	5.8%	63	0	63	1078	8月8日	11月1日		徳 島	1,046	0.7%	66	3	63	990	8月1日	1月1日
	愛 知	1,140	6.8%	63	0	63	1077	8月21日	10月3日		和歌山	1,045	0.6%	66	2	63	990	8月21日	11月1日
B	千 葉	1,140	6.8%	64	1	63	1078	8月8日	10月3日		山 口	1,043	0.6%	64	1	63	979	8月19日	10月18日
	京 都	1,122	6.0%	64	1	63	1058	8月27日	11月21日		香 川	1,038	6.7%	65	2	63	971	8月8日	10月4日
	兵 庫	1,110	6.1%	64	1	63	1052	8月8日	10月4日		香 川	1,036	6.8%	66	3	63	970	8月20日	10月18日
	鈴 木	1,097	6.1%	63	0	63	1034	8月28日	11月1日		鳥 取	1,033	7.4%	71	8	63	962	8月19日	11月17日
	三 重	1,087	6.3%	64	1	63	1023	8月15日	11月21日		愛 媛	1,029	0.1%	77	14	63	950	9月1日	12月1日
	広 島	1,085	6.4%	65	2	63	1020	8月16日	11月1日		高 知	1,029	0.2%	78	16	63	945	9月5日	1月1日
	滋 賀	1,080	6.2%	63	0	63	1017	8月8日	10月6日		大 分	1,026	0.5%	81	17	64	951	9月4日	1月1日
	北 海 道	1,075	6.4%	65	2	63	1010	8月8日	10月4日		熊 本	1,024	0.6%	82	18	64	952	8月4日	1月1日
	茨 城	1,074	6.8%	69	6	63	1005	9月18日	10月12日		山 梨	1,022	0.1%	77	13	64	955	9月3日	12月23日
	経 済	1,068	6.4%	64	1	63	1001	8月6日	10月1日		岩 手	1,021	0.3%	79	15	64	952	8月27日	12月1日
	岐 阜	1,065	6.4%	64	1	63	1001	8月22日	10月18日		秋 田	1,021	0.4%	80	16	64	951	8月25日	3月31日
	群 馬	1,063	7.8%	78	16	63	985	8月20日	3月1日		長 崎	1,021	0.2%	78	14	64	953	9月2日	12月1日
	富 山	1,062	6.4%	64	1	63	998	8月18日	10月12日	C	佐 賀	1,020	7.7%	74	10	64	950	8月26日	11月21日
	長 野	1,061	6.3%	63	0	63	995	8月8日	10月3日		福 岡	1,020	7.0%	73	9	64	957	8月8日	10月4日
	福 岡	1,057	6.6%	65	2	63	992	8月20日	11月1日		青 森	1,020	0.0%	76	12	64	953	8月23日	11月21日
	石 川	1,054	7.1%	70	7	63	984	8月13日	10月8日		徳 島	1,028	7.7%	73	9	64	953	8月29日	11月1日
	福 井	1,053	7.0%	69	6	63	984	8月13日	10月3日		高 知	1,023	7.0%	71	7	64	952	8月29日	12月1日
	山 梨	1,052	6.5%	64	1	63	989	8月27日	12月1日		徳 島	1,023	7.0%	71	7	64	952	8月29日	11月16日
	京 都	1,051	6.6%	65	2	63	988	8月8日	11月16日		沖 縄	1,023	7.6%	71	7	64	952	8月28日	12月1日
10国平均 1121										1055									

今年（2025年）の最賃の状況としてA・B・Cランクとあり、京都はBランクの一番上で、珍しく今年はプラス1円となりましたが、発行日が11月21日です。本来でしたら10月1日の発効が11月21日に遅らされています。

全国ではもっとひどい状況で、例えば秋田県では（2026年）3月31日まで最賃が上がりません。こういった状況が全国的に発生したというのが今年の最近の状況です。

2025年地域別最低賃金マップ



日本は加重平均で1,023円になりましたが、お隣の韓国が1,123円で最低賃金は低いですし、欧米諸国は2,500円ぐらいまで時給が上がり、これが世界のスタンダードになっているもと、最低賃金額は大きく遅れているのが日本の現状です。

京都総評は2018年に私たちの生活実感からどれだけの最賃が必要なのかという最低生計費試算調査を行いました。2018年の調査では「時給1,600円必要」という結果でした。それ以降、物価が上昇するもとで、2025年4月に20代一人暮らしに対してアップデート調査を行いました。

2018年は1,600円ぐらいが必要だったのが、2025年4月の調査では、右下の1,895円、時給1900円ぐらいが必要というのが最賃の到達になっています。この最低生計費試算調査からも、京都でも2,000円ぐらいは必要という結果です。

調査年	2018年		2025年	
性別	男性	女性	男性	女性
消費支出	173,390	175,640	205,697	204,986
食費	44,441	35,347	57,944	45,361
住居費	41,667	41,667	46,875	46,875
水道・光熱	7,419	8,434	8,188	9,309
家具・家電用品	3,836	3,922	5,157	5,319
被服・雑物	5,921	4,247	14,526	10,356
保健医療	1,137	2,733	1,206	2,898
交通・通信	18,612	18,612	16,975	16,975
教育・娯楽	27,510	27,531	25,693	31,835
その他	27,847	33,147	29,134	36,058
非消費支出	49,595	49,595	58,005	58,005
予備費	17,800	17,500	20,500	20,400
最低生活費(概法)	196,190	193,140	226,197	225,386
同上(概込)	245,785	242,735	284,202	283,391
同上年額(概込)	2,949,420	2,912,820	3,410,426	3,400,697
月150時間換算	1,639	1,618	1,895	1,889
京都市民費負担	882		1,122	

前掲項目名	計開票	東京都	埼玉県	千葉県	東京都	大阪府	岡山県	埼玉県	福岡県	山口県	徳島県	高知県	北海道	東京都	埼玉県
統計発表期表	2015年12月	2016年09月	2016年12月	2016年12月	2016年12月	2016年12月	2016年12月	2016年12月	2016年12月	2016年12月	2016年12月	2016年12月	2016年12月	2016年12月	2016年12月
アップデータ年月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月	2015年7月
自治体名	計開票	東京都	埼玉県	千葉県	東京都	大阪府	岡山県	埼玉県	福岡県	山口県	徳島県	高知県	北海道	東京都	埼玉県
購買ラング		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
消費支出	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
食料	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497	45,497
住居費	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
衣類・靴類	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711	8,711
文房・娯楽費	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001
娯楽・雑費	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001
住居生活費	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501	3,501
交通・通信	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131
娯・遊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
娯・遊	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431	21,431
その他	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659
非消費支出	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151
非消費支出率	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%	23.36%
予 算 費	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
月別生計費 (月別)	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431	227,431
月別	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596	285,596
年額 (税込)	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156	3,427,156
月150時間換算	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804
月165時間換算	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843
月173.8時間換算	1,643	1,643													

(注)アップデートは以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果。

都市と地方の最低生計費は同じ

最低生計費試算調査は、全国で実施し、どこでも同じぐらいの金額が出てきています。この間、どんどん物価が上がり、去年1,800円、1,900円が今年は2,000円ぐらいになり、先日、東京世田谷区では2,000円台になりました。先ほど齋藤先生から説明がありましたので省略しますが、全国どこに住んでも、同じような最低生計費になるという結果が出ています。

	25歳男性 東京都北区	25歳男性 佐賀市
消費支出	179,804	178,127
食費	44,361	39,025
住居費	57,292	34,500
光熱・水道	6,955	8,150
家具・家事用品	2,540	3,561
娯楽・雑費	6,806	5,835
保健医療	1,009	1,184
交通・通信	12,075	41,856
教育娯楽	25,577	25,964
その他	23,189	18,252
非消費支出	51,938	46,045
予備費	17,900	17,800
最低生計費	197,704	195,927
税込み月額	246,642	241,972
税込み年額	2,959,704	2,903,664
最低賃金額(2019年)	1013円	790円

年収設定 東京都北区＝300万円、
佐賀市＝264万円

京都地方最低賃金審議会答申

京都の最低賃金審議会は、今年（2025年）プラス1円という答申が出ました。中小企業支援に対して使用者側委員からの強い注目がありました。政府が最低賃金を底上げするための大きな政策を打つと宣言しましたが、具体的中身がない中で、最低賃金審議会が2025年8月に「プラス1円」という金額を出しましたが、中小企業支援に対して政府や自治体に対して強く求めた答申の内容を紹介します。（答申全文は資料参照、p39）

答申では、物価高騰対策の実施が必要だということで「抜本的な物価安定に資する対策を政府や地方自治体等、行政機関が主体的かつ積極的に講じるよう強く要望する」と書いています。

2の項目には、「中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や社会保険料の事業主負担の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げ原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」と書いています。

3の項目には「①業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和」と書いています。

これは何かと言いますと、最低賃金を引き上げた場合、国の補助金制度には、生産性の向上や物を購入したら補助金を出すという賃上げ支援になっていて、賃上げ要件が厳しく使いにくいという声を載せています。また、「④ 賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を強く要望する」としています。

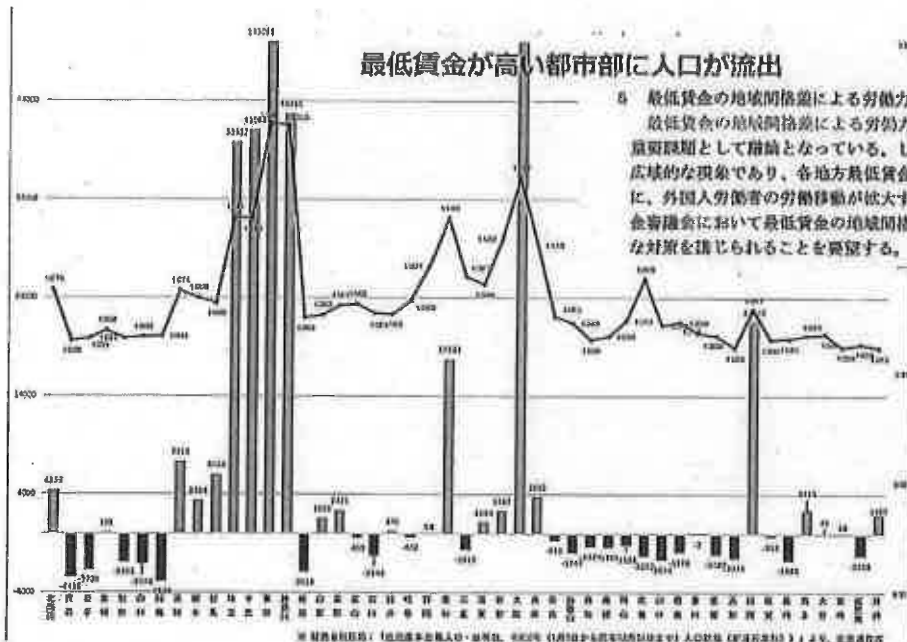
最後の7では「最低賃金に関わる事業者を一者たりとも取りこぼさない、賃金上昇で受ける経営的負担に対する直接的な実効ある大胆な支援を必ず実行されることを政府に強く要望する」ということで締めくくり、プラス1円の答申を出したということになります。

改めて、“政府や自治体が賃上げに対する支援を行なえ”という強いメッセージのこもった答申で、私たち京都総評も審議会に学生の意見陳述等を行ない、中小企業支援を訴えてきた一つの大きな成果だと感じています。

2025年地域最低賃金と人口の社会的増減（2024年）の比較図

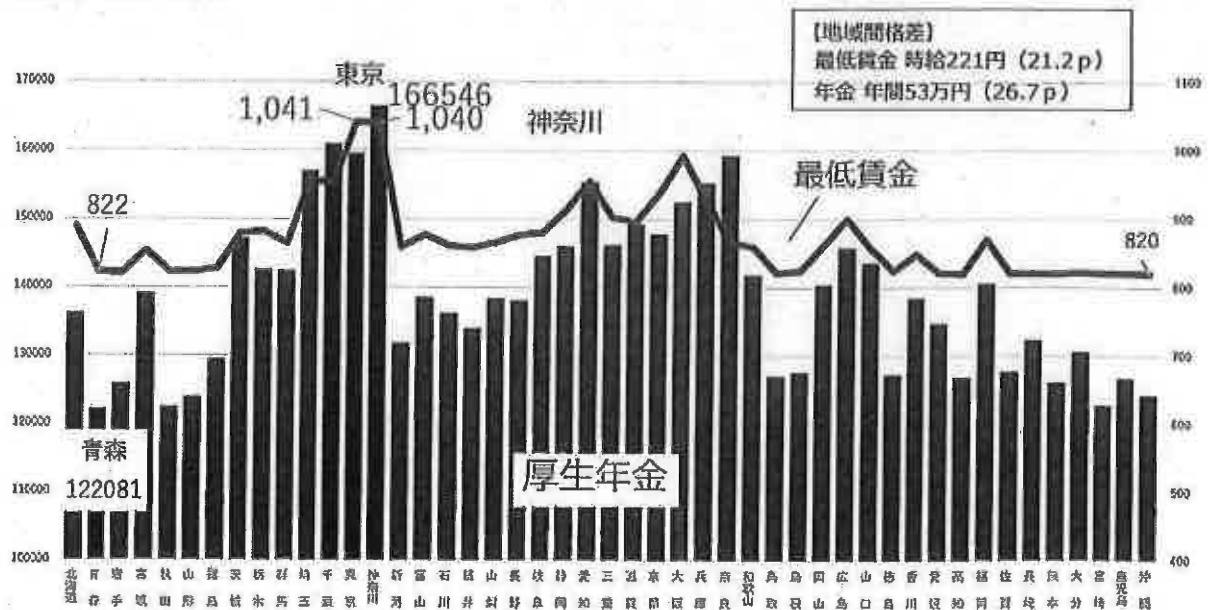
もう一つ、この答申の中で言われていたのは、「最低賃金が高い都市部に人口が流出」しているグラフです。折れ線グラフが最賃の額です。棒グラフが人口の増減です。最賃が高いところは棒グラフが上に伸びています。まさに最低賃金が高い都市部に人口が流出している「2025年地域最低賃金と人口の社会的増減（2024年）の比較図」です。

京都の最低賃金審議会答申でも「最低賃金の地域間格差による労働力移動が問題だ」ということも指摘をした興味深い答申です。



最低賃金と厚生年金受給額（2021年データ）

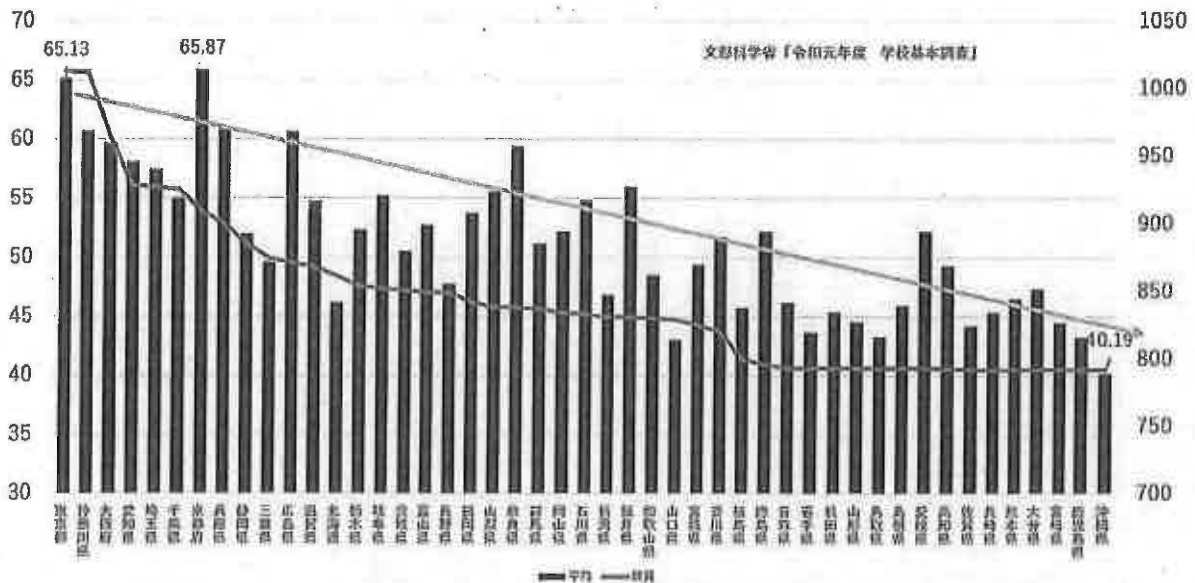
最低賃金が人口流出だけではなく、例えば、最低賃金の低いところは厚生年金の受給額も少ないという全労連の資料です。



最低賃金と大学進学率（2020年データ）

最低賃金の低いところは大学進学率が低いというデータもあります。

改めて、賃上げすることが地域経済を活性化する大きな証拠ではないかという資料です。



最低賃金引き上げの経済波及効果

そして京都総評は、賃金を上げることで地域経済を活性化し、事業者も労働者ともにウィンウィンの関係になろうということで、最賃1,500円引上げに伴う経済波及効果について立命館大学の橋本教授と共同で研究し、一昨年（2023年）発表いたしました。

【表1】
最低賃金1500円への引き上げの経済波及効果
(京都府)

	第一次波及効果	第二次波及効果	合計
生産額増効果 (単位:百万円)	145,159	20,337	165,496
雇用者所得の増加 (単位:百万円)	36,986	5,182	42,168
雇用者所得効果 (単位:人)	13,055	1,829	14,884
家計消費の増大 (単位:百万円)	16,791	2,352	19,143

出所:京都府経済政策調査会により試算。数値も同様

府内企業の生産 1,655億円増	雇用 14,884人増
最賃1500円への 引き上げによる 経済波及効果	
府民所得 422億円増	税収増 京都市 19億円 京都府 8億円

【表2】最低賃金引き上げによる生産額増
(主な京都府内の産業)

産業・サービス	生産額増 (百万円)	雇用者 (人)
商	17,032	2,706
金・融・保・険	12,971	886
教	9,897	845
運	8,849	46
飲食サービス	7,794	2,910
通	7,243	57
医	4,925	481
その他の対個人サービス	4,516	840
運輸搬送(自家搬送を除く)	4,301	645
食料品	4,012	176
鉄道輸送	3,504	76
その他の対事業所サービス	3,401	943
社会保険・社会福祉	3,365	613
洗濯・理容・美容・浴場業	3,046	554

注: 府内企業に限定して

最賃額を1500円に引き上げると、府内企業の生産は1,655億円増、雇用は約1万5000人増、府民所得は422億円増え、そして、税収も京都市19億円、京都府8億円増の結果が出ました。非常に重要な調査で、改めて賃金引き上げは地域経済を活性化する大きな指標と考えております。

物価高騰対策賃上げ支援金

最賃の引き上げにがんばる地方自治体が出てきています。岩手では60円以上賃上げを行なった中小企業等に従業員1人あたり6万円（最大50人分）を厳しい要件もなく支給する制度を作りました。

群馬県の高崎市は賃上げ促進制度がもともとあり、これが好評で今度、県で作られました。賃金を5%以上上げると1人あたり5万円、最大40人分支給する制度を作りましたし、小規模事業者にはさらに上乗せする制度も作っています。

これが当初予算25億に対してすでに6億円を突破し、大きく伸びていることを群馬県のホームページで自慢げに書いてありました。

そしてさらに「各市町村で上乗せしています」と書かれ、例えば太田市は2万円ぐらい上乗せをしています。県が行ない、さらに市町村も押し上げるといふ非常に素晴らしいやり方を群馬ではしています。是非、京都府でもこのような賃上げ支援策を作りたいと思っております。

岩手県

物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**60円以上（1時間当たり）の賃上げ**を行った中小企業等を対象に、**従業員1人あたり6万円（最大50人分）**を支給します。

支給金の
支給額

従業員1人あたり**6万円**、最大50人分
(1事業所当たり最大300万円)

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等
株式会社、協賛組合、個人事業主等(従業員1人以上と雇用しているものに限定)

支給要件

①賃上げの割合
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
(賃金の支給が令和7年10月1日以後となる場合)
②賃上げの割合
県内に事業所を有する中小企業等
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
③賃上げの割合
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
④賃上げの割合
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
⑤賃上げの割合
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
⑥賃上げの割合
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
⑦賃上げの割合
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
⑧賃上げの割合
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
⑨賃上げの割合
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
⑩賃上げの割合
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで

ぐんま賃上げ促進支援金

令和7年10月16日から利用しやすいと一歩制度を改良しました

従業員1人あたり賃上げ額が一定以上引き上げた場合
40人分、最大200万円の支援金を支給します。
改正後の最低賃金の適用時期である
令和8年度3月を待たず、3%又は5%以上の賃上げを
年内に実施した場合、本支援金を活用できます。

支給額

賃金を5%以上引き上げた場合
1人あたり5万円、最大40人分
賃金を3%以上引き上げた場合
1人あたり3万円、最大20人分

申請期間

申請上場に関する限りいつでも申請できます

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等
株式会社、協賛組合、個人事業主等(従業員1人以上と雇用しているものに限定)

対象期間

令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで 上場後

申請方法

Webから申請
Eメールから申請
FAXから申請
郵送から申請

**6億円突破！
/ 25億**

Ex) 太田市
2万上乗せ

京都市長選挙で提言！

実は2年前の京都市長選挙で賃上げをした企業に対する直接支援の制度を京都総評として提言しました。

今度の府知事選挙では京都府として何ができるのか、そして、京都府がやって各市町村でもさらに上乗せをする制度を作りたいということを申し上げ、報告を終わります。

特別報告 2

「くらし・働き方の実態アンケート」中間報告 & 西脇府政の雇用・産業政策とは？

日本共産党京都府会議員団

馬場 紘平 議員

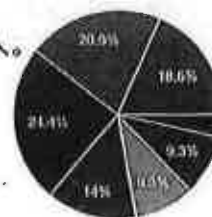


議員団で取り組んでいます「くらし・働き方の実態アンケート」の中間報告と合わせ、西脇府政の雇用・産業政策が一体どうなっているか、ということについて報告いたします。

「くらし・働き方の実態アンケート」中間報告①

〇くらし・働き方の実態アンケート

- ・ 目的：異常な物価高が続く中で、暮らしや働き方の実態をリアルにつかむと同時に、「就職氷河期世代」や「失われた30年」が暮らしや働き方にどのように表れているかをつかむ。
- ・ アンケート期間：11月13日、11月26日、12月1日～12月17日
※ネットでの回答も。
※烏丸御池と四条烏丸の街頭で昼休み・夕方
- ・ 参加 全議員、事務局が手分けして行う。のべ参加者数70人。
- ・ アンケート回収数 86件
- ・ アンケート回答の基本データ
男女比は女性53%、男性42%。
年代別20～60代の現役世代が77.9%。30代～50代の就職氷河期が47.7%



「くらし・働き方実態アンケート」中間報告

アンケートは12月議会中、毎日、お昼休みや夕方の時間に、全議員、議員団事務局が参加して手分けをしながら取り組んでいる最中で、今、86件集まっています。

目的としては、この異常な物価高の中で「くらし・働き方がどうなっているのか」という実態をリアルに把握しないといけない。このことと合わせ、就職氷河期世代、失われた30年と言われますが、このことが「くらし・働き方」の中にどう現れているのか、ということをつかむことを目的に取り組んでいます。

アンケート回答は年代別に言えば20～60代の現役世代が8割弱ぐらい（77.9%）です。就職氷河期と言われる30代から50代が大体半分ぐらい（47.7%）です。

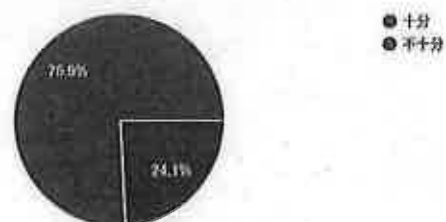
○アンケートの特徴①

- ・「今の賃金はどうか？」という問いに、「十分」（24.1%）「不十分」（75.9%）という回答です。ただ「十分」と回答された中には「賛沢は言えない。でも将来のことを考えると…」や、「同世代と比べるともらえている方だから仕方がないかな」という声が聞かれ、数字以上に今の賃金の状況で言えば厳しい状況があると思います。
- ・「必要な賃上げはどれくらいですか？」という問いに、月に「5万円以上」（51.1%）「3～5万円」（29.8%）「2～3万円」（8.5%）「1～2万円」（10.6%）という回答です。ただ「必要な」という問いに今の暮らしを想像する人もいれば、子どもの成長など将来を想像する人など様々で、そのなかでも5万円以上が半分で、そういう意味ではどの層の人々にも大幅な賃上げが必要です。
「5万円」をどう見るかということですが、月20日、1日8時間働いたとしたら時給換算312円で、今の最低賃金の引き上げ額では、求められている水準に迫りつきません。
- ・賃上げについては、「上がった」30.4%、「変わらない」60.8%で、「下がった」という方も8.9%いるというのは衝撃的な問題として見なければいけないと思います。

「くらし・働き方の実態アンケート」中間報告②

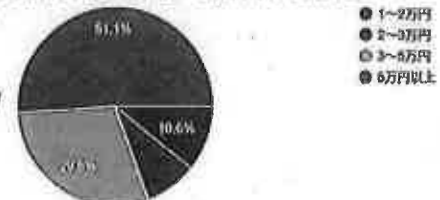
○今の賃金は？ 不十分75.9%、十分24.1%。

「十分」と回答された中には、「賛沢は言えない。でも将来を考えると…」や「同世代と比べるともらえている方だから」などの声も聞かれた。



○必要な賃上げ 5万円以上：51.1%、3～5万円：29.8%、2～3万円：8.5%、1～2万円：10.6%

「必要な」という問いに、今の暮らしを想像する人、子どもの成長など将来を想像する人など様々。5万円とすると、月20日、1日8時間で時給換算312円の引き上げに相当。



○賃上げ 「上がった」30.4% 「変わらない」60.8% 「下がった」8.9%

○アンケートの特徴②

50代、40代の自由記入をピックアップしましたが、これまで大変な思いで生活をしてきたことが書かれています。「人間らしく生活をさせてください」「少しは安定した未来を与えてください」という記述は特徴的でした。

「くらし・働き方の実態アンケート」自由記入

- ・働いても生活は文化的とは程遠く、心身ともに疲弊するだけ。人間らしい生活をさせてください！（50代・正規事務職）
- ・子どもが高校・中学・小学。物価高と育ち盛りで毎月カツカツ。部活用品、遠征費、学用品の値上げの案内が来た。親の老後を考えたら不安だらけ、考えないことにした。（40代・正規介護職）
- ・就職氷河期世代でいろいろな職業を経験した。相談できる場所、話し相手がない。仕事をください。少しは安定した未来が欲しい。（50代・アルバイト物流関係）
- ・親が低年金でまだ働いている。いよいよ働けなくなったらどうやって暮らしていくのか。平均かそれより下の収入の人は、病気など何かトラブルがあると暮らしていけなくなる段階に来ている。（50代・団体職員）

○アンケートの特徴③

アンケート調査は主に対話を通じて取り組み、アンケート用紙には各議員や議員団事務局員が聞き取った中身がたくさん書いてあります。

20代の回答には、初任給が30万円という回答がありますが、逆に40代、50代の正規雇用の方でも、月給が20万円台や10万円台という回答があります。

さらに回答者の約70%は、「これまでの職歴を教えてください」という問いに対して、前職や前々職の記入があり、職を転々とされてきたことがうかがえます。さらに、そのうちの7割が30～50代の就職氷河期世代となっていることが特徴的です。

物価高がさらに進む中で、どの世代でも抜本的な賃上げが待たないと感じるし、同時にこの「失われた30年」の中で、不安定な雇用を転々としながら、今なお低収入の状況にある層が垣間見えます。この不安定雇用と就職氷河期世代の対策が待たないだということを改めて感じています。

西脇府政2期8年（2018年～）の雇用・産業政策

コロナや物価高騰という状況の中で、地域経済も厳しい状況下にあったのが西脇府政の2期8年でした。そういう中で北陸新幹線延伸の問題、万博の問題などさまざまな問題が起こってきたことについては、それぞれの団体からのご報告があるかと思います。

○府内企業の倒産件数の推移とその要因

府内企業の倒産件数とその要因をまとめますと特徴的なものもありますが、どんどんと倒産件数が増え、地域経済の厳しい状況があらわれています。

倒産の中身では、物価高倒産、人手不足倒産の状況が資料からも明らかです。そういう状況下で京都府の政策はどうなっているか。

西脇府政2期8年の間の府内企業の倒産件数の推移とその要因

倒産件数	前年比増減率	主な変動要因
2017年 251件	-	
2018年 265件	+5.6%	景気の緩やかな拡大が続く一方、体力に乏しい中小企業で、後継者不足や競争激化による倒産が継続。
2019年 232件	-12.5%	金融機関によるリスケジュール対応などで倒産が抑制され、件数が減少。
2020年 258件	+11.2%	新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に上半期に、観光・宿泊・飲食業を中心に倒産が急増。
2021年 188件	-27.1%	コロナ対策の強力な支援策（ゼロゼロ融資、雇用調整助成金など）が効果を発揮し、統計史上でも異例の大幅な件数抑制となった。
2022年 231件	+22.9%	支援策による抑制効果が弱れ始め、業績回復が進まない企業を中心に倒産が増加に転じた。
2023年 302件	+30.7%	ゼロゼロ融資の返済本格化に加え、物価高や人手不足といったコスト要因が企業経営を圧迫し、倒産が急加速。
2024年 350件	+15.9%	高水準が継続し、「物価高倒産」「人手不足倒産」が件数をけん引。2012年以来12年ぶりの高水準を記録。

○コロナ対策での取り組み

ゼロゼロ融資や雇用調整助成金など、国が予算化した施策は実施しましたが、影響が長期化していく中で、事業継続して行くための固定費の補助を求める声などが広がりました。

議会で知事は「影響が予測できない形であらゆる分野で波及している」ということは認めても、結局は「国に求めます」ということで、自ら取り組むことには最後まで背を向け続けたことは、コロナ対策の特徴と言えます。

西脇府政の雇用・産業政策①

○コロナ対策での取り組み

ゼロゼロ融資や雇調金、緊急事態宣言などに伴う休業要請などへの協力金など国が予算化するものは実施するが、影響が長期化する中で、固定費への補助など事業継続そのものへの直接支援を求める声には、「影響が予想できなかった形で幅広く、あらゆる分野に波及している」（2020年予算特別）としながら、最後まで「国に求める」と自ら取り組むことには背を向け続けた。

○金融・経営一体型支援体制強化事業

・ 中小企業持続経営支援補助金

中小企業の経営安定と成長をサポートする「ステップアップ枠」の中に、「賃上げ枠」（※R6年のみ）が初めて盛り込まれる。

→窓口となった20商工会で予算は2900万円で29件分。1商工会あたり1～3件分しか枠がなく、広く公募が出来ないなどの声が現場から。結果、利用は28件で賃上げされた労働者は28人という事態に。2025年度予算で廃止。

○金融・経営一体型支援体制強化事業

・中小企業持続経営支援補助金

先ほど齋藤先生から「賃上げの支援に対してさまざまな条件をつけない」という話がありましたが、実は京都でも2024年に初めて「賃上げ枠」が盛り込まれました。ただ、中身をみますと20の商工会が窓口になり、予算は2900万円で29件分のみ。結果、利用は28件分で賃上げされた労働者は28人という状況で、1つは件数が少ないこともありますが、もともとの事業所内の最低賃金と最低賃金の差額が30円未満というルールがありました。

昨年の最低賃金の引き上げは50円ですから、もともと最低賃金ギリギリで賃金を払っていったところが、50円の賃上げるのに30円未満の枠にはまり対象にならない。商工会のところでは対象者を探すのが、大変だという話を聞きました。

○最低賃金引き上げへの対応

さらに最低賃金は、2016年以降、政策的な引き上げで、安倍政権・菅政権：「全国加重平均を早期に1000円にする」「毎年3%程度の引き上げ」→岸田政権：「2030年代半ばまで1500円」→石破政権：「2020年代中には1500円」→高市政権：「物価上昇に見合った賃上げは必要」「数値目標を示すのは難しい」「まず賃上げできる環境づくり」ということをいい、今までの運動で押し上げてきた最低賃金引き上げを投げ捨てるという姿勢を、高市政権はとっているわけです。

知事は「引き上げのレベルは妥当」「賃上げは労働者の生活にとっても、地域の経済の活性化にとっても重要」「直接支援も即効性がある」と言うが、最後は「直接支援ではなく、持続的に賃上げできる環境づくりを進める」と支援に背を向け続けてきたのが実態です。

西脇府政の雇用・産業政策②

○最低賃金の引き上げへの対応

・2016年以降、政策的な最低賃金の引き上げ。

「全国加重平均を早期に1,000円にする」「毎年3%程度の引き上げ」安倍政権・菅政権



「2030年代半ばまでに1500円」岸田政権



「2020年代中に1500円」石破政権



「物価上昇に見合った賃上げは必要」「数値目標を示すことは難しい」「まずは賃上げできる環境づくり」高市政権

・「引き上げのレベルは妥当」「賃上げは労働者の生活にとっても、地域経済の活性化にとっても重要」「直接支援は即効性がある」とは言うが...

→「直接支援ではなく、持続的に賃上げできる環境づくりを進める」と支援には背を向ける。

→最低賃金審議会で、労使の総意として答申に盛り込まれた「税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策」は、府の国への予算要望から抜いている。

→12月議会に提案された「賃上げ実現緊急支援事業費」も300件分。※府内事業所12万社

2021年6月府議会で「コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働くひとたちへの経済対策・緊急支援対策を求める意見書」全会一致で可決！

※税・保険料の減免、猶予を求める項目含む

「税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策」は、京都府最低賃金審議会でも、労使の総意として答申に盛り込まれた要望ですが、本当に肝心要のところが、京都府の国への要望書からは、すっぽりと抜け落ちています。こう

いった問題は議会の中でも追求してきました。

今（2025年）12月議会には「賃上げ実現緊急支援事業費」が提案されていますが、300件分のみで、府内の事業所12万社からするととても充足されない件数です。

○京都府自身が続ける不安定雇用

府立高校における派遣外国語指導助手（ALT）の処遇の問題では、ストライキも行なわれ、一定、制度は改善されてきていますが、知事の議会答弁は、実態も見ないし、まさに不安定雇用を知事自身が容認する姿勢があり、絶対に許されないと付け加えておきます。

京都府自身が続ける不安定雇用

○会計年度任用職員の3年公募問題

府職員約4000人のうち、1600人が会計年度ごとの契約の非正規職員（会計年度任用職員）。契約の更新は2回のみで、3年ごとに再度公募に応募して履歴書を出すところから始まる。「一般職員と同様の仕事をしている」「どうして、3年ごとの雇い止めにおびえながら働かなきゃいけないの」「私たちは使い捨てじゃない」と怒りと悲鳴。国は、「公募によらない再採用は2回まで」という通知を撤廃。

○派遣外国語指導助手(ALT)問題

府立高校で働くALTの約1/3が派遣社員となっていて、2023年の契約では月額4万円減、ボーナスが1/3にカットなど異常な事態が発生し、ストライキまで行われる。直接雇用しているALTとの異常な格差、派遣会社のピンはねを放置してきた。

→「会計年度任用職員は非常勤で、職務の内容・責任の度合いが異なる」「処遇は改善している」（12月議会代表質問答弁）。事実を背を向け、不安定雇用を容認する姿勢。

先端産業・大規模プロジェクトは積極的

北陸新幹線の問題や、新名神高速道路などの建設にともなう開発によって財源不足に陥った城陽市の「緊急財政対策」の問題など、今、改めて「国に向き合い、とことんくらしを守る」府政が必要だと思えますし、それが来春の知事選挙に問われることとなると思っています。

フロア発言

発言

1

全京都企業組合連合会会長

大島 喜好 氏

賃上げのシンポジウムに中小業者の代表として発言することは、なかなか難しい問題があります。

中小企業の立場で賃上げを考えた場合、先ほどから縷々言われておりますように、賃上げそのものは景気をよくし、内需の拡大につながり大歓迎です。やはり所得が上がらないと商売はうまくいかないことはわかっています。

しかし自分のところは賃上げをするとなると大変な思いがあります。人件費は最大の固定費で、商売の浮き沈みにかかわらず固定費は出ていきます。どんな小さな会社や事業所でも固定費の増大に対しては、経営の立場からは慎重にならざるを得ないのが実態です。

この（賃上げをするという）総論は賛成ですが、いざ自分のところでは、「大変だ」という思いは労働者にもしっかり理解していただきたい。その上で、労使で共同するところはないのか。賃上げは、中小企業者、業者も大賛成けども、自分のところは大変なんだ、というのが矛盾としてあり、これを解決していくことが一番大事なことだと思っています。

最低賃金は義務ですから、これについては大いに皆さんががんばっていただいて、最低限の生活を確保するために最低賃金の引き上げが必要だ、という運動が一番大事だと思います。

そして、最低賃金さえも払えないような企業があつてはならない。そういう立場からすれば、当然、直接支援してもいいという話になりますが、1回きりの応援だけでは焼石に水とは言いませんが、一つのきっかけにしかすぎない。知事が「持

続的…」と言うことはある意味正しいことでもあり、やはり継続的にやっていかなければいけない。

そのために何が必要かと言えば、賃上げ（人件費のコストアップ）に耐えられる商売、あるいは事業にしていかなければいけない。それには二つあつて、一つはいろいろな事業に対する支援、税の減免であり、社会保険料の減免であり、住宅リフォーム助成など、さまざまな直接支援です。

もう一つは価格転嫁です。中小企業が大企業と比べなぜ賃金が低いのか、儲からないのか、苦しいのか。これは下に行けば行くほどに下請け費用が減らされるというコストカット経済のもと、苦しいときに下請けをいじめる経済体制が長期に続いているからです。二重経済と言われる大企業と中小零細企業の格差を埋めない限り根本的な解決とはならない。

賃上げが実現できる経営のために、コストカット経済ではなく、必要な費用は企業の大小に関わらず認め合い、価格転嫁を実現する運動に、中小企業団体として最重点にして取り組んでいます。

なかなか実際的には効果が上がらないところがありますが、来年1月1日から「下請法」が「取適法」（中小受託取引適正化法）に変わります。これは下請けという言葉はなくし、パートナーとしての存在を認めていく枠に変わります。

また建築業法においても、労務費の単価をはっきり認めていく形で法律の改正もありました。いろいろな運動の中で価格転嫁、コストカット経済を正していくという運動が重要であり、ここにも理解をいただきたいと思います。

それから（事業者と労働者に）共通する問題として、政府や大企業の姿勢です。大企業が儲かれば徐々に下も儲かるという理論は完全に破綻しました。大企業優遇の政策に対してしっかり批判し、たたかう。

もう一つは、政府に根深くある、中小企業は生産性が低いから競わせ淘汰し、がんばる中小企業だけ残したらいいという、中小企業淘汰という考え方を改めさせなければいけない。

生産性とは何か。コストカットして下請けをいじめているから、生産性が低いのは当たり前です。しっかりとした単価を出せば生産性が向上するわけです。

今の物価高の中で賃上げなしに生活できない実態の中で、政府や政党に「賃上げが大事」という考えが出てきたわけで、われわれにとって有利な話と思います。

賃上げが大きな経済効果を持つという有利なところをわれわれはしっかりと生かすと同時に、物価高の要因としては、アベノミクスの円安による輸入物価の高騰が大きい。そのことについても、経済政策をしっかりと正していくことをわれわれとしてはやらなければいけない。

労働者と中小業者が団結をすれば大きな力になることを確信しております。今後ともご支援、そしていっしょにたたかうことを申し上げまして発言いたします。がんばりましょう！

発言 2

京都生協労働組合委員長

池田 真人 氏

非正規労働者の実態について、私たちの上部団体である生協労連が今、取り組んでいる2026年春闘に向けての「生活実感アンケート」の中間報告をいたします。

12月8日のアンケート集約状況は4886枚で、内訳は正規1755、(非正規)厚生年金加入の受給者が1920、(非正規)未加入は1211で、アンケートから見えてくるものを紹介いたします。

「この1年間の生活実感は」という問いに対して、正規は「かなり苦しい」が23.8%、「やや苦しい」が43.6%です。

厚生年金加入受給者の「非正規」は「かなり苦しい」が22.5%、「やや苦しい」が46.8%、厚生年金未加入の「非正規」は「かなり苦しい」15.3%、「やや苦しい」が、43.9%という結果です。

この数字だけではわかりにくいのですが、この数年と比較すると「生活がかなり苦しい」「やや苦しい」が近年で最も高いデータになっていることが大きな特徴です。

「とくに負担に感じていることは…」という問いに、3つの区分とも1位は「食費」です。正規は2位に「税金」「厚生年金」、非正規の厚生年金加入者も1位「食費」2位「税金」「厚生年金」という順位です。

非正規の厚生年金未加入者は2位が「水道光熱費」です。

「食費」は昨年も一昨年も1位でしたが、今回の調査は飛び抜けて高くなっているというのが特徴です。

2017年度以降の経年変化を見ても、「食費」が1位ですが、「水道光熱費」が負担になっているというデータが出ています。大まかに言えば、正規も非正規も物価高で生活が厳しく、とくに食費が負担になっていることが今のアンケート調査からわかります。

生協労連が作成した「最低賃金まるわかり一冊」が資料に掲載されています(p.53参照)。詳細は資料のQRコードから「パート労働黒書 NO.12」を見ることができます。

生協労連が12年間、年に1回、パートさんにヒアリングし、手記などもいただいて実態を載せています。今回は300人以上の非正規労働者の実態がリアルに報告されています。また、この資料は全国の仲間からの最賃の意見陳述として提出された内容が記載されています。

この「パート労働黒書」(2025年2月 全国生協労働組合連合会)から、「物価高と生活の厳しさ」「非正規の低賃金による生活苦」「将来への不安」「ダブルワーク、トリプルワークの増加」「非正規から正規への転換」など、非正規労働者の生活の厳しさが浮き彫りになっています。

全京都建築労働組合副委員長
得居 洋介氏

今回、大阪・関西万博の不払いについて発言します。10月13日に閉幕しました大阪・関西万博ですが、「成功」と言われていますが、その裏で建設に携わった中小企業への建設費の不払いが深刻な問題になっています。

11の海外のパビリオンで、少なくとも30社と言われていますが、2次、3次を含めるともっと数多い業者が総額20億円を超える未払いを訴えています。

この未払いが発生した原因は、新型コロナの影響などで突貫工事になり、また海外の元請け企業と日本の下請け企業との契約で、日がないこともあり、曖昧な契約が非常に多くなったこと、また仕様変更や追加工事の費用が支払われなかったケースが多くなっています。これは下請け業者が国家プロジェクトということもあり、国や万博協会から強く協力と呼びかけられ、日本の建設業の商習慣もあり、書面での明確な契約ができていなかったことが最大の原因です。中でも2次、3次の場合、ほかのパビリオンに行っていたときに、違うパビリオンの方から「応援に来てほしい」と言われ、そのまま流れで行ったら、「契約書が締結できていない」という理由で未払いとなったケースも、われわれの仲間にあります。

これをふまえ、2024年6月に「第三次・担い手3法」に改定され、今年（2025年）の12月12日に施行されました。その中で「国が適正な賃金水準の目安」（標準労務費）が示され、これを参考に今後単価を設定することになりました。基準値を下回ると建設Gメンに訴えることができ、是正勧告や業者を公表する罰則もつきました。

また、発注者にも「コミットメント条項」を付けることにより、2次、3次の下請けまで労務費が削られることのないようにという契約を結ぶことが決まりました。

京都府は設計労務単価で仕事を出しています。最終まで（労務費の行き渡りを）調査しない現状があります。法律改正にともない、最後まで見届けさせることが、われわれの今後の課題だと思っています。

今後、この制度に実効性を持たせるには、一人親方を含めて下請け業者が今までの“契約外構一式”などではなく、（建設）キャリアアップシステムのレベルなど、自分や自分の会社の従業員のキャリアをしっかりと示し、それに伴う労務費を明示し、根拠のある書面での見積もりを示すこととなります。これについてはしっかりと学習し、組合員といる試行錯誤しながらですが、がんばっていきますので、よろしくお願いします。

ロスジェネ世代当事者
柿本 礼子氏

同年代に、転職を繰り返す友だちが何人もいます。

何度も面接を受け、狭き門を通り、やっとの思いで新しい職に移っても、数年後には強制的に離職させられ、就職活動がまたイチから始まります。彼女たちの仕事は、図書館司書や学芸員、そして大学職員です。

市の図書館でアルバイトをしている友だちは、20年間この仕事をしてきた大ベテランです。周りからも頼りにされ、彼女が一手に回している業務もあります。でも、月に何度か実家に帰って祖母の介護を手伝っているのも、急な休みに対応できるよう、キッチリした職には就けません。また、小物作家としての収入も、そこそこあるので、責任が増す正規雇用には魅力を感じていません。「ずっとアルバイトのままだがよい」本人がそう思っているでも3年経てばクビを切られます。これは、「雇い止め法」があるせいです。

卒業してから数年間は安定してアルバイトを続

けていました。でも、途中から“雇い止め法”が始まり、そこからは3年ごとに離職をし、半年間のインターバルに本屋でアルバイトをして、また元の職場に戻るというのを何度も繰り返しています。このサイクルに疲れ果て、ベテランは皆、図書館を去っていきました。その席を埋めるのは何も知らない新人です。その新人も3年かけて、やっと育ったという頃には、また抜けていなくなります。本人は帰って来るつもりでも、半年後にまだその席が空いている保証はありません。

この誰も得をしない政策で業務は滞り、サービスの質が低下していることを申し訳なく感じていますし、市民の図書館離れが更に進むのではないかと危惧もしています。

そんな彼女が何よりも煩わしく感じているのが、保険手続きです。離職をするたび国保と社会保険を行ったり来たりし、そのたびに大量の書類提出が必要なので、「もういい加減にしてほしい」と言っています。

また別の大学職員の友だちは、やっと有期雇用スパイラルから脱出できましたが、新たな悩みを抱えています。

一緒に有期雇用で働いていた仲間の内で、彼女一人だけが正規職員になってしまったので、何となく周囲に気を遣って残業を一人で引き受けています。「やっと安定した職を得た」と最初は喜んでいましたが、役職が付き、給料が上がらない割にどんどん責任は増していきました。今では土日も夜まで出勤し、平日はそれ以上に遅く帰宅する、という生活を続けています。

部下となった妻子持ちの男性は、今年で雇い止めなので、妻から「テイ良く使い捨てされるのね」と言われたとグチを言っています。前なら、同じ立場だったから笑い合えたけれど、今はそれに何と答えたら良いのか分らないと嘆いています。やっと勝ち取った正規雇用だけど、ステップアップではなく、ステップダウンのために転職しようかと最近考えるようになりました。

ですが、また書類選考、筆記試験と適正検査をし、面接を何度も受ける一年がかりの就職活動を

開始するのかと思うと気持ちが落ち込みます。採用基準には年齢の壁があるので、動き出すなら早くしないと1と焦りはありますが、これから先の両親の介護を念頭に入れたら就職活動となるため、なかなか思い切れません。10年後はどうなっているのか、全く先が見通せず不安しかないのが現状です。

私たちの世代は、生きて来たほとんどが「失われた時代」です。就職氷河期に何とか就職したのに、周囲から結婚の圧をかけられ、結婚したらしたで出産と離職を促されました。子ども一人を育て上げるのに、最低でも5000万円かかると言われる時代。習い事などで家計はいつも火の車です。共働きの“二馬力”であっても十分な所得は得られず、子どもに構う時間を削ってまた働く…。

こんな状態なので、結婚率と出生率が低いのは当たり前だと思うのですが、熱々の焼石にスポイトの水を一滴垂らし、やった気になっている行政には怒りを通り越し、呆れを感じています。

「あと10年生まれるのが違っていたら、今頃は違う生活をしていただろう」と、易々と内定を集める若者たちを見ながらいつも思っています。凶悪事件を起こす同年代が世間を騒がせるたびに、自己責任論による“生きづらさ”と“使い捨ての雇用制度”に誰か言及してくれないかと祈るような思いで報道を見ています。これらは、政治が作った制度から始まった混乱なので、元に戻せるのは政治しかありません。「政治が失わせた」時代を取り戻したい」それは私たち世代の悲願です。

私たち世代の多くの人が、「運が悪かった」とあきらめ、受け入れ、適応しようともがいていますが、私は抗いたいと思います。

一人一人が大切にされる社会に転換するために、まずは、国の言いなりにならない人を選挙では選ぼうと思っています。

京都府山科民主商工会事務局長
遠藤 隆之 氏

京都では嵯峨民主府政の時代に、業者の要求に基づいて作った「信用保証協会」の制度融資があります。コロナ禍で借入れをした事業者が返済に苦しんでいます。先日、飲食店の方が金融機関に来月から返済の条件を緩和する条件変更の相談に行きました。

金融機関の担当者からは「メニューの変更や、値上げをしたらどうでしょうか」というアドバイスを受けたんです。実際、値上げに踏み切るのは容易なことではありません。11月21日から最賃が上がっても価格を上げることに躊躇して、物価高騰の中でも値上げはなかなかできないと悩んでいます。

人件費を上げると経営者の手取りが減り、自分が最低賃金以下になってしまいます。

一方ある介護事業者の方が、嬉しいことに会社の利益は結構出て、「職員のがんばりを評価しボーナスを増やしたが、税金を引かれ思ったほど職員には渡せない、なんとかならないんでしょうか…」という声を上げていました。

賃上げしたら社会保険料をはじめ税金の負担が上がってしまいます。今年、税制改正があり、基礎控除をはじめ大きく変わり、気をつけないといけないと私は思っています。

先の参議院選挙では国民が求めた争点は、消費税の減税でしたが、現政権は何もしていません。物価高騰対策となると「地方創生臨時交付金」を使っただけの「おこめ券」発行などしかやっていません。

物価高騰対策について言えば、政府がやる交付金より、消費税の減税が一番簡単で効果的だと思います。この政府が推奨する物価高騰対策の地方創生臨時交付金、これに関して一言ふれておきます。

京都市ではこれを活用して家庭向けには、冷蔵

庫やエアコンの買い替えの補助で、事業者向けには空調や照明、給湯設備の更新費用の3分1を補助する制度が始まっています。これらは地元の事業者から購入することが条件です。この制度について、私たち民商では重点支援助力交付金の大幅拡充と柔軟な活用を、国や自治体に求めてきた運動の成果だと思っています。

地元の事業者からの購入となった経緯は、歴史を振り返りますと、2010年の知事選挙の直前、学校の地デジテレビの導入を大型量販店が独占落札していました。私たち民商はこのことについて申し入れ、京都市では地元の中小企業も受注できるよう改善されました。

この動きのきっかけは中京区の「二条繁栄会」と地元の団体との対話でした。知事選挙の時期で、府政転換を求める署名に「二条繁栄会」が賛同していただき、お礼の電話をしました。そのときに「こんなことゆうてもダメだけとね…」というグチを言われたのです。それを単なるグチに終わらせずに、要求したことで改善にすることができました。

私たち民商は業者の“つぶやき”“要求”を集め、そして署名を集めて選挙で要求実現にむすびつきたいと思っています。

消費税についてですが、消費税は一番税金の滞納が多く、人件費が上がらない原因が消費税です。大企業は「輸出戻し税」という還付制度があります。そんな消費税で、国や地方の社会保障の財源や、労働者の賃金を上げるための補助金などの基幹税にしては絶対いけないと思っています。

今からできることは、地域から一緒に経済を回していくために、「地元業者から冷蔵庫やエアコンを買換えてください」というお願いです。以上、民商の立場からでした。

STOP！雇止め

「3年公募」廃止キャンペーンチーム

小松 洋二 氏

京都府では行政を担う職員は約6000人、そのうち1600人は会計年度任用職員とよばれる非正規公務員です。

京都府ではこの会計年度任用職員を3年ごとにいったん雇い止めし、公募にかけています。その都度、履歴書提出や試験などがあり、今までの実績がリセットされます。

もし、仮に「あなたが会計年度任用職員だったら…」という前提で想像してみてもいいです。

京都府の会計年度任用職員の方は公募があることにより、クリスマスを迎えるこの時期ぐらいから気持ちが落ち着かない状況が続きます。来年度4月から私の雇用は継続されるのだろうか…、そんな気持ちです。

来年度自分が今の席に座りたければ、周りの会計年度任用職員の方とその椅子を巡って争うことになります。いつも仲良くしているあの人も会話がギクシャクします。そして、公募されるのかどうかは3月のギリギリまでわかりません。つまり、ほかのところを受けることすらできません。

仮に採用されなかった場合、4月から就職活動が始まります。こんな不条理な状況であっても、当局は「これは制度だから仕方がない」と言います。これは人の人生を考えた制度になっているのでしょうか。

私たちは7月に全労連が主催する「ゆにきゃん」(Union Camp)で直面する課題を話し合い、3年公募を廃止するためにチームを結成しました。

9月29日・30日にはキックオフ集会として、当事者の思いを伝えるzoomイベントを実施し、11月29日はJR・二条駅前で「ダイアログ」、これは会計年度任用職員の实態をインタビュー形式で明らかにしていくものですが、それ以外にも寸劇や

ストリートミュージックを実施したりしました。

参加していた当事者は、一般の組合員で役員じゃない人もいました。「数か月前までは人前に出て発言するなんて…」と思っていた人たちが、積極的に前に出て発言できるようになりました。

表に出る恐怖を跳ね返す動きができたのはチームでの支えがあったからだと思います。署名も多くのみなさんにご協力いただいて、ついに一万筆を超えています。

このチームに参加した中で、私自身「労働組合って“やればできる”」を体験することができました。労働組合はまだ進化していけるし、楽しくできると感じています。

来る12月22日には記者会見と署名提出、交渉があります。そこに向けて今動いています。そこでぜひみなさんをお願いしたいことが2つあります。

まず1つは今日署名用紙が配られていると思いますが、まだの方は署名のご協力をお願いします。

2つ目に先ほど話させていただいた「X」や「Instagram」のフォローをお願いします。みなさん一筆、一筆の署名やSNSのフォローが当事者の背中を押す大きな、大きな力となります。ぜひご協力をよろしくお願いします。

会計年度任用職員も幸せに暮らせる社会を目指してみなさんと一緒に運動できたらと思います。きょうは時間をいただいて、ありがとうございました。



X



Instagram

齋藤先生からのメッセージ

開会挨拶で京都総評議長がおっしゃっていましたが、経団連が「賃下げは間違いだった」と反省の弁を述べたとのことでした。経団連が賃下げを打ち出していれば、多くの経営者が人件費削減意識を強く持つのは当たり前で、この経営者の意識を和らげるのは、私たち住民・労働者しかいないと思います。

その意味で京都のみなさんで賃上げ補助金等の政策のあり方をじっくり考えていただきたいと思いますが、それと合わせて、地元の商品サービスを利用し、自分たちで地域の経済循環も作り出していきたいと思います。

徳島でも私どものゼミで、徳島県中小企業家

同友会のファンクラブを作り、徳島医労連や徳島生協労組に協力いただいて応援をしています。また私どものゼミで、公正取引委員会にも「下請け叩きをやめさせる活動にもっと力を入れてください」というような要望もしています。

先ほど経営者の方からご発言がありました。が、少しでもご安心いただければと嬉しいかと思えます。そして、賃上げでもって京都の労働者の皆さんを支えることもより喜びとしていただければと思いますので、労使共に支え、語り合う形をつくりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。



閉会あいさつ

京都府職員労働組合委員長

高橋 幸信 氏



本日は寒い中、みなさん、大変お疲れ様でした。齋藤先生のお話や、また特別報告、みなさんの発言から今の時代にいかに質上げが大事なのか、改めて明らかになったと思います。

また、日本の経済成長の低成長化の中心問題が、非正規雇用だということが強調されました。また、フロア発言の中で、ロスジェネ世代の方の「生まれる時代が10年違えば」、「世界に抗っていかう!」、こういった発言がとても胸に迫るものがありました。

先ほども言われましたが、京都府の会計年度任用職員の「3年公募廃止」を求める運動が大詰めになっており、当局との交渉を5日後に控えてい

ます。当事者9名が参加して自分の思いを伝えようと意思統一をしています。他府県から一歩も前に出ないような、そんな知事の下での交渉ですので難しいものになると思いますが、職場の仲間といっしょに運動をさらにひろげていきたいと思っています。

また、知事のあり方を問う来春の知事選挙がいよいよ重要になってきています。きょうの学びを力にいっしょにみなさんたたかいをひろげていきましょう。

本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。(拍手)

資 料

2025年度 京都地方最低賃金審議会答申

京 都 労 働 局 長
角 南 巖 殿

京都地方最低賃金審議会
会長 岩 永 昌 男



令和7年度 京都府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月17日付け京労発基0717第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、材料費、エネルギー費などの高騰を背景として、労働者の生活状況及び中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が悪化している現状を踏まえ、以下のことを要望する。さらに、本要望については、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求める。

1 物価高騰対策の実施

現在、最低賃金付近で働く労働者が抱える生活上の課題は、急激な物価高騰に大きく起因している。この問題に企業負担となる最低賃金の引上げで、専ら対応しようとすることは適切ではなく、政府が主体的に取り組むべき政策課題と考える。まずは抜本的な物価安定に資する対策を政府や地方自治体等、行政機関が主体的かつ積極的に講じるよう強く要望する。

2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備

政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済の実現」を達成するためにも、生産性向上に向けた「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等現行補助制度の思い切った要件緩和や拡充、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する。

3 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの影響軽減策の実施

今回の最低賃金の引上げが中小企業・小規模事業者の倒産や廃業の増加につながらないようにその影響を軽減するために、特に、①業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと、また、②非正規労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金等の各種助成金制度の拡充、③賃上げを行う企業に対する法人税の優遇措置である賃上げ促進税制の見直し・拡充、さらに、④賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を強く要望する。

4 「年収の壁」による就労調整が起こらない制度の改正

多くの企業が慢性的な人手不足となっている中、各種の「年収の壁」があることで、最低賃金の大幅な引上げが就労調整につながっていることは大きな課題である。所得税法上の扶養、社会保険制度における扶養又は第三号被保険者に関する所得要件について、人口構成や社会環境の変化も踏まえ、最低賃金の引上げが就労調整につながることをないよう、抜本的に再構築することを強く要望する。

5 最低賃金の地域間格差による労働力流出の防止

最低賃金の地域間格差による労働力移動は当審議会においても昨年度から重要課題として議論となっている。しかしながら、これは都道府県を超える広域的な現象であり、各地方最低賃金審議会で解決できる内容ではない。特に、外国人労働者の労働移動が拡大することも今後予想される。中央最低賃金審議会において最低賃金の地域間格差と労働移動の実態を把握し、抜本的な対策を講じられることを要望する。

6 最低賃金の発効日

昨今の最低賃金の大幅な引上げに伴い、発効日に関する労使双方の見解にも相違が生じている。使用者代表委員からは、年末の就労調整への対応のみならず、給与改定の影響が相当数の正規社員にも及び、短期間での改訂処理が企業に過大な負担をもたらすことから、発効時期を先送りすべきとの意見が出された。他方、労働者代表委員からは、最低賃金は労働者の生存権に関わる重要な問題であり、一刻も早く発効すべきとの主張があった。

これらの課題は全国共通であり、各地方ごとに判断すべき問題ではなく、中央最低賃金審議会において一定の方針を示していただきたい。

7 本年度の審議会運営

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目

安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。」との方針が示された。

京都地方最低賃金審議会においても、これを踏まえた議論を行うべく、具体的な補助金や交付金の内容や規模の提示を見込んでいた。しかしながら、現時点に至るまで当該支援策の詳細についての情報が示されなかったことで、審議会における議論が進展しないなどの大きな影響を受けたと言わざるをえない。

このような状況は、最低賃金審議の実効性のある審議の確保の観点からも極めて残念な事態であり看過できないと考えている。この点について、京都地方最低賃金審議会として遺憾の意を申し述べるものである。

加えて、閣議決定された「中小企業・小規模事業への大胆な後押し」については最低賃金に関わる事業者を一者たりとも取りこぼさない、賃金上昇で受ける経営的負担に対する直接的な実効ある大胆な支援を必ず実行されることを政府に強く要望する。

以上の意見があったことを付言する。

別紙

京都府最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
京都府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,122 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年11月21日

報告資料

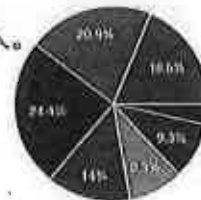
「くらし・働き方の実態アンケート」中間報告 & 西脇府政の雇用・産業政策とは？

2025年12月17日 日本共産党京都府会議員団

「くらし・働き方の実態アンケート」中間報告①

〇くらし・働き方の実態アンケート

- ・目的：異常な物価高が続く中で、暮らしや働き方の実態をリアルにつかむと同時に、「就職氷河期世代」や「失われた30年」が暮らしや働き方にどのように表れているかをつかむ。
- ・アンケート期間：11月13日、11月26日、12月1日～12月17日
※ネットでの回答も。
※烏丸御池と四條烏丸の街頭で昼休み・夕方
- ・参加 全議員、事務局が手分けして行う。のべ参加者数70人。
- ・アンケート回収数 86件
- ・アンケート回答の基本データ
男女比は女性53%、男性42%。
年代別20～60代の現役世代が77.9%。30代～50代の就職氷河期が47.7%

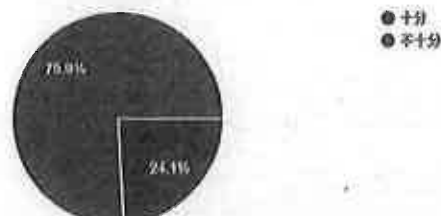


● 10代
● 20代
● 30代
● 40代
● 50代
● 60代
● 70代以上

「くらし・働き方の実態アンケート」中間報告②

○今の賃金は？ 不十分75.9%、十分24.1%。

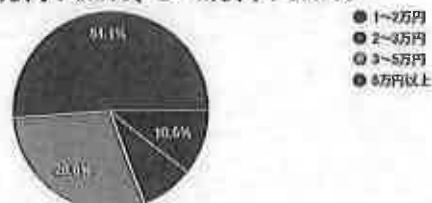
「十分」と回答された中には、
「贅沢は言えない。でも将来を考えると…」や
「同世代と比べるともらえている方だから」などの
声も聞かれた。



○必要な賃上げ 5万円以上：51.1%、3～5万円：29.8%、2～3万円：8.5%、1～2万円：10.6%

「必要な」という問いに、今の暮らしを想像する人、
子どもの成長など将来を想像する人など様々。

5万円とすると、月20日、1日8時間で時給換算312円の引き上げ
に相当。



○賃上げ 「上がった」30.4%「変わらない」60.8%「下がった」8.9%

「くらし・働き方の実態アンケート」自由記入

・働いても生活は文化的とは程遠く、心身ともに疲弊するだけ。人間らしい生活をさせてください！（50代・正規事務職）

・子どもが高校・中学・小学。物価高と育ち盛りで毎月カツカツ。部活用品、遠征費、学用品の値上げの案内が来た。親の老後を考えたら不安だらけ、考えないことにした。（40代・正規介護職）

・就職氷河期世代でいろいろな職業を経験した。相談できる場所、話し相手がいない。仕事をください。少しは安定した未来が欲しい。（50代・アルバイト物流関係）

・親が低年金でまだ働いている。いよいよ働けなくなったらどうやって暮らしていくのか。平均かそれより下の収入の人は、病気など何かトラブルがあると暮らしていけなくなる段階に来ている。（50代・団体職員）

「くらし・働き方の実態アンケート」④

○アンケート対話を通じて感じていること

- ・ 20代の回答に給料30万円との回答がみられる一方で、40代、50代の正規雇用の方でも、月の給料が20万円台や10万円台という回答がみられる。
- ・ 回答者の一定数（約70%）に、「これまでの職歴を教えてください」という問いに、前職や前々職などを記入しており、職を転々とされていることがうかがえる。そのうちの70%が30～50代の就職氷河期世代となっている。
- ・ 物価高がさらに進む中で、どの世代でも抜本的な賃上げは待ったなし。同時に、失われた30年の中で、不安定な雇用を転々としながら、今なお低収入の状況にある層が垣間見える。
- ・ 失われた30年を繰り返さないための、思い切った賃上げと合わせて、不安定雇用・就職氷河期対策をどう取り組むのかも大きな課題。

西協府政2期8年（2018年～）の経済の概況

- ・ 2018年：大阪北部地震、西日本豪雨など災害が頻発。事業継承の困難などを理由に、倒産・休廃業が前年比15%以上増。
- ・ 2020年～：新型コロナ。学校の一斉休校、緊急事態宣言など影響が一気に深刻に。
- ・ 2022年～：アベノミクスの円安政策&ロシアのウクライナ侵略をきっかけに物価高。約3年で物価が7～8%上昇（生鮮食料品除く）。2024年の倒産350件（12年ぶりの高水準）、休廃業1226件（府内企業の4%、約1400人が退転職？）
- ・ 北陸新幹線延伸は4年連続で着工出来ず（調査費約40億円...）。府立大学体育館の京都アリーナ（仮称）計画は「断念」に。大阪・関西万博「大成功」の陰で...

西脇府政2期8年の間の府内企業の倒産件数の推移とその要因

倒産件数	前年比増減率	主な変動要因
2017年 251件	-	
2018年 265件	+5.6%	景気の緩やかな拡大が続く一方、体力に乏しい中小企業で、後継者不足や競争激化による倒産が継続。
2019年 232件	-12.5%	金融機関によるリスケジュール対応などで倒産が抑制され、件数が減少。
2020年 258件	+11.2%	新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に上半期に、観光・宿泊・飲食業を中心に倒産が急増。
2021年 188件	-27.1%	コロナ対策の強力な支援策（ゼロゼロ融資、雇用調整助成金など）が効果を発揮し、統計史上でも異例の大幅な件数抑制となった。
2022年 231件	+22.9%	支援策による抑制効果が弱がれ始め、業績回復が進まない企業を中心に倒産が増加に転じた。
2023年 302件	+30.7%	ゼロゼロ融資の返済本格化に加え、物価高や人手不足といったコスト要因が企業経営を圧迫し、倒産が急加速。
2024年 350件	+15.9%	高水準が継続し、「物価高倒産」「人手不足倒産」が件数をけん引。2012年以来12年ぶりの高水準を記録。

西脇府政の雇用・産業政策①

〇コロナ対策での取り組み

ゼロゼロ融資や雇調金、緊急事態宣言などに伴う休業要請などへの協力金など国が予算化するものは実施するが、影響が長期化する中で、固定費への補助など事業継続そのものへの直接支援を求める声には、「影響が予想できなかった形で幅広く、あらゆる分野に波及している」（2020年予算特別）としながら、最後まで「国に求める」と自ら取り組むことには背を向け続けた。

〇金融・経営一体型支援体制強化事業

・ 中小企業持続経営支援補助金

中小企業の経営安定と成長をサポートする「ステップアップ枠」の中に、「賃上げ枠」（※R6年のみ）が初めて盛り込まれる。

→窓口となった20商工会で予算は2900万円で29件分。1商工会あたり1～3件分しか枠がなく、広く公募が出来ないなどの声が現場から。結果、利用は28件で賃上げされた労働者は28人という事態に。2025年度予算で廃止。

西脇府政の雇用・産業政策②

○最低賃金の引き上げへの対応

- ・2016年以降、政策的な最低賃金の引き上げ。

「全国加重平均を早期に1,000円にする」「毎年3%程度の引き上げ」安倍政権・菅政権

↓

「2030年代半ばまでに1500円」岸田政権

↓

「2020年代中に1500円」石破政権

↓

「物価上昇に見合った賃上げは必要」「数値目標を示すことは難しい」「まずは賃上げできる環境づくり」高市政権

- ・「引き上げのレベルは妥当」「賃上げは労働者の生活にとっても、地域経済の活性化にとっても重要」「直接支援は即効性がある」と言うが...

→「直接支援ではなく、持続的に賃上げできる環境づくりを進める」と支援には背を向ける。

→最低賃金審議会で、労使の総意として答申に盛り込まれた「税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策」は、府の国への予算要望から抜いている。

→12月議会に提案された「賃上げ実現緊急支援事業費」も300件分。※府内事業所12万社

2021年6月府議会で「コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働くひとたちへの経済対策・緊急支援対策を求める意見書」全会一致で可決！

※税・保険料の減免、補予を求める項目含む

京都府自身が続ける不安定雇用

○会計年度任用職員の3年公募問題

府職員約4000人のうち、1600人が会計年度ごとの契約の非正規職員（会計年度任用職員）。契約の更新は2回のみで、3年ごとに再度公募に応募して履歴書を出すところから始まる。「一般職員と同様の仕事をしている」「どうして、3年ごとの雇い止めにおびえながら働かなきゃいけないの」「私たちは使い捨てじゃない」と怒りと悲鳴。国は、「公募によらない再採用は2回まで」という通知を撤廃。

○派遣外国語指導助手(ALT)問題

府立高校で働くALTの約1/3が派遣社員となっていて、2023年の契約では月額4万円減、ボーナスが1/3にカットなど異常な事態が発生し、ストライキまで行われる。直接雇用しているALTとの異常な格差、派遣会社のピンはねを放置してきた。

→「会計年度任用職員は非常勤で、職務の内容・責任の度合いが異なる」「処遇は改善している」（12月議会代表質問答弁）。事実上背を向け、不安定雇用を容認する姿勢。

西脇府政の雇用・産業政策③

○一方で、先端産業・大規模プロジェクトは積極的

・北陸新幹線延伸

「日本海側国土軸...国の重要な国家プロジェクト」「丁寧な説明を求めている」

2026年の着工も断念。4年間の調査費約40億円。

・城陽市は「緊急財政対策」

新名神高速道路、アウトレット開発などの大規模プロジェクトが目白押し。府も一緒になって推進してきた。

税収などの安定した財源が人件費などの義務的経費にどれだけ使われているかを示す「経常収支比率」が99.99%に。

・京都アリーナ（仮称）

国のアリーナ改革に基づくもの。←スポーツの成長産業化

「住民の意見も真摯に伺いながらアリーナ整備を進めてまいりたい」といいながら、地域住民の求める地元説明会は事業者との契約後など姿勢はあべこべ。

来春は知事選挙！

国に向き合い、とことん暮らし応援の府政に！

日本共産党京都府議員団 TEL: 075-414-5508 FAX: 075-414-5509

ご清聴ありがとうございました！

京都府会議員団

「くらし・働き方アンケート」自由記述(抜粋)

くらしと働き方のアンケート

日本共産党京都府会議員団
TEL:075-414-5566 FAX:075-431-2916
Mail: glindan@cp-kyotofukai.jp

[1] 年齢 () 代 性別 ☐男 ☐女 ☐答えない

[2] 同居家族 ☐親 ☐配偶者 ☐子ども ☐その他 ()
☐一人暮らし

[3] 居住地 京都市内(北・上京・左京・中京・東山・山科・下京・南・右京・西京・伏見)
京都市外 ()

[4] 雇用形態
☐正社員 ☐非正規社員 ☐パート・アルバイト ☐フリーランス ☐自営業
☐その他 ()

[5] 職種 ()

[6] 今の賃金はどうか。 ☐十分 ☐不十分 低ければ賃金月額 _____ 円

[7] 不十分と答えた方は、月にどれくらい増えたら良いと思いますか
☐1~2万円 ☐2~3万円 ☐3~5万円 ☐5万円以上

[8] この間最低賃金の引上っていますが、あなたの賃金は昨年と比べて上がりましたか
☐上がった(月額 _____ 円) ☐変わらない ☐下がった(月額 _____ 円)

[9] ボーナスはありますか ☐ある(年 _____ 回、 _____ が月分) ☐ない

[10] これまでの満足をお教えてください

[11] いま、毎日のくらしの中で、お困りのこと、不安なことは何ですか
☐雇用 ☐賃上げ ☐税金や社保・国保料 ☐医療や福祉 ☐年金 ☐介護
☐教育や子育て ☐文化 ☐平和 ☐環境 ☐その他 ()
※具体的にお書きください。

[12] 国や京都府に求めたいことをお書きください。

ご協力ありがとうございました！！

「くらし・働き方アンケート」に寄せられたご意見(抜粋)

毎日の暮らしのなかでお困りごとなどを具体的にお書きください

- 10代

● 佛教大学1回生。学費が高いから下宿せずに通学している。(西宮市在住) (10代・女性)
- 20代

● 消費税が高いと思う。(20代・女性)

● 税金が高すぎる。(20代・女性)

● 学費300万円、生活費のためにアルバイトしている。将来は小学校教員になりたい。(20代・男性)

● 外国人が多くなって、日本の文化がどうなるか (20代・男性)

30代

- 国交問題、自分の老後に年金が支払われるか。(30代・回答しない)

40代

- 子どもが高校、中学、小学生です。物価高騰と育ち盛りが比例し毎月カツカツです。クラブ用品や遠征費や学用品も値上げの案内が今年度あり、親の老後を考えたら不安しかなく、考えないことにしました。(40代・女性)
- 政治が悪い方向にばかり進んでいるように感じて、当たり前の人間らしい暮らしすらも、保障されない人々が多すぎる。それも自己責任で政治は見離しているようにしか感じられない。戦争や温暖化など、人類がこの世界で生きられるのが不安にもなる。(40代・女性)
- 結婚相談所にお金がかかる。出会いの機会の提供。ウクライナの戦争が終わってほしい。台湾発言問題の解決を。(40代・男性)
- 簡単にデマに煽動されたり、情報リテラシーが低い人が多い。情報を集める余裕のない人は、仕事や生活に余裕がない。余裕がないのは実質賃金が低いから。(40代・男性)
- お金がないのに誘惑が多すぎる世の中。(40代・男性)

50代

- 正社員でなくなってからフルタイムパートで働いたり、今はダブルワークをしています。国保料、年金の支払いが重くのしかかっています。(50代・女性)
- OTC類似薬の保険外し。(50代・女性)
- 原発廃止、軍事費を減らして税金減らして、労働者の収入を上げて。(50代・女性)
- 国民に負担を強いるばかりで、公的な制度は改悪。自己責任で投資が推奨され、若者はそちらへ群がる。では税金は何に使うの？と腹立たしい。(50代・女性)
- 親が低年金でまだ働いている。いよいよ働けなくなればどう暮らしていくのか。今後改悪が狙われている医療と介護の不安も自分と親を直撃する。(50代・女性)
- 働いても生活は文化的とは程遠く、心身共に疲弊するだけ。(50代・女性)
- 事務職のパート。氷河期世代。正規で働けない。派遣の方が給与がよかった。子育てで非正規でもよいと思っていたが。(50代・女性)
- 仕事や居場所、お金や老後のことなど相談できる場所、話し相手がない。(50代・男性)
- 安月給で貯蓄も少なく何もかもが不安。(50代・男性)
- 物価高。収入からみて、医療費が高い。借家住まいだから、年金では、くらせないかも。引っ越すことも、考えたけど、長年すんでいるし、みんな、なかよしだし、あらたな町で、コミュニティに入る不安もあるから、いまの町にいたい。(50代・男性)
- 大学生の息子の学費。(50代・男性)
- 社会保険、医療費、物価高。(50代・男性)
- 60近いので年金がよくなってほしい。今までは60歳から満額だったのに！上げて。病気になる人もいる。(50代・男性)

60代

- 97歳の高齢者の介護保険を申請しても、門前払いされるから、困っている。(60代・女性)
- OCT類似薬、喘息薬、アトピー薬、鎮痛剤湿布薬などの自己負担が増えたら、病気が確実に悪化する。自己責任論はやめて頂きたい。／障がい者・難病患者へのあらゆる差別・排除をなくし、誰もが生きやすい社会にして欲しい。自己責任論はやめて頂きたい。／障がい者・難病

患者は、雇用、福祉労働において極端な低賃金におかれており、障がい年金もそれだけでは生活ができない程、極めて低額です。障がい者・難病患者の所得保障の早急な拡充対策を求めます。／障がい者・難病患者やその家族は、扶養義務を定めた民法の下に家族に責任、家族介護を前提とした障がい・介護・医療施策では、もはや限界！ケア労働の担い手不足や高齢化も深刻で事業所も厳しい運営を迫られ、倒産事業所も増加中。ケアに手厚い、社会保障・社会福祉の見直しと福祉労働者の処遇の改善を早急に求めます。(60代・女性)

- 観光客を減らしてほしい。(60代・女性)
- 文化的な活動拠点となる場所・会場を確保したい。(60代・女性)
- 生活しやすくしてほしい。(60代・女性)
- 障害年金受給を是非。(60代・男性)

70代
以上

- 介護報酬が減る一方で弱い者の暮らしが成り立たなくなる政治が心配。(70代以上・女性)
- 高市さんは恐ろしい。(70代以上・女性)
- 子育てしやすい制度を充実させたい。(70代以上・女性)
- 週3日ながら働いています。体調も体力も改善されました。働き続けたいです。(70代以上・女性)
- 一人暮らしの高齢者での不安がある。(70代以上・男性)
- 改憲イヤ。(70代以上・男性)
- 年金が少ない。さらに年老いた時の生活(経費など)の不安。(70代以上・男性)
- 文化に家計を割けない。(70代以上・男性)

国や京都府に求めたいことをお書きください

10代

- 高校生1年生。飲食でアルバイト。お金が欲しいです。

20代

- 家賃と学費は親から、生活費は自分で。(20代・女性)
- 給料から引かれる額が高すぎる。(20代・女性)
- 京都市内の家賃が高すぎるのでなんとかしてほしい。京都市内の家賃が高く、パートナーと一緒に住める物件がない。原発ゼロにしてほしい。地震のたびに原発の心配があるから。診療報酬と介護報酬を大幅に引き上げてほしい。医療従事者の賃金が低すぎる。消費税減税してほしい。平和主義の国でいてほしい。気候危機を政策の柱に据えてほしい。貸与型奨学金制度を見直してほしい。パートナーは大学時代に借りた奨学金の返済が30代後半まで続く。貯金ができない。(20代・回答しない)
- 子ども、貧困家庭への福祉、支援が届くことを願っている。(20代・男性)
- 観光地の安心、安全。(20代・男性)
- デマがない政治になってほしい。親がいるうちは心配ないがその先を考えると不安。物価高を何とかしてほしい。生活に必要なものが高。このままで生活できるか不安。(20代・男性)

30代

- 子育て家庭もお年寄りも、みんな安心してらせるためにはどうしたら良いのか考えてほしい。(30代・男性)

40代

- 賃金上げるか、税金下げてほしい。せめて義務教育期間は給食費や制服代、修学旅行代など無償にしてほしい。(40代・女性)
- 保育園がすごく大切。みんな入れた方がよい。0歳～2歳も入れるように(高いので働く条件がないと入れない)。(40代・女性)
- 税金の使われ方が問題。ヨーロッパのように税金高くてもいいが使い方が問題。自民党があまりにひどいので共産党に投票しました。(40代・女性)
- 国には消費税を下げてほしい。医療介護福祉教育に予算をつけてほしい。軍事費を減らしてほしい。京都府には、北陸新幹線を絶対に廃止してほしい。軍備を廃止してほしい(祝園弾薬庫、舞鶴のトマホーク、京丹後のXバンドレーダー)。病院や診療所を増やしてほしい。休日診療所を増やしてほしい。不登校の子どもの対策を、真剣に取り組んでほしい。高齢者の医療費窓口負担を減らしてほしい。国の悪政から暮らしが守られるような京都府独自の、支援や補助金の予算を大幅に暮らしに回してほしい。(40代・女性)
- 婚活したい。子育てへの経済的支援。医療費を安く。(40代・男性)
- 中小企業対策、子育て支援。(40代・男性)
- 平和が続きますように。(40代・男性)
- 国や府は頑張っていると思っている。(40代・男性)
- 日本はアメリカ言いなり、京都は政府の言いなりをやめてほしい。ちゃんと交渉してほしい。(40代・男性)

50代

- 税金は一般庶民のために使って欲しい。(50代・女性)
- 自民の言うこと聞くな、高市やめて、西田やめさせて、原発NOと言え。(50代・女性)
- 「私たちに人間らしい生活をさせてください！」(50代・女性)
- 平均かそれより下の収入の人は、病気など何かトラブルがあればもう暮らしていけなくなる段階に来ている。政治に暮らしを破壊されてきた結果で自己責任と片付けてはいけない。医療、介護、年金、中小企業支援など多くの人の暮らしを支える施策に転換するべき。(50代・女性)
- 103万円の壁をなくすのは喜ばしいことですが、同時に市府民税の課税最低限の金額も上げてほしいです。国保料は下げてほしいです。(50代・女性)
- 大阪コメ券等給付がある。非課税対象以外がない。娘のタブレット負担大。これから大学へ。(50代・女性)
- 長期的なビジョンで物事を進めていただきたい。北陸新幹線延伸は中止して欲しいです。(50代・女性)
- 仕事をください。少しは安定した未来が欲しいです。(50代・男性)
- 武器に金を使うな。福祉、教育に回せ！(50代・男性)
- 靖国参拝など高市の考え方ダメ。アメリカべったり。台湾有事発言。共産党支持している。マスコミ報道も右傾化している。日本の経済力の底上げを。(50代・男性)
- 学校教育、学校の環境をもっと良くしてほしい。給食やクーラーの設置、教員の過重負担軽減。駐輪場や公衆トイレをもっと増やしてほしい。(50代・男性)

- 福祉施設職員への処遇改善。(50代・男性)
- いっぱいありすぎて、具体的に書けない。低収入でも、暮らしに不安のない府政を願う。勤め人は、勤め先の経営者の能力による支払い収入だから、どうにもならん。また、経営者から、きられると、収入があがらない。でも、ゴマすりもできない。したくない。収入をあげる制度があったとしても、わたしのような、きられ者には、おそらく利用しないだろう。全員が、ひとしく、賃上げできる制度が必要だとおもう。(50代・男性)

60代

- よく、子育て世代への支援とテレビでも言っていますが、それも大事だけど、子育て世代以外の人も生活は苦しいと思います。平等になればと。(60代・女性)
- 国民の生活に目を向けた施策をして欲しい。(60代・女性)
- 軍事費の増額やめて〜。もっと私たちの生活に税金を使って〜。(60代・女性)
- 国保料が高い。(60代・女性)
- 蜷川府政のころは良かった。(60代・女性)
- 国民、府民本意の政治。(60代・男性)
- このままでは国民とかけ離れていく。仕事は全部丸投げ。65歳になるとボーナスなし、年300万円以上減る。やることは変わらない。(60代・男性)

70代
以上

- 教育、福祉、介護への予算の増額。(70代以上・女性)
- 唯一の被爆国である日本が核兵器禁止条約の批准をすること。軍事費よりも福祉に予算をまわしてほしい。温暖化対策。原発再稼働反対。(70代以上・女性)
- 北陸新幹線延伸反対(70代以上・女性)
- 今現在はどうか生活していますが、職がなくなると年金だけでは生活できないのが心配です。(70代以上・女性)
- 全ての府民の生活が安定して、軍拡などにお金を使うのではなく文化活動などに時間が使えるような国、京都府になってほしい。(70代以上・男性)
- 戦争・軍拡への不安。大企業・アメリカいいのりの政治・経済。一時給付でなく恒常的な賃上げと物価対策。(70代以上・男性)
- 平和外交に努力せよ。自然エネルギーに全面転換。文化予算を増やして子どもたちに良い文化を経験させたい。(70代以上・男性)

最低賃金まるわかりーフ

生協労連 2025年11月

最低賃金まるわかりーフ

正規もパートも賃上げのカギは『最低賃金』にあり！

～知って動いて未来を変えよう～

「最低賃金」という言葉を知っていますか？最低賃金は法律に基づき、時間給の下限を定める制度です。しかし、日本の最低賃金は、水準が低すぎることや都市部と地方で格差があることなど、いくつもの問題を抱えています。すべての人が、自立して人間らしい生活が送れるように、最低賃金制度を変えていくことが必要です。

このリーフで現状を知り、賃金アップの未来を一緒に作りましょう。

1. 最低賃金の問題点

★ 1,121円では自立した生活はできません！

2025年度の最低賃金は、全国加重平均額で1,121円となり、すべての都道府県で1,000円を超えました。しかし25歳の単身者が自立した生活を送るには、全国どこでも時給1,700～1,800円以上（月28万円以上）が必要であることが、最低生計費試算調査で明らかになりました。

最低賃金で働く生協のパートは、子どもとの時間を削って仕事を掛け持ちして働いても、貯蓄はできず食費を切り詰め、病院に行くことをためらう、自分の収入だけでは生きていけないなど、厳しい現実を抱えています。※欧米諸国はすでに2,000円台。日本の低さが際立っています。



★ 正規職員も影響を受けています！

～都市部と地方で大きな年収格差～

最低賃金はパートの時給の問題と捉えられがちですが、正規職員の初任給や年収にも影響しています。「帝国データバンク」の調査では、正規・パートを問わず、採用時の賃金が最も高いのは東京で、低いのは青森や秋田、鹿児島などの最低賃金がCランクの地方でした。

都市部と地方の格差の原因は、最低賃金が都道府県ごとにA・B・Cとランク分けされているからです。Aランクの東京の最低賃金1,226円に対し、Cランクの高知、宮崎、沖縄は1,023円と、その差は203円です。これは、フルタイム労働者の年収に換算すると、40万円もの違いになります。「仕事内容が同じなのに、働く地域で賃金水準が違うのはおかしい！」と、怒りの声も上がっています。



こちら

あなたの県の最低賃金は？

<あなたの月給を時給に換算してみよう！> ※基本給で計算してみよう

月給 円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時給 円 ÷ 最低賃金額 (円) 円

初任給を時間給に換算してみた！(所定労働時間を160時間と仮定)

2024年度に採用された生協の正規職員の初任給は、関東エリアが高い水準となっており、概ね24～25万円でした。それでも、最低生計費試算調査が必要とした28万に届いていませんし、時間給に換算すると1,500円程度です。最低賃金が全国一律で1,800円になれば、正規職員の給与もアップします。

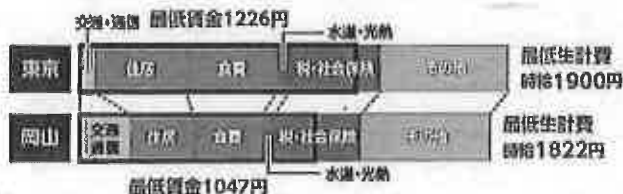
えっ!!うちの初任給は時給1,500円に全然届いていないゾ!

2. どうすれば賃金は上がる？解決への3つのプラン

★全国一律の最低賃金制度にしよう！

世界の最低賃金は「全国一律」がスタンダードです。狭い国土の日本で、地域ごとに格差を設ける必要があるでしょうか。地域別最低賃金のもとで、より多くの収入を得るため、地方の人たちが都市部に移住していることが問題となっています。地方の「少子・高齢化」に拍車をかける「地域別」から、「全国一律」の制度に変えていく必要があります。

※下の図は東京と岡山の「最低生計費試算調査」の比較です。自立して生活するために必要な費用はほぼ同じ。



しかし最低賃金で比較すると
 東京都の最低賃金＜月給換算＞
 $1,226円 \times 160時間 = 196,160円$
 岡山県の最低賃金＜月給換算＞
 $1,047円 \times 160時間 = 167,520円$
 なんと月に約3万円の差が…

★賃金は生計費に足りることが原則！ ～都市部と地方で大きな年収格差～

日本の最低賃金が低すぎるのは、法律の規定（仕組み）が影響しています。その条文には「企業の賃金支払い能力を総合的に考慮する（最賃法第9条）」との規定があり、労働者の生活は二の次にされてきました。このような条文があるのは世界で日本だけです。

「生計費」がまかなえるように、最低賃金を大幅に引き上げることが重要です。そのためには、「企業の支払い能力を考慮する」条文を削除する法律の改正が必要です。

★中小企業を支援することが大切です！

最低賃金の大幅引き上げは、中小企業への支援と切り離せません。日本の労働者の7割が働く中小企業では、経営が厳しく簡単に賃金を上げられません。一方の大企業は、利益が増え続けて内部留保（ため込み利益）は561兆円にものぼっています。

大企業への優遇を見直し、適切に「税」を徴収して、増えた税収は中小企業への支援の財源にすることが必要です。生協労連は、中小企業支援策の一つとして、社会保険料の一部を国が負担することを訴えています。



3. あなたの署名が社会を動かす！広がる私たちの運動

★署名に賛同する議員が大きく広がる

私たちが毎年取り組んでいる請願署名は、最低賃金の全国一律制度への法改正を求めています。請願署名は、その署名に賛同する議員（紹介議員）とが必要です。紹介議員は、私たちの運動（国会議員要請）で年々増えており、2024年度は紹介議員が136人（全議員数713人）と最多となりました。署名への賛同が、着実に国会に広がっています。

★請願署名は大きなパワーを持っている！

請願署名は、労働者・市民の声を直接政治に届ける重要な手段です。最低賃金の改定額が徐々に大きくなってきたのは、署名の取り組みで世論と運動を広げてきた成果です。今後も、最低賃金の要求の早期実現をめざして、1筆でも多く請願署名を集めましょう。





2025 賃上げ・雇用シンポジウム「失われた30年」を打ち破ろう！もっと報われる社会に

日本共産党 京都府議会議員団

2026年2月 発行

発行／日本共産党京都府議会議員団

TEL075-414-5568

WEB <https://jcp-kyotofukai.gr.jp/>

E-mail giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	197		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費 ~~(資料作成費)~~ ・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	賃上げ・雇用シンポジウムパンフレット				
支払金額	911,295	按分率	100%	計上額	911,295
按分率の考え方					
備考	振込手数料含む				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

3/10

08-03-10	B W	*910,800	か)カンサイヨグトウイン
08-03-10	B W	*495	振込手数料

請求書

197

〒602-8570
京都市上京区下立売新町西藪之内1

日本共産党京都府会議員団 様

株式会社西共同印刷所
〒531-0076 大阪市北区大淀中3-15-5
TEL 06-6452-7188 (総務部)
登録番号 T11200001062522

＜振込先＞ かんサキヨウダイサツ
三井住友銀行 梅田支店 普通3839197
三菱UFJ銀行 梅田支店 普通3859640
近畿労働金庫 梅田支店 普通9006662

請求No. ■■■■■
顧客No. ■■■■■
担当者：和泉友子

下記の通りご請求申し上げます。

税抜計(10%)	消費税(10%)	
828,000	82,800	

合計金額
910,800

日付	区分	商品名	数量	単価	金額	備考
2026/02/24	売上	2025賞上げ・雇用シンプジウムペンフレット	1,700		828,000	
				小計	828,000	

【ご入金時お願い】お振込みの際は「請求№」のご入力をお願いいたします。インボイス制度に伴い、振込手数料は貴社のご負担にてお願いいたします。何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

資料購入費

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	198		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞・雑誌購読料 4月分				
支払金額	10,355	按分率	100%	計上額	10,355
按分率の考え方					
備考	「赤旗日曜版」「京都民報」「前衛」「経済」「議会と自治体」「学習」「女性のひろば」「赤旗縮刷版」「民青新聞」				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/16

【請求内訳】			
新聞・雑誌名		定価	部数
日曜版	4月	990	1
京都民報	4月	680	1
前衛	4月	744	1
経済	4月	1049	1
議会と自治体	4月	794	1
月刊学習	4月	387	1
女性のひろば	4月	316	1
「赤旗」縮刷版	4月	4715	1
民青新聞	4月	680	1
前衛臨時号	4月	990	

領収書

日本共産党府会議員団 様

10,355 円

2025 年 4 月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府委員会

日付	4/16	振替	印
----	------	----	---

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	199		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「こうして府立植物園は守られた」				
支払金額	1,500	按分率	100%	計上額	1,500
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/18

領 収 証

No. _____

共産党府会議員団様

2025年 4 月 18 日

★

1,500 円

但 こうして府立植物園は守られた

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒606-0851

京都市左京区下橋本ノ木町62-2 森澤方

京都府立植物園整備計画の見直しを求める会

別称：なからぎの森の会

コクヨ ウケ-78

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	200		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「公明新聞」 4月分				
支払金額	2,270	按分率	100%	計上額	2,270
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/25

新聞購読料 領収証
日本共産党京都府議会議員団 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025年4月分(4/01~4/30) 領収日 4月25日

領収金額 ￥2,270

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 茂龍 哲生
登録番号:T7810807775778
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
奥町238-2
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込No. [REDACTED]



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	201		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)事務所費・事務費・人件費				
支払内容	日刊「しんぶん赤旗」 4月分				
支払金額	3,497	按分率	100%	計上額	3,497
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/28

日本共産党京都府議会議員団 様

しんぶん
領収書 赤旗

2025年4月分

3,497円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
京都市北区紫野雲林院町78
Tel.075-441-4655
日本共産党京都北地区委員会

8%対象	3,238円(税抜)	消費税	259円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
4/28



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	202		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「読売新聞」 4月分				
支払金額	4,800	按分率	100%	計上額	4,800
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/
28

YC 領収書

区

お名前 日本共産党京都府議会議員団 様

府庁議会棟
7年 4月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 セット ※	1	4,800
2			
3			

◇左記の通り領収しました

合 計 4,800円

領収日 年 月 日

※は軽減税率(10.0%対象
(8.0%対象

0円消費税
4,800円消費税

0円)ご愛読ありがとうございます。
355円)引き続きよろしくお願い致します

登録番号 T1130002008143

読売センター御所西
上京区大宮通下立売下ル菱屋町

Tel 075-841-5863

領収印



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	203		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「朝日新聞」「毎日新聞」「日本経済新聞」 4月分				
支払金額	15,300	按分率	100%	計上額	15,300
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/
28

別紙添付

2025年04月度 領収証

日本共産党 京都府議会議員団 様
〒602-8041
上京区下立売通新町西入藪之内町1
京都府議会棟

朝日新聞京都販売(株) ASA府庁前
京都市中京区丸太町通油小路東入
横鍛冶町111-2
(TEL)075-212-8787 (FAX)075-212-8790
T3130001016384



下記、正に領収いたしました。

合計金額

¥15,300 (税込)

8%対象:14,167 消費税1,133

顧客No. : XXXXXXXXXX : 証券No.

[illegible]

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	204		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ 事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」「日本農業新聞」「産経新聞」 4月分				
支払金額	12,900	按分率	100%	計上額	12,900
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/
28

2025年04月分

日本共産党

京都府議会議員団 様

領収証

No. XXXXXXXXXX

銘柄	部	金額
京都新聞※	1	4,900
日本農業新聞※	1	3,100
産経新聞※	1	4,900
合計		¥12,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 年 月 日

--

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥12,900(内消費税 ¥955)

京都新聞堀川販売所

〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル良莠町285

TBL: 075-441-7682

FAX: 075-441-7687

有限会社川元 登録番号 T5130002019731



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	205		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」北版 4月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計上額	3,900
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/
28

2025年04月分

日本共産党

京都府議会議員団 様

領収証

No. XXXXXXXXXX

銘柄	部	金額
京都新聞北版※	1	3,900
合計		¥ 3,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 年 月 日

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥3,900(内消費税 ¥288)

京都新聞堀川販売所

〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル白茱町285

TEL: 075-441-7682

FAX: 075-441-7687

有限会社川元 登録番号 T5130002019731



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	206
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「クレスコ」 2025年度分(290号~301号)		
支払金額	9,900	按分率	100% 計上額 9,900
按分率の考え方			
備考			

(領収書は、重ならな 振替払込請求書兼受領証)

4/30

口座記号番号	001307	通振払込 目金振込 目金振込
	16387	
加入者名	株式会社 大月書店	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	
金額	9900	
ご依頼人	京都府上京区下立売通新町西入 京都府庁内 日本共産党京都府議会議員団様	
料金	日 附 印	
料金	07-04-30	
備考	現金振	

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

2025/04/18

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入
京都府庁内

日本共産党京都府議会議員団様

株式会社 大月書店

〒113-0033

東京都文京区本郷2-27-16

大学通信教育センター

TEL. 03-3813-4651 FAX. 03-3813-4656

http://www.otsukishoten.co.jp

T6010001001461

請 求 書

請求金額 9,900 円

ただし、下記図書代金(消費税等込み)

ご購読図書	今回の請求明細		請求金額	
クレスコ	第 290 号 ~ 第 301 号までの 年間購読料(送料込み・税込み)	9,900 円	第 289 号までの不足分 0 円	請求金額 9,900 円 内消費税(10%) 900 円

誌代は年間購読・前納でお願いしています。下の郵便振替用紙にて2週間以内にご送金ください。
恐れ入りますが現金でお支払いいただく場合、追加料金はお負担いただきますようお願い申し上げます。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	207
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「スポーツのひろば」 2025/6月～2026/5月分		
支払金額	3,803	按分率	100% 計上額 3,803
按分率の考え方			
備考			

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	010500									
	1239									
加入者名	新日本スポーツ連盟 京都府支部									
金額	千	百	十	万	千	百	十	円		
				4	3	6	0	0		
ご依頼人	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL. 414-5566 様									
料金	(領収書込み)		日附印 203 円 内税10%18円 07-04-30							
備考	現金扱									

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

「スポーツのひろば」購読の御礼と購読料前納のお願い

2025年4月4日

日本共産党府会議員団 様

いつも「スポーツのひろば」を御愛読いただき、また新日本スポーツ連盟への御支援、御協力に心より御礼申し上げます。

さて、毎月お届けしてます「スポーツのひろば」の購読料前納のお願いをさせていただきます。

年間購読料は、3,600円(年10回発行・郵送)となっています。

厳しい経済状況の続く折り誠に恐縮ですが、自主的で民主的なスポーツ連盟の財政を支えるために、前納制にぜひ御協力下さるよう、よろしくお願いいたします。

お支払いは府連盟の役員へ、又は同封の払込用紙にて、お近くの郵便局から振込みいただければ幸いです。

なお、次の点に御注意ください。

①特に請求がない限り、領収書は払込用紙控で代えさせていただきます。

②購読料切れの場合でも送付を打ち切るとはいたしませんので、購読の中止の際は大変御面倒ですがFAXなど文書でご通知ください。

日本共産党府会議員団 様の納入状況は以下の通りです。

2025年5月号までの納入済みです。

前納のお願い額 3,600円

訳: 2025年6月号から2026年5月号まで

ご購入いただきましてまことにありがとうございます。これからも何卒よろしくお願いいたします。

※すでにご納入いただいている場合は行き違いですのでご容赦ください。

〒616-8042 京都市右京区花園伊町4 新日本スポーツ連盟京都府連盟
担当 八木 宏・小林 強 FAX 075-466-1793 (TEL 075-466-1792 ※毎週金曜日19:00~21:00)

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	208
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「革新懇ニュース」 2025年度分		
支払金額	2,200	按分率	100% 計上額 2,200
按分率の考え方			
備考	会費1,000円は計上しない		

(領収書は、重ならない)

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	009101	通常払込 付金加入 者あり
加入者名	京都革新懇	
金額	73200	
ご依頼人	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様	
料金	日 附 印 07-04-30	
備考	現金扱	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

2025年4月10日

京都府議会議員団 様

会費及び革新懇ニュース購読料 ご入金をお願い

京都革新懇
TEL 075-606-1523

日頃の京都革新懇へのご支持・ご協力に感謝いたします。

国民が主人公の政治をめざす革新懇運動の役割がますます重要となっております。会員・読者として引き続き協力いただきますようお願いいたします。

つきましては会費・全国ニュース代納入のご案内をさせていただきます。

2025年度賛同会費 1,000円

ニュース購読料(送料含) 2,200円

合 計 3,200円 よろしくお願い致します。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	209	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「日本教育新聞」 2025/4月～2026/3月分				
支払金額	33,000	按分率	100%	計上額	33,000
按分率の考え方					
備考					

(領収書)

C/V 収據証人印捺印欄

(捺印欄)

4/30

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

0001508	196500	日本教育新聞社	金額	33,000	支払	振替	日本共産党議員団	京都府議会	7.4.30
日本教育新聞社		振替		振替		振替		振替	

この受領証は、大切に保管してください。

請求書

2025年 4月 3日

京都府議会 日本共産党議員団 様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役 小林 幹 長

東京都港区白子 1-1-40

電話 03 (3) 636-7008

《お支払い先》

- ・振替払込 00150-8-196500
- ・銀行振込 みずほ銀行虎ノ門支店 普通預金 2835213
- ・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	33,000 円
-------	----------

読者コード

請求書番号

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品名	部数	期間	金額	備考
前回請求額				33,000 円	2024/04-2025/03
今回入金額				33,000 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2025/04-2026/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2025/04-2026/03

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	210
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「建築とまちづくり」2025/4月～2026/3月分		
支払金額	7,800	按分率	100% 計上額 7,800
按分率の考え方			
備考			

（領収書は、重なら 振替払込請求書兼受領証 あり。）

4/30

口座記号番号	0	0	1	8	0	1	記帳事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	
	132761							
加入者名	新建築家技術者集団							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				7	8	0	0	
依頼人	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様							
料金	日 附 印 07-04-30							
備考	現金扱							

この受領証は、大切に保管してください。

〒 602-8570
京都市上京区下立売通新町西入 京都府庁内
日本共産党京都府議会議員団 御中

請求書

2025/3/20

新建築家技術者集団
〒162-0801 東京都新宿区山吹町361番地
誠志堂ビル3F
代表者 大槻 博
電話 03-8260-9800
郵便振替 00180-1-132761
銀行振込 三菱UFJ銀行江戸川橋支店
普通預金 1170307

建築とまちづくり 誌代

2025年 4月号 ～ 2026年 3月号まで

上記の通りご請求申し上げます。

※ご不明の点がありましたら係までお問い合わせください。

当月御請求額	伝票枚数
¥7,800	
検印	

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	211
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「食べもの通信」 2025/4月～2026/3月分		
支払金額	10,403	按分率	100% 計上額 10,403
按分率の考え方			
備考			

(領収書は、重ならな

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座 記号 番号	0	0	1	9	0	9		
	88386							
加入 者名	食べもの通信社							
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
			4		1	0	2	00
おな ま ご 依 頼 人	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様							
料 金	(消費税込み)		203	円				
日 附 印	内税10%18円 07-04-30							
信 考	現金扱							

この受領証は、大切に保管してください。

株式会社 食べもの通信社

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町1-46

TEL 03-3518-0621 FAX 03-3518-0622

T1010001148927

602-8570

京都府京都市上京区下立売通新町
西入京都府庁内

日本共産党京都府議会議員団 御中

会員番号: [REDACTED]

1部

いつも食べもの通信をご購読いただき誠にありがとうございます。

日本共産党京都府議会議員団 御中

の購読料は 4/10 現在 2025年3月号まで、

ご入金済みです。次年度もぜひご購読をお願いいたします。A

2025年4月号～2026年3月号分 10200円(税10% 税927円)

※本誌は自動継続制です。中止・変更の場合は必ずご連絡ください。 602-8570

本状と行き違いでご入金いただいております場合は、失礼をお許しください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	2/2
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「保育情報」 2025/4月～2026/3月分		
支払金額	9,360	按分率	100% 計上額 9,360
按分率の考え方			
備考			

(領収書は、重ならない)

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00100	5	通常払込 料金加入 者負担
	704060		
加入者名	月刊『保育情報』		
金額	千:百:十:万:千:百:十:円	¥ 9 3 6 0	
ご依頼人	京都府京都市上京区下立売通新町西入京都府庁内 日本共産党京都府議会議員団 御中 様		
料金	日 附 印	07-04-30	
備考	現金扱		

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

請 求 書

2025年03月18日

日本共産党京都府議会議員団 御中

T7011102030332
有限会社ちいさいなかつ社
代表取締役 実方伸子
〒162-0837
東京都新宿区納戸町26-3
TEL:03-6265-3172

下記のとおりご請求申し上げます

合計金額(税込)		9,360円	
号数	数量	単価	金額
月刊『保育情報』 2025年4月号～2026年3月号	1冊 ×12回	780円	9,360円
10%対象計 内消費税額			9,360円 851円

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	213
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「大阪民主新報」 2025/4月～2026/3月分		
支払金額	10,248	按分率	100% 計上額 10,248
按分率の考え方			
備考	前納割引分10,045円と振替手数料203円を計上		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	009406
	46043
加入者名	株式会社 大阪民主新報社
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 9 10 4 1 6
ご依頼人	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様
料 金	(消費税込み) 203円 内税10%18円 07-04-30
備考	現金扱

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

2025年3月14日

日本共産党京都府会議員団 様

大阪民主新報ご購読継続のお願い

大阪市天王寺区空堀町2丁目3号
(株)大阪民主新報社

TEL 06-6777-5562

FAX 06-6777-5574

登録番号 T2120001093005

日ごろ、大阪民主新報をご愛読いただき、また購読料の前納にご協力いただきましてありがとうございます。

大阪民主新報のご愛読と紙代前納へのご協力に心よりお礼申し上げます。

3月9日・16日合併号でお知らせした通り、購読料を改定させていただきます。

前納していただいている購読料が、この25年3月で終了いたします。

引き続きご購読いただきますようよろしくお願いいたします。

購読料は、4月30日までに振り込んでいただいた場合は前納割引を適用させていただきます。

振込は、同封の郵便振込用紙をご利用ください。

なお、銀行振込をご利用の場合は

三菱UFJ銀行 玉造支店 普通預金0044796 (株)大阪民主新報社
宛にお願いします。

購読を中止される場合は、至急ご連絡いただきますようお願いいたします。

記

購読料(送料含む)

購読期間	前納の場合	通常価格
1年分	¥10,045	¥10,416
6か月分	¥5,077	¥5,208
3か月分	¥2,604 (割引無し)	¥2,604

1ヶ月 ¥627+消費税63円+送料178円 合計 868円

1部 ¥162+消費税16円+送料42円 合計 178円

紙面へのご意見、ご感想もお待ちしております。

FAXやEメール(大阪民主新報紙面に記載)もご利用ください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	214
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「世界」 2025年5月～2026年4月分		
支払金額	11,300	按分率	100% 計上額 11,300
按分率の考え方			
備考			

(領収書は、重ならない)

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001600	通常払込 口座加入 者負担
加入者名	株式会社 岩波書店	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 1 1 3 0 0	
おなまえ	602-8570 京都府京都市上京区下立売通 新町西入 京都府庁内	
ご依頼人	日本共産党 京都府議会議員団 様	
料金	07-04-30	
備考	現金扱	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

602-8570

京都府京都市上京区下立売通新町西入
京都府庁内

日本共産党 京都府議会議員団 様

ご購入者コード

拝啓 いつも小社出版物をご愛読下さいまして
ありがとうございます。

かねてご購入の雑誌 世 界 は
今回お送りいたしました 2026年4月号
をもって購読期限切れとなりました。

引き続きご継続下さる場合は、下記振替用紙により
購読料1カ年分 金 11,300 円也 をご送金いた
だきますよう、お願い申し上げます。

ご送金が確認され次第、次号からの継続手続きをさせて
いただきます。

なお、3カ月を経ちましてもご送金がない場合は勝手
ながらご購入の中止手続きをとらせていただきますので
ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、ご案内申し上げます。

敬具

2025年3月7日

* 割引購読料のため、定期購読を中止される場合、期間
途中で解約される場合も返金はいたしません。なにと
ぞご了承下さい。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	215		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ 事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「D-file」「Beacon」 2025年度分				
支払金額	64,240	按分率	100%	計上額	64,240
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001006										送附払込 目金納入 者負担
	34749										
加入者名	イマジン出版株式会社										
金額	千	百	十	万	千	百	十	円			
				¥	6	4	2	4	0		
ご依頼人	京都府京都市上京区下立売通新町 西入 京都府議会内 日本共産党 京都府議会議員団 様										
料金	日 附 印 07-04-30										
備	現金扱										
者											

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

No.

納品書

2025年04月01日

215 頁 1

日本共産党 京都府会議員団 様

14121

下記の通り納品致します。

¥64,240

イマジン出版株式会社
代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
登録番号 T3010001000788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額	
1	D-file 2025年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,640	5,280	
2	D-file 2025年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,640	5,280	
3	D-file 2025年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,640	5,280	
4	D-file 2025年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,640	5,280	
5	D-file 2025年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,640	5,280	
6	D-file 2025年9月発行号(8月号) 合本	1	3,300	3,300	
7	D-file 2025年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,640	5,280	
8	D-file 2025年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,640	5,280	
9	D-file 2025年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,640	5,280	
10	D-file 2026年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,640	5,280	
11	D-file 2026年2月発行号(1月号) 合本	1	3,300	3,300	
12	D-file 2026年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,640	5,280	
13	Beacon Vol.101(春号),Vol.102(夏号),Vol.103(秋号),Vol.104(冬号)	4	1,210	4,840	
14					
15					
摘要	合計	26	10%対象金額	10%消費税額	税込金額
			58,400	5,840	64,240

請求書

No.

2025年04月01日

頁 1

日本共産党 京都府会議員団 様

14121

下記の通り御請求申し上げます。

¥64,240

イマジン出版株式会社
代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
登録番号 T3010001000788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額		
1	D-file 2025年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,640	5,280		
2	D-file 2025年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,640	5,280		
3	D-file 2025年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,640	5,280		
4	D-file 2025年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,640	5,280		
5	D-file 2025年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,640	5,280		
6	D-file 2025年9月発行号(8月号) 合本	1	3,300	3,300		
7	D-file 2025年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,640	5,280		
8	D-file 2025年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,640	5,280		
9	D-file 2025年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,640	5,280		
10	D-file 2026年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,640	5,280		
11	D-file 2026年2月発行号(1月号) 合本	1	3,300	3,300		
12	D-file 2026年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,640	5,280		
13	Beacon Vol.101(春号),Vol.102(夏号),Vol.103(秋号),Vol.104(冬号)	4	1,210	4,840		
14						
15						
摘要		合計	26	10%対象金額	10%消費税額	税込金額
				58,400	5,840	64,240

振込口座 ミズホ銀行エトワパシ(フ)1327831イマジンシュツパン(カ)

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	216		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「建設経済新聞」 2025/4月～2026/3月分				
支払金額	89,375	按分率	100%	計上額	89,375
按分率の考え方					
備考	振込手数料含む				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
4/30					
07-04-30		B W	*89,100	カ)ケンゼツサウジヤイシツフ	
07-04-30		B W	*275	振込手数料	

請求書

登録番号

T8130001036262

602-8570

上京区下立売通新町西入ル 京都府庁内

2025年3月10日

株式会社 建設経済新聞社

日本共産党京都府議会議員団

〒605-0963 京都市東山区大仏南門通大和大路東入一丁目1番1号 TEL.075-541-0328 FAX.075-541-0348

御中

振込先 京都中央信用金庫 駅前支店 当座 0031996
京都銀行 東九条支店 当座 0006212
滋賀銀行 東山支店 当座 0004717
ゆうちょ銀行 109(伊佐ロキウ) 当座 0017554

お客様コード

下記の通り御請求申し上げます。

*誠に勝手ながら、振込手数料はご負担頂けますようお願い致します。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御請求金額	内消費税	合計御請求額
			89,100	6,600	89,100
品名内訳					金額
2025/3/10 A01	建設経済新聞購読料(軽8%) 2025年04月01日～2026年03月末日(12ヶ月)				82,500
	消費税				6,600

※お振込後、途中中止の御返金は致し兼ねます。

※掲載金額について本書と行違いにお支払いの節はあしからずご了承くださいませ。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	217									
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費												
支払内容	「自治日報」 2025/4月～2026/3月分												
支払金額	29,271	按分率	100%	計上額	29,271								
按分率の考え方													
備考	振込手数料含む												
(領収書は、重ならないように貼付してください。)													
4/30 <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">07-04-30</td> <td style="padding: 2px;">B W</td> <td style="padding: 2px;">*28,776</td> <td style="padding: 2px;">(カ)ジチツホウシヤ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">07-04-30</td> <td style="padding: 2px;">B W</td> <td style="padding: 2px;">*495</td> <td style="padding: 2px;">振込手数料</td> </tr> </table>						07-04-30	B W	*28,776	(カ)ジチツホウシヤ	07-04-30	B W	*495	振込手数料
07-04-30	B W	*28,776	(カ)ジチツホウシヤ										
07-04-30	B W	*495	振込手数料										

602-8041
京都市上京区下立売通
新町西入敷ノ内町
京都府議会内 議会議棟
日本共産党
京都府議会議員団 御中

請 求 書

請求No. [REDACTED]

頁No: 1/1

令和 年 月 日

〒102-0033 東京都千代田区千代田4-5
KSL 03-3282-8000
株式会社自治日報
代表取締役 三井 三
登録番号 T6010401013354

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。「自治日報」をご愛読たまわり厚く御礼申し上げます。毎々お手間をおかけして恐縮ですが、購読料金を下記の通りご請求申し上げますのでお支払いいただきますようお願い申し上げます。

敬具

下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額(税込)		28,776 円 (内消費税 2,616 円)		
	件 名	単価(税込)	部 数	金 額
購読	自治日報 2025/04/01～2026/03/31(税込月額@2,398×12ヶ月)	28,776	1	28,776
送付先	日本共産党 京都府議会議員団 御中			

振込銀行 三菱UFJ銀行 麹町中央支店 普通4438792
郵便振替 00100-8-22727
口座名義 株式会社自治日報社 (カ)ジチツホウシヤ
*振込手数料は購読者様のご負担をお願いします

税抜合計	26,160
消費税(10%)	2,616
税込合計	28,776

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	218		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「国保新聞」 2025/4月～2026/3月分				
支払金額	5,595	按分率	100%	計上額	5,595
按分率の考え方					
備考	振込手数料含む				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

07-04-30	B W	*5,100	シャコガイケンコウホリフ
07-04-30	B W	*495	振込手数料

請 求 書

218

〒602-8570

京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府庁内日本共産党議員団室

日本共産党 京都府会議員団 御中

No. [REDACTED]
年 月 日

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-35

全国町村会館内

公益社団法人 国民健康保険中央会

理事長

登録番号 T201000501385



下記の通りご請求申し上げます。

(合計金額 5,100 円 (税込))

名 称	数 量	単 価	金 額
国保新聞年間購読料 令和7年度 (4/1日号～令和8年3/20日号)	1	5,100	5,100
合 計			5,100
(消費税額等 (10%対象)			463 円)
※2ヶ月以内にお振込みをお願いいたします。 ※振込手数料を請求金額より差し引きしないでご入金をお願いいたします。			

振込先：みずほ銀行 ちょうそんかいかんしつちようじ 町村会館出張所 口座番号：(普) 1010036

受取人：(社) しや こんけんけんこうほくからゆうかい 国民健康保険中央会

TEL：03-3581-6821 (代表)

FAX：03-3581-6820

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	219		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「洛タイ新報」 2025/4月～2026/3月分				
支払金額	27,575	按分率	100%	計上額	27,575
按分率の考え方					
備考	振込手数料含む				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/30

07-04-30	B W	*27,300	カ)ラウタインホウ
07-04-30	B W	*275	振込手数料

602-8041

京都府京都市上京区藪之内町
京都府庁内

日本共産党京都府議会議員団

様

2025年 3月 31日

地域新聞

洛夕

発行所 (株)洛夕

代表取締役 長

宇治市宇治里

TEL 0774-22-4109 FAX 0774-20-

登録番号 T7130001033236

振込銀行

京都銀行宇治支店

当座 No.110143

京都中央信用金庫宇治支店

当座 No.3486567

京都信用金庫宇治支店

当座 No.0001130

郵便振替

01030-2-3926

3 月 末 日 締 切		請 求 明 細		1 枚	0028		担 当 ・ 記 事 0001						
前 回 請 求 額		御 入 金 額		繰 越 額		今 回 お 買 上 額		内 税 額 8 ・ 10%		今 回 お 買 上 総 額		今 回 請 求 額	
0		0		0		27,300		2,022		27,300		27,300	

月 日	伝 票 №	区 分	品 番	品 名	数 量	単 価	金 額
03/31		11		R7年4月～R8年3月 洛夕新報購読料	12	2,275	27,300

上記の通り御請求申し上げます。

区分(売上) 1:売上 2:返品 3:商品値引 4:伝票値引 5:その他売上

(入金) 1:現金 2:小切手 3:手形 4:相殺 5:値引 6:振込 7:その他

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	220		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「生活と健康を守る新聞」「生健誌」 2025/4月～2026/3月分				
支払金額	12,731	按分率	100%	計上額	12,731
按分率の考え方					
備考	振込手数料含む				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
4/30					
07-04-30 B W		*12,456	セブンヨウセイカツケン		
07-04-30 B W		*275	振込手数料		

日本共産党府会議員団 御中

いつもご購入頂きありがとうございます。

「守る新聞」 生健誌 請求書

下記のごとくご請求申し上げます

2025年4月～2026年3月分

全京都生活と健康を守る会連合会

2025年4月1日

品名	数量	単価	請求額	備考
守る新聞	12	400	4,800	
同 送料	12	168	2,016	
生健誌	12	400	4,800	
同送料	12	70	840	
同送料			-	
合計			12,456	

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	221
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	新聞・雑誌購読料 5月分		
支払金額	10,355	按分率	100% 計上額 10,355
按分率の考え方			
備考	「赤旗日曜版」「京都民報」「前衛」「経済」「議会と自治体」「学習」「女性のひろば」「赤旗縮刷版」「民青新聞」		

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/16

【請求内訳】			
新聞・雑誌名	定価	部数	
日曜版	5月 990	1	
京都民報	5月 680	1	
前衛	5月 744	1	
経済	5月 1049	1	
議会と自治体	5月 794	1	
月刊学習	5月 387	1	
女性のひろば	5月 316	1	
「赤旗」縮刷版	5月 4715	1	
民青新聞	5月 680	1	
前衛臨時号	5月 990		

領収書

日本共産党府会議員団 様

10,355 円

2025 年 5 月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府委員会

日付	5/16	振替	京都府議会
----	------	----	-------

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	222		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)事務所費・事務費・人件費				
支払内容	日刊「しんぶん赤旗」 5月分				
支払金額	3,497	按分率	100%	計上額	3,497
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

5/26

日本共産党京都府議会議員団 様

しんぶん赤旗
領収書

2025年5月分

3,497円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
京都市北区紫野雲林院町78
Tel.075-441-4655
日本共産党京都北地区委員会

8%対象	3,238円(税抜)	消費税	259円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
5/26



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	223		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「読売新聞」 5月分				
支払金額	4,800	按分率	100%	計上額	4,800
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

5/26

YC 領収書

区域

お名前 日本共産党京都府議会議員団 様

府庁議会棟
7年 5月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 セット ※	1	4,800
2			
3			
合 計			4,800円

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率(10.0%対象
(8.0%対象

0円消費税
4,800円消費税

0円)ご愛読ありがとうございます。
355円)引き続きよろしくお願い致します

領収日 年 月 日

読売センター御所西
上京区大宮通下立売下ル菱屋町

TEL075-841-5863

登録番号 T1130002008143

領収印



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	224		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>貸付金入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「朝日新聞」「毎日新聞」「日本経済新聞」 5月分				
支払金額	15,300	按分率	100%	計上額	15,300
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/26

別紙添付

2025年05月度 領收証

日本共産党 京都府議会議員団 様
〒602-8041
上京区下立売通新町西入藪之内町1
京都府議会棟

朝日新聞京都販売(株) ASA府庁前
京都市中京区丸太町通油小路東入
横鍛冶町111-2
(TEL)075-212-8787 (FAX)075-212-8790
T3130001016384



下記、正に領収いたしました。

合計金額

¥15,300 (税込)

8%対象:14,167 消費税1,133

顧客No. [REDACTED] 証券No. [REDACTED]

[illegible]

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	225		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」「日本農業新聞」「産経新聞」 5月分				
支払金額	12,900	按分率	100%	計上額	12,900
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

5/26

2025年05月分

日本共産党

京都府議会議員団様

領収証

No. [REDACTED]

銘柄	部	金額
京都新聞※	1	4,900
日本農業新聞※	1	3,100
産経新聞※	1	4,900
合計		¥12,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 年 月 日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥12,900(内消費税 ¥955)

京都新聞堀川販売所

〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル自英町285

TEL: 075-441-7682

FAX: 075-441-7687

有限会社川元 登録番号 T5130002019731



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	226		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」北版 5月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計上額	3,900
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

5/26

2025年05月分

日本共産党

京都府議会議員団 様



領収証

No. [REDACTED]

銘柄	部	金額
京都新聞北版※	1	3,900
合 計		¥ 3,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 年 月 日

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥3,900(内消費税 ¥288)

京都新聞堀川販売所

〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル自蔭町285

TEL: 075-441-7682

FAX: 075-441-7687

有限会社川元 登録番号 T5130002019731



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	227
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~食料費~~ ・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「公明新聞」 5月分		
支払金額	2,270	按分率	100% 計上額 2,270
按分率の考え方			
備考			

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/27

新聞購読料 領収証
日本共産党京都府議会議員団 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025年5月分(5/01~5/31)

領収日 5月27日

領収金額 ￥2,270

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 茂籠 哲生

登録番号:T7810807775778

住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
奥町238-2

TEL 075-211-0035

FAX 075-211-0079

お申込№



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	228
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「八鹿高校事件の全体像に迫る」		
支払金額	1,000	按分率	100% 計上額 1,000
按分率の考え方			
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

5/30

領 収 証

日本共産党京都府議会議員団様 2025年5月30日

★ ¥1000-

但 報告化として 八鹿高校事件の全体像に迫る、
上記正に領収いたしました

内 訳 〒606-8691 京都市左京区富野西開町34-11

税抜金額

消費税額等(%)

公益社団法人 部落問題研究所

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

登録番号 〒2350005002514

登録番号

GR1020

八鹿高校事件の 全体像に迫る

大森 実

部落問題研究所

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	229
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ ・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	資料と解説「社会保障」 2025年度分		
支払金額	4,043	按分率	100% 計上額 4,043
按分率の考え方			
備考			

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	1	2	0	6		
			5	5	7	5	9	3
加入者名	中央社会保障推進協議会							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	3	8	4	0
ご依頼人	日本共産党 京都府 議員団 様							
料 金	(消費税込み)		日 附 印					
	203 円		内税10%18円 07-05-30					
備考	現金扱							

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

602-8570

京都府京都市上京区藪ノ内町
京都府庁議会棟 内

日本共産党 京都府会議員団 様

読者番号

229
中央社会保障推進協議会
110-0013 東京都台東区入船4-16-5
日本医療労働組合連合会
Tel 03-5868-1631

請求書（社会保障誌代）

いつも資料と解説「社会保障」誌をご購読いただきありがとうございます。

期間	回数	数量	単価	送料	請求額	合計請求金額
2025/05-2026/04	6	1	550	90	3,840	3,840円

上記金額を請求申し上げます。

請求日 2025/5/15

※ 振込先 中央社会保障推進協議会

◎ 中央労働金庫 荒川支店 普通 123474

◎ 郵便振替票番号 00120-6-557593 (用紙を同封いたします)

◎ 郵便振替口座 当座 〇一九店 0557593

振込み手数料は、読者様でご負担いただきますようお願い申し上げます。

(読者番号

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	230
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ ・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「季刊公的扶助研究」 277~280号		
支払金額	3,403	按分率	100% 計上額 3,403
按分率の考え方			
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

5/30

振替払込請求書兼受領証

口座 記号 番号	0	0	1	9	0	6
	1	4	7	8	4	7
	加入者名 公的扶助研究編集委員会					
	金額 千 百 十 万 千 百 十 円 3 2 0 0					
ご依頼人	おなまえ 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様					
料金	(消費税込) 日 附 印 203 円 内税10%18円 07-05-30					
備考	現金扱					

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

日本共産党京都府会議員団 様

2025年5月22日
全国公的扶助研究会

『季刊 公的扶助研究』・定期購読料の請求について

若葉が初夏の日差しに輝く季節となりました。

いつも、全国公的扶助研究会の機関誌である『季刊 公的扶助研究』誌を定期購読いただきありがとうございます。

さて、『季刊 公的扶助研究』誌の定期購読料のお支払いについて、お願いさせていただきます。同封の「郵便振替払込用紙」または、以下の方法での納入をお願いいたします。

2025年6月30日迄に納入ください。

日本共産党京都府会議員団 様 への請求額

整理番号	購読料対象号数	対象年数	金額
	277号 ～ 280号分	1年間分	3,200円

請求額に誤りがあると思われる場合は、事務局までご連絡を下さい。また、定期購読の継続を希望しない場合にも、事務局までご連絡をお願いします。（連絡がない場合は、自動的に継続となります。）

また、2年間分を超える滞納となった場合には、『季刊 公的扶助研究』誌の発送を停止させていただきます。（定期購読不要の場合は、メール又は、FAXでのご連絡をお願いいたします。）

なお、本状が購読料納入と行き違いとなった場合には、何卒ご容赦ください。

《 銀行や ATM、ネットバンクからのお振込の場合 》

以下の「振込用口座番号」へお願いいたします。なお、その際には、振込人名の前に、上記「整理番号」を付けていただきますようお願いいたします。

（例：001 ヤマダタロウ）

店名：〇ー九（ゼロイチキュウ）

預金種別：当座

口座番号：0147847

名義：公的扶助研究編集委員会

※振込手数料のご負担をお願いします。

<連絡先> 〒113-0001 東京都文京区白山 1-13-7 アクア白山ビル 5階

全国公的扶助研究会事務局

【E-mail】 zennkoku_koufukenn@yahoo.co.jp

【FAX】 050-3730-2116

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	231	
費目	調査研究費、研修費、広報広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、 <u>資料購入費</u> 、事務所費、事務費、人件費				
支払内容	「農民」 1月～6月分				
支払金額	4,200	按分率	100%	計上額	4,200
按分率の考え方					
備考					

5/30

払込金受領証

口座番号	0	1	0	4	0	3	通常払込 目金納入 書 良 想
	百	十	万	千	百	十	
加入者	農民組合京都府連合会						
金額	千	百	十	万	千	百	十
				4	2	0	0
おなま	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内						
ご依頼人	日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様						
料金	受付局日附印						
特殊取	07-05-30						
現金扱							

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

ように貼付してください。)

機関紙(農民)請求書

日本共産党

京都府会議員団 様

2025年 5月

農民組合京都府連合会

〒612-0029

京都市伏見区深草西浦町5丁目21

電 話 075-642-0931

下記の通り機関紙「農民」の請求をいたします。

別紙振込用紙にて送金下さるよう お願いします。

なお、ゆうちょ銀行の手数料改定で送金料がかかります。

ただし、ゆうちょ銀行に口座をお持ちの方はATMで口座からの振り込みには手数料がかかりません。活用ください。

	1ヶ月単価	金 額	
2025年1～6月	700	4,200	送料とも
請 求 額		4,200	

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	232
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「季刊ひろば」 222～225号		
支払金額	2,960	按分率	100%
計上額	2,960		
按分率の考え方			
備考			

(領収書)

5/30

振替払込請求書兼受領証

口座番号	010309	支店	京都教育センター	金額	¥2960	振替人	日本共産党府会議員団 様	日付印	07-05-30	現金扱	
加入番号	33742	千	百	十	円						

記載事項を訂正した場合は、その箇所には印を押しつけてください。

日本共産党府会議員団様

2025年5月21日

京都教育センター代表 山岡 雅博

「ひろば」編集長 相模 光弘

「季刊ひろば」年会費について(お願い)

日頃は「季刊ひろば—京都の教育」をご購読いただき、ありがとうございます。
 下記のとおり、年会費(購読料)を請求させていただきます。
 年会費は、送料込み2,960円(年4回発行)です。
 お支払いには、今回同封の郵便振替用紙(手数料は不要)をご利用ください。
 なお、行き違いの節はご容赦ください。
 今後とも「ひろば」をよろしくお願い申し上げます。

記

2960 円 「ひろば」 222号～225号 分

※ 221 号分までの年会費は、2025年 2月に領収済みです。

お問い合わせ先
 京都教育センター
 京都市左京区聖護院川原町4
 旧教育会館内
 TEL:075-752-1081

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	223		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞・雑誌購読料 6月分				
支払金額	10,355	按分率	100%	計上額	10,355
按分率の考え方					
備考	「赤旗日曜版」「京都民報」「前衛」「経済」「議会と自治体」「学習」「女性のひろば」「赤旗縮刷版」「民青新聞」				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/16

【請求内訳】			
新聞・雑誌名		定価	部数
日曜版	6月	990	1
京都民報	6月	680	1
前衛	6月	744	1
経済	6月	1049	1
議会と自治体	6月	794	1
月刊学習	6月	387	1
女性のひろば	6月	316	1
「赤旗」縮刷版	6月	4715	1
民青新聞	6月	680	1
前衛臨時号	6月	990	

領 収 書

日本共産党府会議員団 様

10,355 円

2025 年 6 月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府議員団

日付	6/16	振替	京都府議会議員団 印
----	------	----	---------------

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	234
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「公明新聞」 6月分		
支払金額	2,270	按分率	100% 計上額 2,270
按分率の考え方			
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

6/26

新聞購読料 領収証
日本共産党京都府議会議員団 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025年6月分(6/01~6/30) 領収日 6月26日

領収金額 ¥2,270

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

(10%対象 0円 消費税 0円)

(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 茂龍 哲生
登録番号:T7810807775778
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
奥町238-2
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	235		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「読売新聞」 6月分				
支払金額	4,800	按分率	100%	計上額	4,800
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/26

YC 領収書

区域

お名前 日本共産党京都府議会議員団 様

府庁議会棟
7年 6月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 セット ※	1	4,800
2			
3			
合 計			4,800円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

※は軽減税率(10.0%対象
(8.0%対象

0円消費税
4,800円消費税

0円)ご愛読ありがとうございます。
355円)引き続きよろしくお願い致します

読売センター御所西
上京区大宮通下立売下ル菱屋町

登録番号 T1130002008143
Tel 075-841-5863

領収印



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	236		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「朝日新聞」「毎日新聞」「日本経済新聞」 6月分				
支払金額	15,300	按分率	100%	計上額	15,300
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

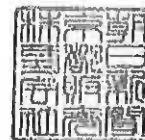
6/26

別紙添付

2025年06月度 領収証

日本共産党 京都府議会議員団 様
〒602-8041
上京区下立売通新町西入藪之内町1
京都府議会棟

朝日新聞京都販売(株) ASA府庁前
京都市中京区丸太町通油小路東入
横鍛冶町111-2
(TEL)075-212-8787 (FAX)075-212-8790
T3130001016384



下記、正に領収いたしました。

合計金額

¥15,300 (税込)

8%対象:14,167 消費税1,133

顧客No. [REDACTED] : 証券No. :

[illegible]

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	237		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ 事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」「日本農業新聞」「産経新聞」 6月分				
支払金額	12,900	按分率	100%	計上額	12,900
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

6/26

領収証

2025年06月分

日本共産党

京都府議会議員団様

No. XXXXXXXXXX

銘 柄		部	金 額	お知らせ	領収日	年	月	日			
京都新聞セツ※		1	4,900	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。							
日本農業新聞※		1	3,100								
産経新聞セツ※		1	4,900								
合 計		¥12,900		8%対象 ¥12,900(内消費税 ¥955)							
※は軽減税率対象品目											

京都新聞堀川販売所

〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル白菱町285

TEL: 075-441-7682

FAX: 075-441-7687

有限会社川元 登録番号 T5130002019731



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	238		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」北版 6月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計上額	3,900
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

6/26

2025年06月分

日本共産党

京都府議会議員団様

領収証

No. XXXXXXXXXX

銘柄	部	金額
京都新聞北版※	1	3,900
合計		¥ 3,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 年 月 日

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥3,900(内消費税 ¥288)

京都新聞堀川販売所

〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル毘賣町285

TEL: 075-441-7682

FAX: 075-441-7687

有限会社川元 登録番号 T6130002019731



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	239		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	日刊「しんぶん赤旗」 6月分				
支払金額	3,497	按分率	100%	計上額	3,497
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/27

日本共産党京都府議会議員団 様

しんぶん赤旗
領収書

2025年6月分

3,497円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
京都市北区紫野雲林院町78
Tel.075-441-4655
日本共産党京都北地区委員会

8%対象	3,238円(税抜)	消費税	259円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日

6/27



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	240
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ ・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「平和新聞」「平和運動」 2025/4月～2026/3月分		
支払金額	11,508	按分率	100% 計上額 11,508
按分率の考え方			
備考	@959×12カ月		

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/27

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	01020	9	2025年4月1日
加入者	京都平和委員会		
金額	11,508		
ご依頼人	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様		
料金	07-06-27		
備考	現金扱		

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

2026年 6月10日

日本共産党京都府会議員団 御中

京都平和委員会
理事長 片岡 明
事務局長 佐藤 昇

特別会費納入のお願い

(前納・期間指定請求などご希望の個人・団体様用)

貴団体の京都平和委員会へのご協力、ご援助に厚くお礼を申し上げます。
平和委員会全国大会京都で開催し、今年度の闘いの意思統一を行いました。
大会へ向けた活動の中で、死亡・退職・転居などにより、昨年末から年度末にかけて多くの退会と減紙が出ましたが、役員・会員の奮闘により、昨年現勢を回復しました。引き続き皆様のご支援を心からお願いいたします。

平和委員会の運動を支える財政活動の安定と前進に、引き続きお力添えを頂きますよう、お願いいたします。

請 求 内 訳

団体紙誌代	月額	月数	金額
2025年度請求 (4月～26年3月分)	新聞470円 送料126円 運動誌300円 送料63円 合計959円	12ヶ月	11,508円
今回請求金額			11,508円

以上ご請求いたします

〒604-8854 京都府京都市中京区壬生仙念町30-2

京都労働者総合会館内 京都原水協東京付

京都平和委員会

電話 075-811-3203

振替 01020-9-1885

FAX 075-811-3213

担当事務局 佐藤

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	241		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	最新 地方行政キーワード地方行財政改革の論点（追録）				
支払金額	3,300	按分率	100%	計上額	3,300
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/27

通電料品料金 加入者負担		振替払込請求書 兼受領証	
日 付	00140	8	10000
加入 者名	株式会社きょうせい		
金 額	千	百	十
		3	300
振込先	みずほ銀行	銀行	東京営業部 支店
ご依頼人住所氏名 （切り取らずにお出しください）	普通預金 4913720		
	かきょうせい		
	京都府京都市上京区		
	日本共産党京都府議会議員 団事務局		
	要打電項目		様
料 金	日 附 印		
	07-06-27		
備 考	円		
	現金扱		
この受領証は、大切に保管してください			

請 求 書

登録番号：T1010001100425

日本共産党
京都府議会議員団事務局

様 令和 7 年 6 月 12 日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社ぎよう

令和7年5月分

下記のとおりご請求いたします。

代表取締役
社 長 西 本

ご請求額 ¥3,300.-
内消費税10% ¥300.-

お得意様No.
(請求No.)

お支払は令和 7 年 8 月 31 日までをお願いします。

品 名	追 録 号 数	数 量	単 価	金 額	備 考
最新 地方行政キーワード地方行政改革の 論点	36	1	3300	3300	

(振込先) みずほ銀行東京営業部 (001)
普通預金 4913720 カ)キョウセイ
(要打電項目) 506096224 ニホンキョウサントウ キョウトフキカイ

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	242		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「両丹日日新聞」 4月～6分				
支払金額	7,565	按分率	100%	計上額	7,565
按分率の考え方					
備考	振込手数料含む				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

7/10

07-07-10	B W	*7,290	カリヨウツニチニチフ
07-07-10	B W	*275	振込手数料

1 枚目

2025 年 6 月 30 日

京都市上京区下立売通り新町西入ル
藪ノ内町 京都府庁内

株式会社 両丹田田新聞社

新田日新
代表取締役 勝

〒620-0055 福知山市篠尾新町一丁目99番地
TEL:0773(22)2688(代) FAX:0773(22)3232

登録番号 T9130001041385

下記の通り御請求申し上げます。本状と行き違いでお支払の際は何卒ご容赦ください。

[illegible]

注) ※印は軽減税率 適用商品 こちらは適格請求書になります

振込口座 京都銀行 福知山支店 当座 132804

京都北都信用金庫福知山中央支店 当座 1363

口座名義 カ)リヨウタンニチニチシンブンシヤ

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	243	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費			
支払内容	「点字京都」 2025/4月～2026/3月分			
支払金額	1,403	按分率	100%	計上額 1,403
按分率の考え方				
備考				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

7/10

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	1	0	0	0	5
				5	0	2 2 6
加入者名	公益社団法人 京都府 視覚障害者協会					
金額	千	百	十	万	千	百 十 円
				¥	1	200
ご依頼人	共産党府会議員団室 様					
料 金	(消費税込み) 203 円		日 附 印 内税10%18円 07-07-10			
備考	現金扱					

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

事 務 連 絡

2025年7月7日

点字京都購読者 各位

公益社団法人 京都府視覚障害者協会

事務所統括管理者 平井 敬子

「点字京都」購読料（2025年度分）お支払いのお願い

冠省

日頃より本会の諸事業推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、早速ですが「点字京都」購読料（2025年度分）についてご案内をいたします。

2025年度分の対象は、2025年4月号～2026年3月号、料金は1,200円になります。

つきましては、同封しております払込取扱票（ゆうちょ銀行専用）にて、9月末日までにお支払いいただきますようお願い申し上げます。

*誠に勝手ながら振込手数料はご負担くださいますようお願い申し上げます。

なお、本状と行き違いにお支払いの際は、悪しからずご容赦ください。

草々

<お問い合わせ先>

公益社団法人 京都府視覚障害者協会 事務局 今井

〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町11 電話075-462-2414

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	244
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	新聞・雑誌購読料 7月分		
支払金額	10,355	按分率	100% 計上額 10,355
按分率の考え方			
備考	「赤旗日曜版」「京都民報」「前衛」「経済」「議会と自治体」「学習」「女性のひろば」「赤旗縮刷版」「民青新聞」		

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

7/16

【請求内訳】			
新聞・雑誌名		定価	部数
日曜版	7月	990	1
京都民報	7月	680	1
前衛	7月	744	1
経済	7月	1049	1
議会と自治体	7月	794	1
月刊学習	7月	387	1
女性のひろば	7月	316	1
「赤旗」縮刷版	7月	4715	1
民青新聞	7月	680	1
前衛臨時号	7月	990	

領収書

日本共産党府会議員団 様

10,355 円

2025 年 7 月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府

日付	7/16	振替	会都府
----	------	----	-----

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	245
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費 ~~資料購入費~~ 事務所費・事務費・人件費		
支払内容	日刊「しんぶん赤旗」 7月分		
支払金額	3,497	按分率	100% 計上額 3,497
按分率の考え方			
備考			

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

7/25

日本共産党京都府議会議員団 様 **しんぶん 赤旗**
領収書
2025年7月分
3,497円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
京都市北区紫野雲林院町78
Tel.075-441-4655
日本共産党京都北地区委員会

8%対象	3,238円(税抜)	消費税	259円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
7/25



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	246
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「公明新聞」 7月分		
支払金額	2,270	按分率	100% 計上額 2,270
按分率の考え方			
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

7/25

新聞購読料 領収証
日本共産党京都府議会議員団 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2025年7月分(7/01~7/31) 領収日 7月25日

領収金額 ￥2,270

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 茂籠 哲生
登録番号:T7810807775778
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
奥町238-2
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込No. [REDACTED]



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	247		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ 事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「少子化に立ち向かう自治体の子育て政策」				
支払金額	1,800	按分率	100%	計上額	1,800
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

7/27

領 収 書

2025年7月27日

日本共産党京都府議会議員団様

¥1800—

但し『少子化に立ち向かう自治体の子育て政策』代として
上記正に領収いたしました。

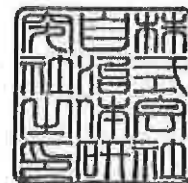
内訳 税抜金額 1636 円 消費税額等 (10%) 164 円

（株）自治体研究社

連絡先：〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 電話 03-3235-5941

登録番号 T8-0111-0100-9038

分科会5



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	248		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「地域から考える少子化対策」				
支払金額	1,100	按分率	100%	計上額	1,100
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

7/27

領 収 書

2025年7月27日

京都
日本共産党府会議員団様

¥1100-

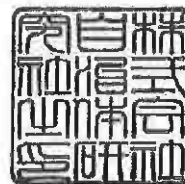
但し『地域から考える少子化対策』代として
上記正に領収いたしました。

内訳 税抜金額 1000 円 消費税額等(10%) 100 円

(株)自治体研究社

連絡先: 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 電話 03-3235-5941

登録番号 T8-0111-0100-9038



分科会5

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	249		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費 ~~(会費)~~ 事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「いま、核のない世界を築くために」				
支払金額	1,600	按分率	100%	計上額	1,600
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

7/27

領 収 書

2025年7月 27 日

日本共産党京都府議会議員団様

¥1600—

但し『いま、核のない世界を築くために』代として
上記正に領収いたします。

内訳 税抜金額 1455 円 消費税額等 (10%) 145 円

(株)自治体研究社

連絡先: 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 電話 03-3235-5941

登録番号 T8-0111-0100-9038



全体会

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	250
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「読売新聞」 7月分		
支払金額	4,800	按分率	100% 計上額 4,800
按分率の考え方			
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

7/28

領収書

区域

お名前 日本共産党京都府議会議員団 様

府庁議会棟

7年 7月分 振替

銘	柄	部数	金額	◇左記の通り領収しました
1	読売新聞 セット ※	1	4,800	
2				
3				
合 計			4,800円	領収日 年 月 日

※は軽減税率(10.0%対象
(11.0%対象

0円消費税
4,800円消費税

0円)ご愛読ありがとうございます。
355円)引き続きよろしくお願い致します

登録番号 T1130002008143

読売センター御所西
上京区大宮通下立売下ル菱屋町

Tel 075-841-5863



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	251		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「朝日新聞」「毎日新聞」「日本経済新聞」 7月分				
支払金額	15,300	按分率	100%	計上額	15,300
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

7/
28

別紙添付

2025年07月度 領収証

日本共産党 京都府議会議員団 棟
〒602-8041
上京区下立売通新町西入藪之内町 1
京都府議会棟

朝日新聞京都販売(株) ASA府庁前
京都市中京区丸太町通油小路東入
横鍛冶町111-2
(TEL)075-212-8787 (FAX)075-212-8790
T3130001016384



下記、正に領収いたしました。

合計金額

¥15,300 (税込)

8%対象:14,167 消費税1,133

顧客No.

証券No.

[illegible]

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	252		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」「日本農業新聞」「産経新聞」 7月分				
支払金額	12,900	按分率	100%	計上額	12,900
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

7/28

2025年07月分

日本共産党

京都府議会議員団 様

領収証

No. XXXXXXXXXX

銘 柄	部	金 額
京都新聞㊦※	1	4,900
日本農業新聞※	1	3,100
産経新聞㊦※	1	4,900
合 計		¥12,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 年 月 日

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥12,900(内消費税 ¥955)

京都新聞堀川販売所

〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル白莢町285

TEL: 075-441-7682

FAX: 075-441-7687

有限会社川元 登録番号 T5130002019731



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	253		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~文書入力費~~ ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」北版 7月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計上額	3,900
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

7/
28

領収証

2025年07月分

日本共産党

京都府議会議員団様

No. XXXXXXXXXX

銘柄	部	金額
京都新聞北版※	1	3,900
合計		¥ 3,900

※は軽減税率対象品目

お知らせ 領収日 年 月 日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥3,900(内消費税 ¥288)

京都新聞堀川販売所

〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル自英町285

TEL: 075-441-7682

FAX: 075-441-7687

有限会社川元 登録番号 T5130002019731



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	2574	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「障全協新聞」 2025年度分				
支払金額	2,000	按分率	100%	計上額	2,000
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

7/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001107										通常払込 目金加入 者負担
	7483										
加入会名	障全協										
金額	千	百	十	万	千	百	十	円			
					20	00					
ご依頼人	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様										
料金	日 附 印 07-07-30										
備考	現金扱										

記帳事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

254

2025年6月

No

日本共産党京都府会議員団 様

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5階

日本障害者センター内

TEL: 03-6261-4158/FAX: 03-6261-4159

メール: shozenkyo@shogaisha.jp

障全協『新聞購読料』納入のお願い

障全協新聞購読会員の皆様。日頃より、私ども障全協の運動に対し、心温まるご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、2025年度が始まり3カ月となりました。つきましては、障全協運動を支えるための2025年度の障全協新聞の購読料の納入をよろしくお願いいたします。

下記の納入状況の詳細をご覧ください、引き続き、障害者の生活と権利を守る運動にご支援、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

障全協の新聞の購読料は、年間2,000円となっています。

2025年度の新聞代 2,000円の納入をお願いいたします。

なお、納入は、同封した郵便振替用紙をご活用下さい。（必要事項を記載下さい。）

【前回入金日】8/22/2024の納入（2024年度分）でした。

※なお、納入後に、このお願い状が到着した場合は、お許し下さい。購読料納入状況等
ご不明な点がありましたらご連絡いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

※振込先：郵便振替 : 00110-7-7483 障全協（用紙同封）

（または、ゆうちょ銀行 ○一九店 当座 7483 障全協）

銀行 : みずほ銀行・目黒支店 普通1095093 障全協 白沢仁

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	255	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>貸入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	「日本社会をリビルドする」				
支 払 金 額	2,640	按分率	100%	計 上 額	2,640
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

8/5

領 収 証 日本共産党京都府議会議員団様 No. _____

金額 ￥ 2640.

内 容 日本社会をリビルドする

現金 _____

小切手 _____

手 形 _____

消費税率等(%) _____

2025年8月5日 上記正に領収いたしました

〒602-8119 TEL: 075-415-7902
京都府上京区西門町北本丸町1321
有限会社 かもがわサロン
ブックセンター かもがわ

収入印紙

コクヨ 27-32

人間が大切にされる平和な社会へ

岡田知弘

Tomohiro Okada

川口創

Hajime Kawaguchi

池内秀樹

Hideki Ikeuchi

日本 社会を リビルド

NPO法人アジア太平洋資料センター
(PARC) 共同代表

内田聖子

日本再建の力ぎは地方自治にあります。

杉並区の合言葉は「みんなが地元主人翁」。行政、中小企業、住民が熟議を重ね、協働することで地域は変わる。自治と民主主義を足元から修復するための指針となる一冊です。

中小企業家同友会全国協議会前会長

鋤柄修

中小企業経営で悩んでいるみなさん、あなたが求めているものがここにあります。迷わず手に取り読んでみる価値があります。日本社会の構造の問題を多角的に知ることができる良書。

かもかわ出版

社会福祉法人
熱田福祉会理事長

平松知子

経済も行政も住民自治も、そして、平和な暮らしも、「個人の尊重」を軸に、私たち一人ひとりが意識を持つことで、社会が変わるかもしれない。本書がそう思わせてくれました。

推薦

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	256		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ ~~資料購入費~~ 事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「レジスタントの京都 治安維持法下の青春」				
支払金額	1,980	按分率	100%	計上額	1,980
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

8/9

領収書

2025年8月9日

日本共産党京都府会議員団 様

¥1,980

但 「レジスタントの京都」

京都治安維持法研究

京都治安維持法研究会・編

第三條 第一條ノ結社ノ組織ヲ準フ

第二條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第三條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第四條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第五條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第六條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第七條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第八條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第九條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第十條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第十一條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第十二條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第十三條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第十四條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

第十五條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者

治安維持法下の青春

京都

レジスタントの

第一部 座談会 京都で考える治安維持法100年とこれから

第二部 治安維持法の実態と抵抗した京都の人々

第1章 治安維持法下、人間の尊厳・人格・人権を全面否定した凄惨で違法な拷問の実態

第2章 歴史の逆風に成して自由を求めた人々

第三部 レジスタントの京都Ⅰ 治安維持法違反事件

第1章 京都学連事件

第2章 滝川事件

第3章 第二次大本教弾圧事件

第4章 捏造された「京都人民戦線事件」

第四部 レジスタントの京都Ⅱ 弾圧された人々

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	257		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞・雑誌購読料 8月分				
支払金額	10,355	按分率	100%	計上額	10,355
按分率の考え方					
備考	「赤旗日曜版」「京都民報」「前衛」「経済」「議会と自治体」「学習」「女性のひろば」「赤旗縮刷版」「民青新聞」				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

8/14

【請求内訳】			
新聞・雑誌名		定価	部数
日曜版	8月	990	1
京都民報	8月	680	1
前衛	8月	744	1
経済	8月	1049	1
議会と自治体	8月	794	1
月刊学習	8月	387	1
女性のひろば	8月	316	1
「赤旗」縮刷版	8月	4715	1
民青新聞	8月	680	1
前衛臨時号	8月	990	

領収書

日本共産党府会議員団 様

10,355 円

2025 年 8 月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府

日付	8/14	振替	振替
----	------	----	----